第190回国会(常会)通過議案要旨集

衆議院調査局

◎本要旨集は、両院を通過(成立)した議案要旨等について、平成 28年6月1日現在で取りまとめたものです。

目 次

1	第190回国会(常会)議案番議等概况	I
П	第190回国会(常会)議案審査経過	
	○閣法	3
	〇衆法	
	○参法	
	○予算	18
	〇条約	18
	○承認	20
	○承諾	20
	○決算・国有財産等	21
	○決議案·······	22
Ш	「 両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等	
	○内閣委員会	25
	〇総務委員会	39
	○法務委員会······	50
	○外務委員会······	57
	〇財務金融委員会	69
	〇文部科学委員会	76
	〇厚生労働委員会	81
	〇農林水産委員会	94
	○経済産業委員会·······	
	〇国土交通委員会	111
	〇環境委員会	119
	〇安全保障委員会	124
	○予算委員会	
	〇決算行政監視委員会	
	○議院運営委員会····································	139
	〇災害対策特別委員会	
	〇政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会	
	〇消費者問題に関する特別委員会	
	〇地方創生に関する特別委員会	151
π	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
ΤV	-	155
	○委員会決議·······	157
V	通過議案概要一覧	159
V.	I 決算等概要一覧····································	179
ı	【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧	181

会派の正式名称と略称は次のとおりです。

会派名	会派略称
自由民主党	自民
民主・維新・無所属クラブ(~3/28)	民維ク
民進党・無所属クラブ (3/28~)	民進
公明党	公明
日本共産党	共産
おおさか維新の会	おおさか
生活の党と山本太郎となかまたち	生活
社会民主党・市民連合	社民
民主党・無所属クラブ (2015/12/18 解散)	民主
維新の党 (2015/12/18 解散)	維新
次世代の党 (2015/10/2 解散)	次世代
無所属	無

I 第190回国会(常会)議案審議等概況

1 会 期

平成28年1月4日から6月1日までの150日間

2 議案件数

閣 法 65件(成立54件、継続11件)

衆 法 86件(成立 18件、継続 54件、審査未了 7件、

否決 3件、撤回 4件)

参 法 14件(成立 2件、参議院審査未了 2件、

参議院未付託未了 8件、参議院否決 2件)

予 算 7件(成立 7件)

条 約 11件(承認 10件、継続 1件)

承認を求めるの件 3件(承認 3件)

承諾を求めるの件 4件(承諾 2件、継続 2件)

決 算 等 14件(本院議了 1件、継続 10件、審査未了 3件)

決議案

本会議 3件(可決 2件、否決 1件)

委員会 2件(総務委員会、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会)

Ⅱ 第 190 回 国 会 (常 会) 議 案 審 査 経 過

〔閣 法〕

※太字は成立議案

			衆			完			_		義 院		
提出	議案件名	<i>5</i>	秦	会 会			本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	战 米 IT 石	付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	(法律番号)
189	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案(内閣提出、第189回国会閣法第30号)	法務	1/4					閉会中 審査					
189	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出、第189回国会閣法第31号)	法務	1/4					閉会中 審査					
189	刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(第 189回国会閣法第42号)(参議院送付)	法務	5/20	5/20	可決		5/24	可決	5/19	可決	5/20	可決	
189	総合法律支援法の一部を改正する法律案(内 閣提出、第189回国会閣法第57号)	法務	1/4	4/1	修正	有	4/5	修正	5/26	可決	5/27	可決	
189	民法の一部を改正する法律案 (内閣提出、第 189回国会閣法第63号)	法 務	1/4					閉会中 審査					
189	民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、 第189回国会閣法第64号)	法 務	1/4					閉会中 審査					
189	社会福祉法等の一部を改正する法律案(第 189回国会閣法第67号)(参議院送付)	厚生労働	3/23	3/30	可決		3/31	可決	3/17	修正	3/23	修正	3/31 (21)
189	労働基準法等の一部を改正する法律案 (内閣 提出、第189回国会閣法第69号)	厚生労働	1/4					閉会中 審査					
189	確定拠出年金法等の一部を改正する法律案 (第189回国会閣法第70号)(参議院送付)	厚生労働	4/15	5/20	可決		5/24	可決	4/14	修正	4/15	修正	
190	地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣 提出第1号)	総務	1/12	1/13	可決		1/14	可決	1/19	可決	1/20	可決	1/26 (4)
190	一般職の職員の給与に関する法律等の一部 を改正する法律案(内閣提出第2号)	内閣	1/12	1/13	可決	有	1/14	可決	1/19	可決	1/20	可決	1/26 (1)
190	特別職の職員の給与に関する法律の一部を 改正する法律案(内閣提出第3号)	内閣	1/12	1/13	可決		1/14	可決	1/19	可決	1/20	可決	1/26 (2)

| بد ا

			衆	 防			参 ii	 義 院					
提出	議案件名	3	美 員	会			本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	議 余 竹 右	付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査 結果	議決日	審議結果	(法律番号)
190	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正 する法律案(内閣提出第4号)	法 務	1/12	1/13	可決		1/14	可決	1/19	可決	1/20	可決	1/26 (5)
190	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正 する法律案(内閣提出第5号)	法 務	1/12	1/13	可決		1/14	可決	1/19	可決	1/20	可決	1/26 (6)
190	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部 を改正する法律案(内閣提出第6号)	安全保障	1/12	1/13	可決		1/14	可決	1/19	可決	1/20	可決	1/26 (7)
190	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第7号)	財務金融	2/9	3/1	可決		3/1	可決	3/31	可決	3/31	可決	3/31 (23)
190	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第8号)	経済産業	3/15	3/18	可決		3/22	可決	3/31	可決	3/31	可決	3/31 (18)
190	雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣 提出第9号)	厚生労働	3/8	3/16	可決		3/17	可決	3/29	可決	3/29	可決	3/31 (17)
190	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給 法の一部を改正する法律案(内閣提出第10 号)	厚生労働	3/17	3/23	可決		3/24 4/8	可決同意	4/5	修正	4/6	修正	4/15 (28)
190	サイバーセキュリティ基本法及び情報処理 の促進に関する法律の一部を改正する法律 案(内閣提出第11号)	内閣	3/24	3/30	可決	有	3/31	可決	4/14	可決	4/15	可決	4/22 (31)
190	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 (内閣提出第12号)	法務	3/8	3/18	可決	有	3/22	可決	5/24	可決	5/25	可決	
190	踏切道改良促進法等の一部を改正する法律 案(内閣提出第13号)	国土交通	3/8	3/15	可決	有	3/17	可決	3/31	可決	3/31	可決	3/31 (19)
190	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第14号)	国土交通	3/31	4/19	可決		4/21	可決	4/28	可決	5/2	可決	5/13 (36)
190	地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提 出第15号)	地方創生	3/15	3/23	可決		3/24 4/14	可決 同意	4/6	修正	4/8	修正	4/20 (30)

			衆	議	r ₂	 完			3	参 i			
提出	詳 安 <i>此 夕</i>	73	· ·	会			本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	議案件名	付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査 結果	議決日	審議結果	(法律番号)
190	所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提 出第16号)	財務金融	2/16	3/1	可決	有	3/1	可決	3/29	可決	3/29	可決	3/31 (15)
190	原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する 法律の一部を改正する法律案(内閣提出第17号)	経済産業	3/24	4/20	修正	有	4/21	修正	5/10	可決	5/11	可決	5/18 (40)
190	都市再生特別措置法等の一部を改正する法 律案(内閣提出第18号)	国土交通	5/17	5/20	可決		5/24	可決	5/31	可決	6/1	可決	
190	港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出第 19号)	国土交通	4/14	4/20	可決		4/21	可決	5/12	可決	5/13	可決	5/20 (45)
190	子ども·子育て支援法の一部を改正する法律 案(内閣提出第20号)	内閣	3/15	3/18	修正		3/22	修正	3/31	可決	3/31	可決	3/31 (22)
190	地方税法等の一部を改正する等の法律案(内 閣提出第21号)	総務	2/18	3/1	可決		3/1	可決	3/29	可決	3/29	可決	3/31 (13)
190	地方交付税法等の一部を改正する法律案(内 閣提出第22号)	総務	2/18	3/1	可決		3/1	可決	3/29	可決	3/29	可決	3/31 (14)
190	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に 勤務する外務公務員の給与に関する法律の 一部を改正する法律案(内閣提出第23号)	外務	3/8	3/11	可決	有	3/15	可決	3/22	可決	3/23	可決	3/30 (10)
190	関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣 提出第24号)	財務金融	3/15	3/16	可決	有	3/17	可決	3/29	可決	3/29	可決	3/31 (16)
190	株式会社国際協力銀行法の一部を改正する 法律案(内閣提出第25号)	財務金融	4/4	4/19	可決	有	4/21	可決	5/10	可決	5/11	可決	5/18 (41)
190	児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内 閣提出第26号)	厚生労働	3/22	4/20	可決	有	4/21	可決	4/28	可決	5/2	可決	5/13 (37)
190	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第27号)	厚生労働	4/15	4/22	可決		4/26	可決	5/12	可決	5/13	可決	5/20 (46)
190	電気事業者による再生可能エネルギー電気 の調達に関する特別措置法等の一部を改正 する法律案(内閣提出第28号)	経済産業	4/19	5/11	可決	有	5/12	可決	5/24	可決	5/25	可決	
190	独立行政法人環境再生保全機構法の一部を 改正する法律案(内閣提出第29号)	環境	3/14	3/18	可決		3/22	可決	4/5	可決	4/6	可決	4/13 (26)

			衆	議	ß				Ž	参 ii			
提出	議案件名	3	美員	会			本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	議 来 什 石	付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	(法律番号)
190	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第30号)	倫理選挙	3/17	3/23	修正		3/24	修正	4/1	可決	4/6	可決	4/11 (24)
190	独立行政法人日本スポーツ振興センター法 及びスポーツ振興投票の実施等に関する法 律の一部を改正する法律案(内閣提出第31 号)	文部科学	3/31	4/20	可決	有	4/21	可決	4/28	可決	5/2	可決	5/13 (35)
190	特定国立研究開発法人による研究開発等の 促進に関する特別措置法案(内閣提出第32 号)	内閣	4/5	4/22	修正	有	4/26	修正	5/10	可決	5/11	可決	5/18 (43)
190	人事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣 提出第33号)	法務	5/31					閉会中 審査					
190	宅地建物取引業法の一部を改正する法律案 (内閣提出第34号)	国土交通	4/21	4/27	可決		4/28	可決	5/26	可決	5/27	可決	
190	国立大学法人法の一部を改正する法律案(内 閣提出第35号)(参議院送付)	文部科学	4/26	5/11	可決	有	5/12	可決	4/19	可決	4/20	可決	5/18 (38)
190	漁業経営に関する補償制度の改善のための 漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一 部を改正する等の法律案(内閣提出第36号) (参議院送付)	農林水産	5/9	5/11	可決	有	5/12	可決	4/5	可決	4/6	可決	5/18 (39)
190	海上交通安全法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第37号)(参議院送付)	国土交通	5/9	5/11	可決		5/12	可決	4/7	可決	4/8	可決	5/18 (42)
190	国立研究開発法人情報通信研究機構法及び 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部 を改正する等の法律案(内閣提出第38号)	総務	4/4	4/7	可決		4/8	可決	4/19	可決	4/20	可決	4/27 (32)
190	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律及び児童福祉法の一部 を改正する法律案(内閣提出第39号)	厚生労働	4/19	5/11	可決	有	5/12	可決	5/24	可決	5/25	可決	
190	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の 推進に関する特別措置法の一部を改正する 法律案(内閣提出第40号)	環境	3/24	4/5	可決		4/8	可決	4/21	可決	4/22	可決	5/2 (34)
190	人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に 関する法律案(内閣提出第41号)	内 閣	4/26					閉会中 審査					

			衆	議	ß				Į.	参	義 院		
提出	議案件名	73	美	. 会			本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	議 未 计 右	付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査 結果	議決日	審議結果	(法律番号)
190	衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案(内閣提出第42号)	内 閣	4/26					閉会中 審査					
190	情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案(内閣提出第43号)	財務金融	4/25	4/27	可決	有	4/28	可決	5/24	可決	5/25	可決	
190	特定商取引に関する法律の一部を改正する 法律案(内閣提出第44号)	消費者問題	4/7	4/28	可決	有	5/10	可決	5/20	可決	5/25	可決	
190	消費者契約法の一部を改正する法律案(内閣 提出第45号)	消費者問題	4/7	4/28	可決	有	5/10	可決	5/20	可決	5/25	可決	
190	中小企業の新たな事業活動の促進に関する 法律の一部を改正する法律案(内閣提出第46 号)(参議院送付)	経済産業	5/12	5/20	可決	有	5/24	可決	4/14	可決	4/15	可決	
190	環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴 う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出 第47号)	ТРР	3/24					閉会中 審査					
190	行政機関等の保有する個人情報の適正かつ 効果的な活用による新たな産業の創出並び に活力ある経済社会及び豊かな国民生活の 実現に資するための関係法律の整備に関す る法律案(内閣提出第48号)	総務	4/13	4/21	可決	有	4/22	可決	5/19	可決	5/20	可決	5/27 (51)
190	民法の一部を改正する法律案(内閣提出第49 号)	法務	5/18	5/20	修正		5/24	修正	5/31	可決	6/1	可決	
190	森林法等の一部を改正する法律案(内閣提出 第50号)	農林水産	4/13	4/26	可決	有	4/28	可決	5/12	可決	5/13	可決	5/20 (44)
190	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部 を改正する法律案(内閣提出第51号)	環境	4/1	4/26	可決	有	4/28	可決	5/19	可決	5/20	可決	5/27 (50)
190	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第52号)	地方創生	4/14	4/20	可決		4/21	可決	5/11	可決	5/13	可決	5/20 (47)
190	国家戦略特別区域法の一部を改正する法律 案(内閣提出第53号)	地方創生	4/14	4/26	可決	有	4/28	可決	5/26	可決	5/27	可決	

∞	

			衆	議	<u> </u>	ŧ			יאר	参	議 院		
提出	議案件名	<i>3</i>	美	会			本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	战 未	付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果	(法律番号)
190	公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第54号)	厚生労働	5/31					閉会中 審査					
190	児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣 提出第55号)	厚生労働	5/13	5/18	可決		5/19	可決	5/26	可決	5/27	可決	
190	臨床研究法案(內閣提出第56号)	厚生労働	5/19					閉会中 審査					

〔衆 法〕

			衆	議	<u> </u>	完			ייאונ	参	議 院		
提出	議案件名	73	美	. 会			本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	一 一	付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	(法律番号)
188	公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議 会設置法の一部を改正する法律案(江田憲司 君外4名提出、第188回国会衆法第1号)	倫理選挙	1/4		審査未了								
188	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(江田憲司君外4名提出、第188回国会衆法第2号)	議院運営	1/4		審査未了								
188	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(江田憲司君外4名提出、第188回国会衆法第3号)	議院運営	1/4		審査未了								
188	租税特別措置法の一部を改正する法律案(江田憲司君外4名提出、第188回国会衆法第4号)	財務金融	1/4		審査未了								
189	政党助成法を廃止する法律案 (穀田恵二君提 出、第189回国会衆法第1号)	倫理選挙	1/4					閉会中 審査					
189	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(江田憲司君外4名提出、第189回国会衆法第2号)	議院運営	1/4		審査未了								

		衆 議 院 委 員 会 本 会							Ž	参	養 院		
提出	議案件名	3	美員	会			本 会	議	委員	会	本 会	議	公布日
回次	裁 余 什 石	付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査 結果	議決日	審議結果	(法律番号)
189	政治資金規正法の一部を改正する法律案(江田憲司君外4名提出、第189回国会衆法第3号)	倫理選挙	1/4		審査								
189	放送法の一部を改正する法律案 (逢坂誠二君 外 2 名提出、第189回国会衆法第10号)	総務	1/4					閉会中 審査					
189	農業者戸別所得補償法案(岸本周平君外5名 提出、第189回国会衆法第13号)	農林水産	1/4					閉会中 審査					
189	農地・水等共同活動の促進に関する法律案 (岸本周平君外 5 名提出、第189回国会衆法 第14号)	農林水産	1/4					閉会中 審査					
189	中山間地域その他の条件不利地域における 農業生産活動の継続の促進に関する法律案 (岸本周平君外5名提出、第189回国会衆法 第15号)	農林水産	1/4					閉会中 審査					
189	環境保全型農業の促進を図るための交付金 の交付に関する法律案 (岸本周平君外 5 名提 出、第189回国会衆法第16号)	農林水産	1/4					閉会中 審査					
189	政治資金規正法の一部を改正する法律案 (穀 田恵二君提出、第189回国会衆法第17号)	倫理選挙	1/4					閉会中 審査					
189	政治資金規正法の一部を改正する法律案(黒 岩宇洋君外3名提出、第189回国会衆法第18 号)	倫理選挙	1/4		審査未了								
189	国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼ すおそれのある通商に係る交渉に関する情 報の提供の促進に関する法律案(岸本周平君 外3名提出、第189回国会衆法第19号)	内 閣	1/4					閉会中 審査					
189	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(細田博之君外8名提出、第189回 国会衆法第20号)	内 閣	1/4					閉会中 審査					
189	公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外6名提出、第189回国会衆法第23号)	倫理選挙	1/4	1/20	撤回 許可								

			衆	議	ß					参 ii			
提出	議案件名	才	美	会			本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	議一条 14 名	付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	(法律番号)
189	国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の 重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所 の周辺地域の上空における小型無人機等の 飛行の禁止に関する法律案(第189回国会衆 法第24号)(参議院送付)	内閣	3/11	3/16	可決		3/17	可決	3/10	修正	3/11	修正	3/18 (9)
189	原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案(田嶋要君外3名提出、第189回国 会衆法第30号)	環境	1/4					閉会中 審査					
189	歳入庁の設置による内国税並びに労働保険 料及び年金保険料等の徴収に関する業務の 効率化等の推進に関する法律案(今井雅人君 外5名提出、第189回国会衆法第31号)	内 閣	1/4					閉会中 審査					
189	国有林野事業に従事する職員の労働関係を 円滑に調整するための行政執行法人の労働 関係に関する法律の一部を改正する法律案 (岸本周平君外5名提出、第189回国会衆法 第32号)	農林水産	1/4					閉会中 審査					
189	国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(岸本周平君外5名提出、第189回国会衆法第33号)	農林水産	1/4					閉会中 審査					
189	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員 定数の標準に関する法律の一部を改正する 法律案(平野博文君外3名提出、第189回国 会衆法第34号)	文部科学	1/4					閉会中 審査					
189	戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案(第 189回国会衆法第40号)(参議院送付)	厚生労働	2/24	3/23	可決		3/24	可決	2/18	修正	2/24	修正	3/30 (12)
189	公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(黒岩宇洋 君外3名提出、第189回国会衆法第41号)	倫理選挙	1/4	3/30	撤回許可								
190	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一 部を改正する法律案(議院運営委員長提出、 衆法第1号)	審査省略					1/14	可決	1/20	可決	1/20	可決	1/26 (3)

			衆	議	ß	完			Ž	参 i	義 院		
提出	議案件名	33	5 員	. 会	!		本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	裁 未 计 右	付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査 結果	議決日	審議結果	(法律番号)
190	公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出、衆法第2号)	審査省略					1/21	可決	1/27	可決	1/28	可決	2/3 (8)
190	国及び地方公共団体の責任ある財政運営の 確保を図るための財政の健全化の推進に関 する法律案(前原誠司君外3名提出、衆法第 3号)	財務金融	5/31					閉会中 審査					
190	領域等の警備に関する法律案(大島敦君外11 名提出、衆法第4号)	安全保障	5/31					閉会中 審査					
190	周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案(大島敦君外11名提出、衆法第5号)	安全保障	5/31					閉会中 審査					
190	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(大島敦君外11名提出、衆法第6号)	安全保障	5/31					閉会中 審査					
190	我が国及び国際社会の平和及び安全の確保 に資するための自衛隊法等の一部を改正す る法律を廃止する法律案(髙木義明君外16 名提出、衆法第7号)	安全保障	5/27					閉会中 審査					
190	国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律を廃止する法律案(髙木義明君外16名提出、衆法第8号)	安全保障	5/27					閉会中 審査					
190	消費税の逆進性を緩和するための給付付き 税額控除の導入等に関する法律案(古川元久 君外3名提出、衆法第9号)				5/25 撤回								
190	格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案(古川元久君外3名提出、衆法第10号)	財務金融	5/31					閉会中 審査					

			衆	議	ß	 完				参 i	養 院		
提出	議案件名	3	美	. 会			本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	裁 余 什 石	付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果	(法律番号)
190	中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給 に関する法律案(中根康浩君外6名提出、衆 法第11号)	経済産業	5/31					閉会中 審査					
190	介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(中島克仁君外8名提出、衆法第12号)	厚生労働	3/8	3/16	否決		3/17	否決					
190	国家公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外16名提出、衆法第13号)	内 閣	5/31					閉会中 審査					
190	国家公務員の労働関係に関する法律案(大島 敦君外16名提出、衆法第14号)	内 閣	5/31					閉会中 審査					
190	公務員庁設置法案(大島敦君外16名提出、衆 法第15号)	内 閣	5/31					閉会中 審査					
190	児童扶養手当法及び国民年金法の一部を改正する法律案(初鹿明博君外7名提出、衆法第16号)	厚生労働	3/30	4/20	否決		4/21	否決					
190	地震防災対策特別措置法の一部を改正する 法律案(災害対策特別委員長提出、衆法第17 号)	審査省略					3/22	可決	3/30	可決	3/31	可決	3/31 (20)
190	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境 離島地域に係る地域社会の維持に関する特 別措置法案(谷川弥一君外15名提出、衆法第 18号)	内閣	4/1	4/6	可決		4/8	可決	4/19	可決	4/20	可決	4/27 (33)
190	平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案(平野博文君外3名提出、衆法第19号)	文部科学	3/31		5/17 撤回								
190	成年後見制度の利用の促進に関する法律案 (内閣委員長提出、衆法第20号)	審査省略					3/24 4/8	可決 同意	4/5	修正	4/6	修正	4/15 (29)
190	成年後見の事務の円滑化を図るための民法 及び家事事件手続法の一部を改正する法律 案(内閣委員長提出、衆法第21号)	審査省略					3/24	可決	4/5	可決	4/6	可決	4/13 (27)

			衆	議	ß	完			Ž	>	養 院		
提出	議案件名	<i>3</i> 3	5 員	. 会			本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	战 未 什 石	付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査 結果	議決日	審議結果	(法律番号)
190	保育等従業者の人材確保等に関する特別措置法案(山尾志桜里君外7名提出、衆法第22号)	厚生労働	3/30					閉会中 審査					
190	政官接触記録の作成等に関する法律案(大島 敦君外7名提出、衆法第23号)	内 閣	5/31					閉会中 審査					
190	公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出、衆法第24号)	審査省略					3/31	可決	4/1	可決	4/6	可決	4/13 (25)
190	衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外2名提出、衆法第25号)	倫理選挙	4/22	4/27	否決		4/28	否決					
190	衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(細田博之君外4名提出、衆法第26号)	倫理選挙	4/22	4/27	可決	有	4/28	可決	5/18	可決	5/20	可決	5/27 (49)
190	労働基準法の一部を改正する法律案 (井坂信 彦君外 6 名提出、衆法第27号)	厚生労働	5/27					閉会中 審査					
190	畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案(岸本周平君外8名提出、衆法第28号)	ТРР	5/27					閉会中 審査					
190	合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律案(農林水産委員長提出、衆法第29 号)	審査省略					4/28	可決	5/12	可決	5/13	可決	5/20 (48)
190	分散型エネルギー利用の促進に関する法律 案(奥野総一郎君外3名提出、衆法第30号)	経済産業	5/31					閉会中 審査					
190	熱についてエネルギー源としての再生可能 エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等 のためのエネルギーの使用の合理化等に関 する法律等の一部を改正する法律案(田島一 成君外3名提出、衆法第31号)	経済産業	5/31					閉会中 審査					

			衆	議	ß	 完			ž	参 ii			
提出	举 安 <i>叶 夕</i>	3	Ę Į	会			本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	議案件名	付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査 結果	議決日	審議結果	(法律番号)
190	国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案(中根康浩君外3名提出、衆法第32号)	経済産業	5/31					閉会中 審査					
190	エネルギー協同組合法案 (福島伸享君外3名 提出、衆法第33号)	経済産業	5/31					閉会中 審査					
190	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案(丹羽 秀樹君外9名提出、衆法第34号)	文部科学	5/31					閉会中 審査					
190	酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に 関する法律の一部を改正する法律案(財務金融委員長提出、衆法第35号)	審査省略					5/12	可決	5/26	可決	5/27	可決	
190	発達障害者支援法の一部を改正する法律案 (厚生労働委員長提出、衆法第36号)	審査省略					5/12	可決	5/24	可決	5/25	可決	
190	民法の一部を改正する法律案(井出庸生君外 7名提出、衆法第37号)	法 務	5/12					閉会中 審査					
190	性暴力被害者の支援に関する法律案 (阿部知 子君外 6 名提出、衆法第38号)	内 閣	5/12					閉会中 審査					
190	被災者生活再建支援法の一部を改正する法 律案(野田佳彦君外 9 名提出、衆法第39号)	震災復興	5/27					閉会中 審査					
190	災害 中慰金の支給等に関する法律の一部を 改正する法律案 (野田佳彦君外 5 名提出、衆 法第40号)	震災復興	5/27					閉会中 審査					
190	東日本大震災復興特別区域法の一部を改正 する法律案(野田佳彦君外5名提出、衆法第 41号)	震災復興	5/27					閉会中 審査					
190	東日本大震災からの復興の推進のための相 続に係る移転促進区域内の土地等の処分の 円滑化に関する法律案(野田佳彦君外5名提 出、衆法第42号)	震災復興	5/27					閉会中 審査					
190	民間公益活動を促進するための休眠預金等 に係る資金の活用に関する法律案(山本とも ひろ君外3名提出、衆法第43号)	財務金融	5/18					閉会中 審査					

			衆	議	ß				ž	参 i	義 院		
提出	議案件名	3	· ·	会			本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	議 余 什 右	付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議結果	(法律番号)
190	平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(災害対策特別 委員長提出、衆法第44号)	審査省略					5/19	可決	5/25	可決	5/27	可決	
190	平成三十二年東京オリンピック競技大会·東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出、衆法第45号)	審査省略					5/19	可決	5/31	可決	6/1	可決	
190	国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律 案(内閣委員長提出、衆法第46号)	審査省略					5/19	可決	5/31	可決	6/1	可決	
190	特定非営利活動促進法の一部を改正する法 律案(内閣委員長提出、衆法第47号)	審査省略					5/19	可決	5/31	可決	6/1	可決	
190	部落差別の解消の推進に関する法律案 (二階 俊博君外 8 名提出、衆法第48号)	法 務	5/19					閉会中 審査					
190	真珠の振興に関する法律案(農林水産委員長 提出、衆法第49号)	審査省略					5/24	可決	5/31	可決	6/1	可決	
190	幼児教育振興法案(松野博一君外6名提出、 衆法第50号)	文部科学	5/31					閉会中 審査					
190	道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(二階俊博君外5名提出、衆法第51号)	国土交通	5/31					閉会中 審査					
190	消費税率の引上げの期日の延期及び給付付 き税額控除の導入等に関する法律案(山尾志 桜里君外4名提出、衆法第52号)	財務金融	5/31					閉会中 審査					
190	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律案(木村弥生君外3名提出、衆法第53号)	厚生労働	5/31					閉会中 審査					
190	行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案(階猛君外5名 提出、衆法第54号)	総務	5/31					閉会中 審査					
190	公文書等の管理に関する法律の一部を改正 する法律案(階猛君外5名提出、衆法第55 号)	内 閣	5/31					閉会中 審査					

			衆	議	ß				Į.	参 i	義 院		
提出	議案件名	表	美員	. 会			本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	磁 未	付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果	(法律番号)
190	特別養子縁組の促進等のための児童の養子 縁組に関する法律案(田嶋要君外4名提出、 衆法第56号)	厚生労働	5/31					閉会中 審査					
190	性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案(西村智奈美君外6名提出、衆法第57号)	法 務	5/31					閉会中 審査					
190	官民連携事業の推進に関する法律案 (佐田玄 一郎君外 4 名提出、衆法第58号)	国土交通	5/31					閉会中 審査					
190	チーム学校運営の推進等に関する法律案 (福井照君外 5 名提出、衆法第59号)	文部科学	5/31					閉会中 審査					
190	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案(中川正春君外11名提出、衆法第60号)	内 閣	5/31					閉会中 審査					
190	公職選挙法の一部を改正する法律案 (逢坂誠 二君外 7 名提出、衆法第61号)	倫理選挙	5/31					閉会中 審査					

〔参 法〕

			衆	議	ß				Į.	参	議 院		
提出	議案件名	33	美	. 会			本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果	(法律番号)
189	臨床研究の実施の適正化等に関する施策の 推進に関する法律案 (川田龍平君提出、第189 回国会参法第2号)									審査			
189	労働基準法等の一部を改正する法律案 (小池 晃君提出、第189回国会参法第 6 号)									審査 未了			
189	人種等を理由とする差別の撤廃のための施 策の推進に関する法律案 (小川敏夫君外 6 名 提出、第189回国会参法第 7 号)								5/12	否決	5/13	否決	

			衆	議	ß	 完			ą	参 i	 義 院		
提出	議案件名	7.73	Ę į	会 会			本 会	議	委 員	会	本 会	議	公布日
回次	磁 未 IT 石	付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査 結果	議決日	審議結果	(法律番号)
190	自殺対策基本法の一部を改正する法律案(厚 生労働委員長提出、参法第1号)	厚生労働	2/24	3/18	可決		3/22	可決			2/24	可決	3/30 (11)
190	平成28年度における公債の発行の特例に関する法律案(大久保勉君外7名提出、参法第2号)								3/31	否決	3/31	否決	
190	法人税法の一部を改正する法律案 (大久保勉 君外 9 名提出、参法第 3 号)											審議 未了	
190	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を改正する法律案(尾立源幸君 外1名提出、参法第4号)											審議未了	
190	国の財務書類等の作成及び財務情報の開示 等に関する法律案(尾立源幸君外1名提出、 参法第5号)											審議未了	
190	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 解消に向けた取組の推進に関する法律案(愛 知治郎君外2名提出、参法第6号)	法務	5/18	5/20	可決	有	5/24	可決	5/12	修正	5/13	修正	
190	会社法の一部を改正する法律案(大久保勉君 外9名提出、参法第7号)											審議 未了	
190	女性の健康の包括的支援に関する法律案(髙 階恵美子君外5名提出、参法第8号)											審議未了	
190	金融商品取引法の一部を改正する法律案(大 久保勉君外8名提出、参法第9号)											審議未了	
190	航空機強取等防止措置に係る体制の強化の ための施策の推進に関する法律案(加藤敏幸 君外10名提出、参法第10号)											審議未了	
190	民法の一部を改正する法律案 (前川清成君外 5名提出、参法第11号)											審議未了	

〔予 算〕

			Ş	ヤ 議	<u> </u>	 完				参	義 院	
提出	 議 案 件 名		委	会 会			本 会	議	委 員	会	本 会	議
回次	成 未 IT 石	付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議 結果
190	平成27年度一般会計補正予算(第1号)	予算	1/4	1/13	可決		1/14	可決	1/19	可決	1/20	可決
190	平成27年度特別会計補正予算(特第1号)	予算	1/4	1/13	可決		1/14	可決	1/19	可決	1/20	可決
190	平成28年度一般会計予算	予算	1/22	3/1	可決		3/1	可決	3/29	可決	3/29	可決
190	平成28年度特別会計予算	予算	1/22	3/1	可決		3/1	可決	3/29	可決	3/29	可決
190	平成28年度政府関係機関予算	予算	1/22	3/1	可決		3/1	可決	3/29	可決	3/29	可決
190	平成28年度一般会計予算、平成28年度特別会計予 算及び平成28年度政府関係機関予算につき撤回 のうえ編成替えを求めるの動議						3/1	否決				
190	平成28年度一般会計補正予算(第1号)	予 算	5/13	5/16	可決		5/16	可決	5/17	可決	5/17	可決
190	平成28年度特別会計補正予算(特第1号)	予 算	5/13	5/16	可決		5/16	可決	5/17	可決	5/17	可決

18 | [条 約]

			Ş	を 議	ß					参	義 院	
提出	議案件名		委	会 会			本 会	議	委員	会	本 会	議
回次	成 未 IT 石	付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果
189	航空業務に関する日本国とカンボジア王国との 間の協定の締結について承認を求めるの件(第 189回国会条約第13号)	外務	1/4	3/30	承認		3/31	承認	4/14	承認	4/15	承認
189	航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第189回国会条約第14号)	外務	1/4	3/30	承認		3/31	承認	4/14	承認	4/15	承認
189	刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(第189回国会条約第15号)	外務	1/4	4/20	承認		4/21	承認	5/12	承認	5/13	承認

				安 議	ß					参		
提出	議案件名		委	会 会			本 会	議	委 員	会	本 会	議
回次	战 未	付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果
190	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び 安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並び に日本国における合衆国軍隊の地位に関する協 定第24条についての新たな特別の措置に関する 日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結に ついて承認を求めるの件(条約第1号)	外務	3/10	3/18	承認		3/22	承認	3/31	承認	3/31	承認
190	投資の相互促進及び相互保護に関する日本国と オマーン国との間の協定の締結について承認を 求めるの件(条約第2号)	外務	3/31	4/20	承認		4/21	承認	5/10	承認	5/11	承認
190	投資の相互促進及び相互保護に関する日本国と イラン・イスラム共和国との間の協定の締結につ いて承認を求めるの件(条約第3号)	外務	3/31	4/20	承認		4/21	承認	5/10	承認	5/11	承認
190	所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第4号)	外務	4/21	4/27	承認		4/28	承認	5/24	承認	5/25	承認
190	所得に対する租税に関する二重課税の除去並び に脱税及び租税回避の防止のための日本国とチ リ共和国との間の条約の締結について承認を求 めるの件(条約第5号)	外務	4/21	4/27	承認		4/28	承認	5/24	承認	5/25	承認
190	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び 脱税の防止のための日本国政府とインド共和国 政府との間の条約を改正する議定書の締結につ いて承認を求めるの件(条約第6号)	外務	4/21	4/27	承認		4/28	承認	5/24	承認	5/25	承認
190	社会保障に関する日本国とフィリピン共和国と の間の協定の締結について承認を求めるの件(条 約第7号)	外務	3/24	3/30	承認		3/31	承認	4/21	承認	4/22	承認
190	環太平洋パートナーシップ協定の締結について 承認を求めるの件(条約第8号)	ТРР	3/24					閉会中 審査	-			

20

〔承 認〕

			5	ヤ 議	<u> </u>	完				参	義 院	
提出	議案件名		委員	会 会			本 会	議	委 員	会	本 会	議
回次	成 木 IT 石	付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
190	放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、承認第1号)	総務	3/14	3/22	承認	有	3/24	承認	3/31	承認	3/31	承認
190	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(内閣提出、承認第2号)	国土交通	5/12	5/20	承認		5/24	承認	5/26	承認	5/27	承認
190	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(内閣提出、承認第3号)	国土交通	5/12	5/20	承認		5/24	承認	5/26	承認	5/27	承認

〔承 諾〕

		衆議院					参議院					
提出	議案件名		委員	会			本 会	議	委員会 本会議			議
回次		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議結果	議決日	審査 結果	議決日	審議結果
189	平成26年度一般会計予備費使用総調書及び各省 各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件) (第189回国会、内閣提出)	決算行政監視	1/4	5/11	承諾		5/12	承諾	5/23	承諾	5/25	承諾
189	平成26年度一般会計予備費使用総調書及び各省 各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件) (第189回国会、内閣提出)	決算行政監視	1/4	5/11	承諾		5/12	承諾	5/23	承諾	5/25	承諾
190	平成27年度一般会計予備費使用総調書及び各省 各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)	決算行政監視	5/31					閉会中 審査				
190	平成27年度一般会計予備費使用総調書及び各省 各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)	決算行政監視	5/31					閉会中 審査				

〔決算・国有財産等〕

<決 算>

提出				衆	議院			
回次	議案件名		委員	会		本	会議	参議院
四次		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
	平成24年度一般会計歳入歳出決算							
185	平成24年度特別会計歳入歳出決算	油管 /字两联组	1/4				閉会中審査	
100	平成24年度国税収納金整理資金受払計算書	· 決算行政監視 ·	1/4				闭云中街里	/ /
	平成24年度政府関係機関決算書							
	平成25年度一般会計歳入歳出決算	- 決算行政監視	左視 1/4					/ /
187	平成25年度特別会計歳入歳出決算					閉会中	明스由宏木	
107	平成25年度国税収納金整理資金受払計算書						闭云中街里	/ /
	平成25年度政府関係機関決算書							/
	平成26年度一般会計歳入歳出決算							/ /
190	平成26年度特別会計歳入歳出決算	· · 決算行政監視 ·	4/26				閉会中審査	/
190	平成26年度国税収納金整理資金受払計算書		4/20				闭云中街里	/
	平成26年度政府関係機関決算書							
	昭和19年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算							/
190	及び昭和20年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出	決算行政監視	4/26				閉会中審査	/
	決算							V

<国有財産>

提出				衆	議院				
佐山 回次	議案件名		委	会 会		本	会議	参	議院
凹次		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果		
185	平成24年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/4				閉会中審査		
185	平成24年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/4				閉会中審査		
187	平成25年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/4				閉会中審査		
187	平成25年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/4				閉会中審査	_	
190	平成26年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	4/26				閉会中審査		
190	平成26年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	4/26				閉会中審査		

<国庫債務>

提出				衆	議院				
_{挺山} 回次	議案件名		委員	会		本	会議	参	議院
凹次		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果		
189	平成26年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)	決算行政監視	1/4	5/11	異議がない	5/12	異議がない		

<NHK決算>

提出				衆	議院				
回次	議案件名		委	会 会		本	会 議	参議	院
凹次		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果		
185	日本放送協会平成24年度財産目録、貸借対照表、 損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・ フロー計算書	総務	1/4		審査未了				
187	日本放送協会平成25年度財産目録、貸借対照表、 損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・ フロー計算書	総務	1/4		審査未了				
190	日本放送協会平成26年度財産目録、貸借対照表、 損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・ フロー計算書	総務	5/31		審査未了				

〔決議案〕

<本会議>

提出				衆	議院		
回次	議案件名		委員	員 会		本	会議
四久		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果
190	北朝鮮による4度目の核実験に対する抗議決議 案(河村建夫君外15名提出、決議第1号)	審査省略				1/8	可決
190	北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案 (河村建夫君外15名提出、決議第2号)	審査省略				2/9	可決
190	安倍内閣不信任決議案(岡田克也君外3名提出、 決議第3号)	審査省略				5/31	否決

<委員会>

提出	議案件名	衆議院				
回次	議案件名 	委 員 会	議決日			
190	地方税財政基盤の早期確立及び東日本大震災へ の対応に関する件	総務	3/1			
190	地方議会議員の選挙における選挙運動用ビラの 頒布解禁に関する件	倫理選挙	3/30			

Ⅲ 両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等

【内閣委員会】

〇一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第 2号)要旨

本案は、人事院の国会及び内閣に対する平成27年8月6日付けの職員の給与の改定に関する勧告及び職員の勤務時間の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員について、俸給月額、初任給調整手当及び勤勉手当の額の改定を行うとともに、職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度の対象を拡大する等とするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 全俸給表の全俸給月額を改定すること、勤勉手当の支給割合を年間0.1月 分引き上げること等とすること。
- 二 始業及び終業の時刻について職員の申告を経て勤務時間を割り振ることができる職員の範囲を拡大すること。
- 三 子の養育又は配偶者等の介護をする職員その他これに類する状況にある職員について、週休日並びに始業及び終業の時刻について職員の申告を経て週休日の特例を設け、及び勤務時間を割り振ることができるようにすること。

四 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、二及び三は平成28年 4月1日から施行し、一は平成27年4月1日から適用すること。
- 2 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定めること。

(附帯決議)

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 人事院勧告の前提となる官民給与比較調査について、引き続き正確な官民 給与の実態把握に努め、国家公務員の適正な処遇の確保を図るとともに、国 民に対する説明責任を果たすこと。
- 二 国の厳しい財政事情を鑑み、国家公務員の総人件費に関する基本方針を踏まえ、実効性のある総人件費管理に努めること。
- 三 自律的労使関係制度について、国家公務員制度改革基本法第12条の規定に 基づき、国民の理解を得た上で、職員団体と所要の意見交換を行いつつ、合 意形成に努めること。

〇特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第3号)要旨

本案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定するもので、その内容は次のとおりである。

- 一 内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額及び期末手当について、一般職 の職員の給与改定に準じた改定を行うこと。
- 二 施行期日等
 - 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。
 - 2 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

〇サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第11号)要旨

本案は、サイバーセキュリティの確保のために国が行う情報システムに対する不正な活動の監視及び分析等の対象を独立行政法人等に拡大するとともに、サイバーセキュリティ戦略本部の事務の一部を独立行政法人情報処理推進機構等に委託することができることとし、あわせて、当該委託に係る事務を同機構の業務とするほか、情報処理安全確保支援士制度を創設する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 情報システムへの不正な活動に対する国による監視及び分析並びにサイバーセキュリティに関する演習及び訓練について、国の行政機関に加えて、独立行政法人及びサイバーセキュリティ戦略本部が指定する特殊法人等をその対象とすること。
- 二 サイバーセキュリティ戦略本部の事務のうち、サイバーセキュリティに関する対策の基準の作成及び当該基準に基づく監査並びにサイバーセキュリティに関する重大な事象に対する原因究明のための調査に関するもの等について、国の行政機関、独立行政法人及び指定された特殊法人等を対象とすることとし、それらの事務の一部を、独立行政法人情報処理推進機構等に委託することができることとすること。
- 三 情報処理安全確保支援士制度を創設し、事業者等のサイバーセキュリティ の確保を支援することを業とすることを規定するとともに、情報処理安全確 保支援士試験及び情報処理安全確保支援士の登録に関する規定等を整備する こと。
- 四 その他所要の規定の整備をすること。

五 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範 囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について 遺漏なきを期すべきである。

- 一 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター及び独立行政法人情報処理推進機構は、サイバーセキュリティ対策を着実に実施するために必要かつ十分な人員、予算を継続的に確保し、サイバーセキュリティ戦略を着実に実施すること。
- 二 国の行政機関、重要社会基盤事業者等をはじめとする企業等においてサイバー攻撃からの防御を担う実践的かつ高度な専門人材の確保・育成に向け、 産学官が連携して人材育成に取り組む体制を整備すること。
- 三 サイバー攻撃の多様化等の環境変化に柔軟に対応したサイバーセキュリティ対策を適切に行うため、インシデント発生時において緊急に必要となる措置、重要社会基盤事業者等におけるインシデント情報の迅速かつ省庁横断的な共有等、サイバーセキュリティ対策の実施に係る枠組みの更なる強化に向けて必要となる施策を講じること。
- 四 地方公共団体の扱う住民情報等の重要性に鑑み、地方公共団体のサイバーセキュリティに係る人的体制及び技術的体制の整備及び充実のため、必要な協力等を行うこと。
- 五 国の行政機関、独立行政法人及び指定法人の情報システムの内部における 不正な活動の監視その他の当該情報システムを防御するために必要な措置を 講ずるに際し、当該行政機関等が同意した場合には、内閣官房内閣サイバー セキュリティセンター及びその委託を受けた法人が必要な対応を行うこと。
- 六 この法律の施行後2年以内に、サイバーセキュリティ基本法の施行の状況 及び五をはじめとした本附帯決議の対処の状況を踏まえ、サイバーセキュリ ティ基本法を見直す必要性について検討し、その結果に基づいて、必要な措 置を講ずるものとすること。

〇子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(内閣提出第20号)要旨

本案は、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講

ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 仕事・子育て両立支援事業
 - 1 政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2第1項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)のうち同法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものの設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができることとすること。
 - 2 全国的な事業主の団体は、仕事・子育て両立支援事業の内容に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができることとすること。

二 基本指針

内閣総理大臣が策定する基本指針の記載事項に仕事・子育て両立支援事業 を追加すること。

三 拠出金

- 1 一般事業主から徴収する拠出金の対象事業に仕事・子育で両立支援事業を追加すること。
- 2 拠出金の率の上限を1,000分の2.5以内に引き上げること等とすること。

四 その他

その他所要の改正を行うものとすること。

五 施行期日等

- 1 この法律は、平成28年4月1日から施行することとすること。
- 2 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)について所要の改正を行うものとすること。
- 3 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとすること。

(修正要旨)

- 一 政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、財源を確保しつつ、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための所要の措置並びに保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずるものとすること。
- 二 その他所要の規定を整理すること。

〇特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案(内閣提出第32号)要旨

本案は、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展その他の経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化するとともに、国民が豊かで安心して暮らすことができる社会を実現するためには我が国の科学技術の水準の著しい向上を図ることが重要であることに鑑み、特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するため、政府による基本方針の策定、中長期目標等に関する特例その他の特別の措置等について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国立研究開発法人のうち、研究開発等の実績及び体制を総合的に勘案して 世界最高水準の研究開発の成果の創出が相当程度見込まれるものとして、物 質・材料研究機構、理化学研究所、産業技術総合研究所を特定国立研究開発 法人として定めるものとすること。
- 二 政府は、特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針を定めなければならないものとし、内閣総理大臣は、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとすること。
- 三 特定国立研究開発法人の長の解任に関する特例、中長期目標等に関する特例、役職員の報酬、給与等の特例等を設けるとともに、科学技術に関する内外の情勢に著しい変化が生じた場合において、主務大臣が必要であると認めるときは、特定国立研究開発法人に対し、必要な措置をとることを求めることができるものとすること。
- 四 政府は、独立行政法人通則法及び個別法の運用に当たっては、特定国立研究開発法人による研究開発等の特性に常に配慮しなければならないものとすること。
- 五 所要の規定の整備を行うものとすること。
- 六 この法律は、一部の規定を除き、平成28年10月1日から施行するものとすること。

(修正要旨)

一 優秀な人材の確保等への配慮

特定国立研究開発法人の専ら研究開発に従事する職員(一において「研究者等」という。)の給与その他の処遇については、優秀な人材の確保並びに若年の研究者等の育成及び活躍の推進に配慮して行うものとすること。

二 検討

政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を 勘案し、特定国立研究開発法人の範囲を含め、関連する制度の在り方につい て検討し、その結果に基づいて、所要の法改正を含む全般的な検討を加え、 必要な措置を講ずるものとすること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について 遺憾なきを期すべきである。

- 一 本法の運用及び今後の独立行政法人制度の見直しに当たっては、一定の共 通的規律を設けることで透明性・適正性を確保すること等を目的として独立 行政法人制度を創設した行政改革の趣旨に反することがないよう、十分留意 すること。
- 二 特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針の 策定や同方針に基づく中長期目標の策定に当たっては、本附帯決議を踏まえ るとともに、法人の自主性及び自律性を最大限尊重すること。
- 三 特定国立研究開発法人が取り組む基礎研究が、イノベーション創出のためには重要であることに鑑み、特定国立研究開発法人の長の解任に関する特例及び主務大臣の要求の規定の運用に当たっては、これを濫用することなく、特定国立研究開発法人の自主性及び自律性が損なわれないよう最大限配慮すること。
- 四 特定国立研究開発法人については国家戦略との連動性を高める観点から総合科学技術・イノベーション会議の関与が強化されていることに鑑み、主務大臣は、特定国立研究開発法人の評価の結果に係る総合科学技術・イノベーション会議及び独立行政法人評価制度委員会の意見を次期中長期目標に適切に反映させること。
- 五 独立行政法人通則法における特定国立研究開発法人以外の国立研究開発法人の役員の報酬等の支給の基準について、当該基準に係る規定が本法の施行により反対解釈されることなく、役員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性を考慮して定めること。
- 六 独立行政法人通則法における特定国立研究開発法人以外の国立研究開発法 人の職員の給与等の支給の基準について、当該基準に係る規定が本法の施行

により反対解釈されることなく、専ら研究開発に従事する職員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性を考慮して定めること。

- 七 国際的な頭脳獲得競争の中で、科学技術イノベーション創出力強化に不可 欠な優れた人材の養成・確保のため、研究人材及び研究支援人材に係る適切 な人件費の確保に努めること。
- 八 我が国の産業競争力の強化に向けて、特定国立研究開発法人が中心となり、 大学、産業界等との連携による研究開発等を促進するための環境を整備する とともに、特定国立研究開発法人が本法で求められる世界最高水準の研究開 発の成果の創出等の使命を十分に果たせるよう、必要な予算の確保に努める こと。
- 九 独立行政法人の基礎研究に対する取組が軽視されることのないよう、長期 性、不確実性、予見不可能性、専門性等の研究開発等の特性を踏まえて、適 切な資源配分を図ること。
- 十 研究開発における外部資金等の積極的な受入れを促進する観点から、毎年度の運営費交付金の算定に際して、経営努力による収入の増加を積極的に評価すること、次期中長期目標期間への繰越しを幅広く認めること等によりインセンティブを最大限機能させるなど、独立行政法人制度の運用の改善に努めること。
- 十一 独立行政法人における公正性、透明性が確保された合理的な調達の実施の重要性を勘案しつつ、特定国立研究開発法人による研究開発等の促進を図るため、迅速かつ効果的な調達ができるよう取り組むこと。
- 十二 特定国立研究開発法人が、我が国のイノベーションシステムを強力に駆動する中核機関として重要な役割を担うことを踏まえ、科学技術イノベーションへの社会的な信頼や負託に応えるため、研究不正の防止体制を整備するなど、ガバナンスの一層の強化に努めること。
- 〇国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及 び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関 する法律案(第189回国会衆法第24号)(参議院送付)要旨

本案は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止す

ることにより、これらの施設に対する危険を未然に防止し、もって国政の中枢 機能等及び良好な国際関係の維持並びに公共の安全の確保に資することを目的 とするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 対象施設として、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設 等、外国公館等及び原子力事業所を定めること。
- 二 この法律において「小型無人機等の飛行」とは、次に掲げる行為をいうも のとすること。
 - 1 小型無人機を飛行させること。
 - 2 特定航空用機器を用いて人が飛行すること。
- 三 対象施設の敷地又は区域を指定するときは、当該対象施設の敷地又は区域 及びその周囲おおむね300mの地域を、当該対象施設に係る対象施設周辺地 域として指定するものとすること。
- 四 一定の場合を除き、何人も、対象施設周辺地域の上空において、小型無人機等の飛行を行ってはならないこと。
- 五 警察官等は、四に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合等には、当該小型無人機等の飛行を行っている者に対し、当該小型無人機等の飛行に係る機器を対象施設周辺地域の上空から退去させることその他の対象施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとることを命ずることができること。
- 六 五の場合において、五による措置をとることを命ぜられた者が当該措置を とらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとること を命ずることができないとき又は五の小型無人機等の飛行を行っている者に 対し当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、警察官等は、対象施 設に対する危険を未然に防止するためやむを得ないと認められる限度におい て、当該小型無人機等の飛行の妨害、当該小型無人機等の飛行に係る機器の 破損その他の必要な措置をとることができること。
- 七 四に違反して対象施設及びその指定敷地等の上空で小型無人機等の飛行を 行った者又は五による警察官等の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金に処すること。
- 八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して20日を経過した日から施行すること。

〇有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持 に関する特別措置法案(谷川弥一君外15名提出、衆法第18号)要旨

本案は、我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律において「有人国境離島地域」とは、次に掲げる地域をいうこと。
 - 1 自然的経済的社会的観点から一体をなすと認められる2以上の離島で構成される地域(当該離島のうちに領海基線を有する離島があるものに限る。)内の現に日本国民が居住する離島で構成される地域
 - 2 1のほか、領海基線を有する離島であって現に日本国民が居住するものの地域
- 二 この法律において「特定有人国境離島地域」とは、有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められるものとして別表に掲げるものをいうこと。
- 三 国は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のため必要な施策を策定し、及び実施する責務を有すること。
- 四 内閣総理大臣は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとすること。
- 五 国は、有人国境離島地域に国の行政機関の施設を設置するよう努めるものとするほか、有人国境離島地域内の所定の土地について買取りその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。
- 六 特定有人国境離島地域をその区域に含む都道県は、基本方針に基づき、当該特定有人国境離島地域について、その地域社会の維持に関する計画(以下「計画」という。)を定めるよう努めるものとすること。
- 七 国及び地方公共団体は、国内一般旅客定期航路事業等に係る旅客の運賃及び料金の低廉化について特別の配慮をする等、特定有人国境離島地域に係る施策を講ずるものとすること。
- 八 国は、毎年度、予算で定めるところにより、計画の円滑な実施その他の特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する施策の実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとすること。

- 九 この法律は、一部を除き、平成29年4月1日から施行すること。
- 十 この法律は、平成39年3月31日限り、その効力を失うこと。
- 十一 その他所要の規定を整備すること。

〇成年後見制度の利用の促進に関する法律案(内閣委員長提出、衆法第20号) 要旨

本案は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 成年後見制度の利用の促進に関する基本理念として、成年後見制度の理念 の尊重、地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進及び成年後見制度 の利用に関する体制の整備について定めること。
- 二 成年後見制度の利用の促進について、国及び地方公共団体の責務を規定すること。
- 三 政府は、四の基本方針に基づく施策を実施するため必要な措置を速やかに 講じなければならないこと。この場合において、成年被後見人等の権利の制 限に係る関係法律の改正等については、この法律の施行後3年以内を目途と して講ずるものとすること。
- 四 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、成年後見制度のうち保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討、地域住民の需要に応じた利用の促進、関係機関等における体制の充実強化等の基本方針に基づき、推進されるものとすること。
- 五 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推 進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画を定めなけ ればならないこと。

- 六 内閣府に、特別の機関として、内閣総理大臣を会長とする成年後見制度利 用促進会議を置くとともに、内閣府に、有識者で組織する成年後見制度利用 促進委員会を置くこと。
- 七 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で 定める日から施行するものとすること。ただし、八は、同日から起算して2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。
- 八 六の成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を廃止するとともに、新たに成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議を設けるものとし、両会議の庶務は厚生労働省において処理すること。

(参議院回付修正要旨)

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要となる規定の整理を行うこと。

〇成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改 正する法律案(内閣委員長提出、衆法第21号)要旨

本案は、成年後見の事務がより円滑に行われるようにするため、成年後見人が成年被後見人に宛てた郵便物等の転送を受け、これを開いて見ることができることとするとともに、成年被後見人の死亡後の相続財産の保存に必要な行為を行うことができることとする等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 民法の一部改正
 - 1 成年後見人による郵便物等の管理
 - → 家庭裁判所は、成年後見人がその事務を行うに当たって必要があると認めるときは、成年後見人の請求により、信書の送達の事業を行う者に対し、期間を定めて、成年被後見人に宛てた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物(以下「郵便物等」という。)を成年後見人に配達すべき旨を嘱託することができるものとすること。
 - □ 一の嘱託の期間は、6箇月を超えることができないものとすること。
 - (三) 成年後見人は、成年被後見人に宛てた郵便物等を受け取ったときは、 これを開いて見ることができるものとすること。
 - 2 成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるとき

は、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかなときを除き、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為、成年被後見人であった者の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結等をすることができるものとすること。

二 家事事件手続法の一部改正

- 1 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の審判事件においては、成年被後見人は、法定代理人によらずに、自ら手続行為をすることができるものとすること。
- 2 家庭裁判所は、成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判をする場合には、成年被後見人の陳述を聴かなければならないものとすること。 ただし、その者の心身の障害によりその者の陳述を聴くことができないと きは、この限りでないものとすること。

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行するものとすること。
- 2 その他所要の規定の整備を行うものとすること。

〇国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案(内閣委員長提出、衆法第 46号)要旨

本案は、国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が 残った日本国民に対する国外犯罪被害弔慰金等の支給について必要な事項を定 めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一定義

「国外犯罪行為」とは、日本国外において行われた人の生命又は身体を害する故意の行為のうち、当該行為が日本国内において行われた場合に、日本国の法令によれば罪に当たるものをいうこと、「国外犯罪被害者」とは、国外犯罪行為により死亡し、又は障害が残った者であって、国外犯罪行為時に日本国籍を有する者をいうこと等、必要な定義を規定すること。

二 国外犯罪被害弔慰金等の支給

1 国は、国外犯罪被害者があるときは、国外犯罪行為により死亡した者の 第1順位遺族に対して国外犯罪被害弔慰金として国外犯罪被害者1人当た り200万円、国外犯罪行為により障害が残った者に対して国外犯罪被害障 害見舞金として国外犯罪被害者1人当たり100万円を、それぞれ一時金と して支給すること。

- 2 国外犯罪被害弔慰金等(国外犯罪被害弔慰金及び国外犯罪被害障害見舞金をいう。以下同じ。)を支給しないことができる場合を、国外犯罪被害者と加害者との間に親族関係があるとき等とすること。
- 三 国外犯罪被害弔慰金等の支給手続等

国外犯罪被害用慰金等の支給を受けようとする者は、所定の都道府県公安委員会に申請し、その裁定を受けなければならないこと及び関係する都道府県公安委員会等に、申請に関し必要な援助を求めることができること等とすること。

四 その他

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で 定める日から施行し、この法律の施行後に行われた国外犯罪行為による死亡 又は障害について適用すること。

〇特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出、衆法第 47号)要旨

本案は、特定非営利活動の一層の健全な発展を図るとともに、特定非営利活動法人の運営の透明性を確保するため、仮認定特定非営利活動法人の名称を特例認定特定非営利活動法人に改め、特定非営利活動法人の認証の申請手続における添付書類の縦覧期間を短縮し、及び認定特定非営利活動法人等の海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の所轄庁への事前の提出を不要とするとともに、特定非営利活動法人における事業報告書等の備置期間を延長し、及び特定非営利活動法人に対する貸借対照表の公告を義務付ける等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 「仮認定特定非営利活動法人」の名称を、「特例認定特定非営利活動法人」 に改めること。
- 二 特定非営利活動法人の認証の申請手続における添付書類の縦覧期間を現行の2月間から1月間に短縮するとともに、認証の申請があった旨及び申請のあった年月日等の事項について現行の公告に加えてインターネットの利用による公表を可能とすること。
- 三 特定非営利活動法人が事業報告書等を事務所に備え置く期間を、現行の「翌々事業年度の末日までの間」から「作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」に延長すること。

- 四 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならないこと。
 - 1 官報に掲載する方法
 - 2 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
 - 3 電子公告
 - 4 1から3までに掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法
- 五 認定特定非営利活動法人等の海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の 所轄庁への事前の提出等を不要とすること。
- 六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 七 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後3年を目途として、新法の実施状況、特定非営利活動を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすること。

【総務委員会】

〇地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第1号)要旨

本案は、地方財政の状況等に鑑み、平成25年度の当初予算及び補正予算で地方交付税の総額に加算し、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況により平成26年度に繰り越した震災復興特別交付税のうち、同年度の決算において不用となった金額を減額する等の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 地方交付税の総額の特例
 - 1 平成25年度の当初予算及び補正予算で地方交付税の総額に加算し、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況により平成26年度に繰り越した震災復興特別交付税のうち、同年度の決算において不用となった1,483億円を減額すること。
 - 2 平成27年度の補正予算により増額された同年度分の地方交付税について、 当該額の一部を同年度内に交付しないで、平成28年度分として交付すべき 地方交付税の総額に加算して交付することができることとすること。
- 二 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

〇地方税法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第21号)要旨

本案は、現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点から、法人税改革の一環として法人事業税の所得割の税率の引下げ及び外形標準課税の拡大等を行い、地方創生の推進に向けて、税源の偏在性を是正するための法人住民税の法人税割の税率の引下げ及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止並びに認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人住民税の法人税割及び法人事業税の税額控除制度の創設を行うとともに、自動車取得税の廃止並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入等並びに遊休農地等に係る固定資産税及び都市計画税の価格の特例及び課税標準の特例の創設等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 経済の好循環の確立に向けた法人税改革の一環として、資本金1億円超の 普通法人の事業税について、所得割の税率引下げを行うとともに、付加価値 割及び資本割の税率引上げを行うこと。
- 二 地方創生の推進に向けて、地域間の税源の偏在性を是正し財政力格差の縮

小を図るための法人住民税法人税割の税率引下げ及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止並びに認定地方公共団体のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合の法人住民税法人税割及び法人事業税の税額控除制度の創設を行うこと。

- 三 自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車の環境性能に応じて税率が決定される環境性能割の導入等を行うこと。
- 四 固定資産税及び都市計画税において、一定の遊休農地等の保有に係る課税の強化及び軽減等を行うこと。
- 五 個人住民税の徴収引継特例の対象拡大等の納税環境の整備を行うこと。
- 六 税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこと。
- 七 この法律は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行すること。

〇地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第22号)要旨

本案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、 平成28年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等 に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等 の改正、普通交付税と特別交付税との割合の変更及び震災復興特別交付税の返 還等に係る規定の整備等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりで ある。

- 一 地方交付税法及び特別会計に関する法律等の一部改正
 - 1 平成28年度分の通常収支に係る地方交付税の総額について、地方交付税 法第6条第2項の額に、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金 の活用等による加算額4,100億円、平成28年度における法定加算額3,436億 円及び臨時財政対策のための特例加算額2,747億円を加算した額から、交 付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額4,000億円、同特別会計借入 金利子支払額1,584億円等を控除した額16兆7,003億円とすること。
 - 2 自治体情報システム構造改革推進事業に要する経費等を措置するため、 平成28年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用等を改正すること。
 - 3 震災復興特別交付税に充てるため、平成28年度分の地方交付税の総額に 3,478億円を加算するほか、平成28年度の震災復興特別交付税に関する特 例等を設けること。
 - 4 東日本大震災に係る復興事業等の実績等を勘案し、地方公共団体に交付すべき震災復興特別交付税の額を減少すべき額があるときは、当該減少す

べき額が、当該地方公共団体に交付すべき震災復興特別交付税の額を超過する場合には、当該超過する額を返還させることができることとすること。

- 5 地方交付税総額における特別交付税の割合を、4%から6%に改めるほか、平成28年度においては5%、平成29年度においては4%とする規定を廃止すること。
- 二 地方財政法の一部改正

地方債の協議不要対象団体の要件の緩和等を行うほか、退職手当の財源に 充てるための地方債の特例の期限を平成27年度から平成37年度に延長すること。

三 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正 将来負担比率に算入する項目に、不動産の信託及び第三セクター等に対す る短期貸付けに係る一般会計等の実質的な負担見込額を追加すること。

四 施行期日

この法律は、平成28年4月1日から施行すること。ただし、三は、平成29年4月1日から施行すること。

〇国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円 滑化法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第38号)要旨

本案は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するため、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務の範囲に、その研究等に係る成果の普及として行うサイバーセキュリティに関する演習その他の訓練の業務及び新技術開発施設供用事業(インターネット・オブ・シングスの実現に資する新たな電気通信技術の開発又はその有効性の実証のための設備を他人の利用に供する事業)等に対する助成金の交付等の業務を追加する等の措置を講ずるほか、電気通信基盤充実臨時措置法附則第2条に規定する同法の廃止期限の到来に伴い、同法を廃止しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部改正関係
 - 1 国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)の業務の範囲に、サイバーセキュリティに関する演習その他の訓練の業務を行うことを追加すること。
 - 2 総務大臣は、中長期目標(1の業務に係る部分に限る。)の策定等をしようとするときは、あらかじめ、サイバーセキュリティ戦略本部の意見を 聴かなければならないこととすること。

- 二 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正関係
 - 1 総務大臣は、平成34年3月31日までの間、新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業の実施指針について定めなければならないこととすること。
 - 2 新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業を実施しようとする者は、平成34年3月31日までの間、実施計画を作成し、これを総務大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができることとすること。
 - 3 機構は、平成34年3月31日までの間、新技術開発施設供用事業又は地域 特定電気通信設備供用事業の実施に必要な資金に充てるための助成金の交 付等の業務を行うこと。
- 三 電気通信基盤充実臨時措置法の廃止 電気通信基盤充実臨時措置法附則第2条に規定する同法の廃止期限の到来 に伴い、同法を廃止すること。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成28年5月31日までの間において政令で定める日から施行すること。

〇行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第48号)要旨

本案は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、行政並びに独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営並びに個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、行政機関及び独立行政法人等の保有する個人情報を加工して作成する非識別加工情報を事業の用に供しようとする者に提供するための仕組みを設けるほか、所要の規定の整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の一部改正
 - 1 「非識別加工情報」とは、特定の個人を識別することができないように 個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を 復元することができないようにしたものをいうこと。
 - 2 行政機関非識別加工情報及び独立行政法人等非識別加工情報の提供のた

めの公正・透明な手続として、提案の募集、提案の審査及び契約の締結などについて、適正な取扱いの規律として、行政機関等が安全確保の措置を 講ずることなどを定めること。

- 3 行政機関非識別加工情報等に関する仕組みの円滑な実施のため、行政機関等は、提案をしようとする者に対する情報の提供及び苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないこと、個人情報保護委員会は、総合的な案内所を整備すること、同委員会の行政機関及び独立行政法人等に対する権限として、報告の要求、資料の提出の要求及び実地調査、指導及び助言並びに勧告を定めること。
- 4 その他、個人情報の定義の明確化を行うなど所要の規定の整備を行うこと。
- 二 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部改正 行政機関非識別加工情報若しくは独立行政法人等非識別加工情報又はこれ らの作成に用いた保有個人情報から削除した記述等若しくは個人識別符号は、 情報公開請求に係る不開示情報とした上で、公益上の裁量的開示の対象から 除くこと。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、本法が個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を目的としていることを踏まえ、行政の適正かつ円滑な運営を図りながら、個人情報の適正かつ効果的な利活用が進み、活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するよう、特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

- 一 個人情報の定義等を政令等で定めるに当たっては、国民及び事業者等に分かりやすいものとなるよう、これらの者から幅広く丁寧に意見を聴取するとともに、保護対象を可能な限り明確化すること。
- 二 非識別加工情報の規定の趣旨が個人情報の利活用を促進するものであることに鑑み、行政機関非識別加工情報等を活用する者が個人情報保護法に基づく匿名加工情報と同様に取り扱うことができることについて、十分な周知を行うこと。
- 三 個人情報保護委員会は、行政機関非識別加工情報等の作成に係る基準を策

定するに当たっては、行政機関及び独立行政法人等の保有する個人情報の特質に十分に配慮するとともに、情報通信分野において日々進展する技術革新に伴って、特定の個人を識別される危険性を排除するために、当該基準に関し、適宜必要な見直しを行うこと。

四 個人情報保護委員会は、本法を含む個人情報保護法制及び個人情報保護委員会規則の適切な運用に努めるとともに、事業者や関係団体に対し、利活用に資する情報を提供する等、必要な支援を行うこと。

また、そのために、個人情報保護委員会の委員、専門委員及び事務局においては、行政機関及び独立行政法人等における個人情報保護制度及び民間における個人情報の利活用の実務について十分な知見を有する者のほか、個人情報が収集され、提供される国民の権利利益の保護に精通する者などを適切に登用すること。

- 五 今後、各地方公共団体において、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策の見直しに向けた検討が行われることが想定されることから、その円滑な検討に資するよう、速やかに相談窓口を設け、必要な情報提供を行うなど国が地方公共団体に対して協力を行うための体制整備に努めること。
- 六 我が国の個人情報の保護水準が国際的に十分なものであることを、行政機 関非識別加工情報等の制度的な導入も含め、諸外国に積極的に周知し、相互 理解を十分に深めること。
- 七 行政機関等の保有する個人情報には、当該個人情報の取得プロセスにおける義務性・権力性が高いものや、本人にとって秘匿性が高いものが多いことに鑑み、行政に対する国民の信頼を確保する観点から、行政機関等は、保有する個人情報の保護に係る実効性ある情報セキュリティ対策の在り方について不断の検討を行い、必要な対策を遺漏なく確実に実施すること。
- 八 行政機関及び独立行政法人等においては、非識別加工情報が行政機関等の 内部においては個人情報に該当することを十分に認識し、個人情報を取り扱 う業務に従事する者のICTの知識とモラルの向上、法令・情報セキュリ ティポリシーの遵守の徹底を図るための研修実施など、継続的な人材育成に 必要な措置を講ずるとともに、非識別加工情報と他の情報との照合は、所掌 事務の遂行に必要であり、かつ、人の生命、身体又は財産の保護のために緊 急に必要がある場合に限る等、個人情報の保護に万全の体制を構築すること。
- 九 本法の適正な運用を確保するため、責任者を定めて責任の所在を明確にす

るなどの管理体制の整備、指針の作成、研修の実施等による指導の徹底を図ること。

- 十 教育、広報その他の継続的な活動を通じて、個人情報及び非識別加工情報 の適正な取扱いの下での利活用の推進に関する国民の理解と信頼を深めるよ う努めること。
- 十一 附則第4条に規定する「個人情報の一体的な利用の促進のための措置」 を講ずるに際しては、「法制上の措置」も含めて検討するなど、以上の諸点 を踏まえ、必要な見直しを行うこと。 右決議する。

〇放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、承認 第1号)

本件は、日本放送協会の平成28年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第70条第2項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

なお、本件には総務大臣の意見が付されており、平成28年度収支予算等について、「国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、我が国の経済成長の牽引力として期待される4K・8K等の先導的なサービスの推進、インターネットを活用した新たなサービスの創造、大規模災害等に備えた公共放送の機能の強靱化及び受信料負担の公平性の確保に向けて取り組むこととしており、おおむね妥当なものと認められる」とした上で、「協会は自らの経営が国民・視聴者の受信料によって支えられているとの認識を新たにし、業務の合理化・効率化に向けたたゆまぬ改善の努力を行うとともに、国民・視聴者に対する説明責任を果たしていくことが必要である」とされている。

一 収支予算

- 1 一般勘定の事業収支は、受信料等の事業収入が前年度に比べ185億円増加の7,016億円、国内放送費等の事業支出が前年度に比べ167億円増加の6,936億円、事業収支差金80億円となっており、この事業収支差金を老朽化の進む渋谷の放送センターの建替え等に備えて建設積立資産に繰り入れる。
- 2 受信料の額は、月額で、口座振替又はクレジットカード等継続払の場合、 地上契約1,260円、衛星契約2,230円、継続振込等の場合、地上契約 1,310円、衛星契約2,280円等、前年度どおりである。

二 事業計画

- 1 緊急報道や番組充実のための設備及び実用化に向けたスーパーハイビジョン設備を整備するとともに、大規模災害時等においても安定的な放送サービスを継続するための設備整備を行う。
- 2 国内放送は、人々の命と暮らしを守るという公共放送の原点を堅持し、 使命を果たすために、判断のよりどころとなる公平・公正で正確・迅速な 報道に全力を挙げるとともに、東日本大震災からの復興を支援する。幅広 い世代の期待にこたえる創造的な文化・教養・娯楽番組等、豊かで質の高 い放送を実現するとともに、地域の特性や視聴者の関心に応じた放送サー ビスを充実し、日本や地域の発展に寄与する。

また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図るとともに、第24回参議院議員通常選挙やリオデジャネイロオリンピック・パラリンピックの放送を実施する。このほか、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けた番組を放送し、あわせて放送の実施に向けた準備を取り進める。

- 3 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け 放送として、正確で客観的なニュースや幅広い分野の番組を発信するなど、 海外発信強化に取り組み、国際社会の日本に対する理解を促進する。
- 4 受信料の公平負担の徹底に向けて、契約収納活動を強化するとともに、 受信料制度の理解促進を図り、支払率の向上及び受信料収入の確保に努め る。あわせて、効率的かつ効果的な業務運営を行う。
- 5 調査研究については、放送と通信の融合が一層進展する時代にふさわしい新たなサービスに向けた放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。
- 6 給与については、給与制度改革等を進め、一層の抑制に努める。
- 7 海外において通信・放送・郵便事業を行う者等への支援を行うこと等を 目的とする法人に対し、出資を行う。
- 8 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供する業務等については、提供番組の充実や利便性の向上を図る。
- 9 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。
- 10 コンテンツ制作力の強化に向けて、NHKグループ全体で、効率的な運

営を推進するとともに、多様な働き方ができる環境を整備して高度な専門性を発揮できる人材の確保・育成に努める。また、コンプライアンスを徹底するとともに、経営計画の達成に向けて目標・指標管理を強化するほか、情報システム等のセキュリティ強化や環境経営を着実に推進する。

11 老朽化の進む東京・渋谷の放送センターの建替えの検討と準備を進め、建設積立資産に建替えのための財源を積み立てる。

三 資金計画

平成28年度の資金計画は、受信料等による入金総額8,101億円、事業経費、 建設経費等による出金総額8,195億円をもって施行する。

(附帯決議)

政府及び日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 協会は、役員の言動及びNHKグループの一連の不祥事に対し多くの批判 が寄せられている事態を重く受け止め、国民・視聴者の信頼回復に向けて、 会長以下コンプライアンスの徹底、綱紀粛正に努めること。また、子会社を 含むグループ全体としての経営改革に組織を挙げて迅速かつ確実に取り組む こと。
- 二 協会は、放送番組の編集に当たっては、昨年明らかになった番組の過剰演出問題に対する再発防止策を徹底するとともに、事実に基づく報道に強い責任感を持ち、我が国の公共放送としての社会的使命を果たすこと。また、寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表し、国民からの信頼の維持に努めること。
- 三 政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性に鑑み、放送事業者の番組編集については、引き続き事業者の自主・自律性を尊重すること。
- 四 政府は、経営委員の任命に当たっては、社会に対する重大な職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者を、教育、文化等の各分野及び全国各地方が公平に代表されることを考慮して幅広く選任するよう努めること。
- 五 経営委員会は、協会の経営に関する重要事項を決定する権限と責任を有する最高意思決定機関であることを深く認識し、監督権限を行使すること。役員に不適切な行為がある場合、または、公共放送の倫理観にもとる行為がある場合には、監査委員会と十分連携しながら再発防止の観点から厳格に対処すること。また、会長が2度にわたりテレビ番組で謝罪した事態を受け、今

- 後、一層実効ある監督を行うことにより、国民・視聴者の負託に応えること。 以上を踏まえ、引き続き予算について全会一致の承認が得られるよう努める こと。
- 六 協会は、その事業運営が受信料により支えられていることを十分に自覚し、 適正な執行を行うとともに、国民・視聴者に対するサービスの低下を招かな いよう配慮しつつ、業務の確実な実施及び更なる効率化等の取組を適切に行 い、収支予算、事業計画及び資金計画の確実な達成に努めること。また、子 会社等との取引における透明性・適正性を確保し、適切な還元を推進するこ と。

政府は、その取組が確実に実施されるよう配意すること。

七 協会は、その運営が受信料を財源としていることを踏まえ、経営委員会及び理事会等における意思決定に至る過程や財政運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営の状況、調達に係る取引等のほか、新放送センターの建設計画について、国民・視聴者に対し、情報を十分に開示し、説明を尽くすこと。

また、経営委員会及び協会は、議事録の作成に関し、議論や案件の経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう努めること。

- 八 協会は、公共放送の存在意義及び受信料制度に対する国民の理解の促進や 信頼感の醸成に努めつつ、公平負担の観点から、受信料支払率の一層の向上 に努めること。
- 九 国際放送については、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝え、 我が国に対する理解を促進すること。また、番組内容の充実、国内外におけ る国際放送の認知度の向上等に努めること。
- 十 協会は、通信と放送の融合が加速する世界的な流れを踏まえつつ、受信料で実施するインターネット活用業務について、公共放送としての先導的役割を果たしつつ、市場競争への影響、受信料負担の公平性及び透明性の確保に十分留意して実施すること。
- 十一 東日本大震災から5年が経過し、震災と津波の記憶・教訓を風化させないために、協会は、保有する番組アーカイブの保存・活用に努めること。また、首都直下地震や南海トラフ地震等に備え、いかなる災害時にも放送・サービスを継続できるよう、放送設備と体制の強化を図ること。
- 十二 協会は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年まで

の本格普及に向けたスーパーハイビジョンの実用化に積極的に取り組みつつ、 その整備に当たっては、過剰投資、多重投資とならないよう十分な計画性を 持って実施すること。

【法務委員会】

〇刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第42号)(参議院 送付)要旨

本案は、刑事手続における証拠の収集方法の適正化及び多様化並びに公判審理の充実化を図るため、取調べの録音・録画制度、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度等を創設するとともに、犯罪捜査のための通信傍受の対象事件の範囲の拡大、被疑者国選弁護制度の対象事件の範囲の拡大等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 裁判員制度対象事件及び検察官独自捜査事件について、逮捕・勾留中に行われた被疑者取調べ等の際に作成された供述調書等の任意性が公判において争われたときは、検察官は、原則として、その被疑者取調べ等を録音・録画した記録媒体の証拠調べを請求しなければならないものとした上で、検察官、検察事務官又は司法警察職員が、逮捕又は勾留されている被疑者の取調べ等を行うときは、一定の例外事由に該当する場合を除き、その全過程を録音・録画しておかなければならないものとすること。
- 二 一定の財政経済犯罪及び薬物銃器犯罪を対象として、検察官と被疑者・被告人とが、弁護人の同意がある場合に、被疑者・被告人が他人の刑事事件について証拠収集等への協力をし、かつ、検察官がそれを考慮して特定の求刑等をすることを内容とする合意をすることができるものとすること。
- 三 犯罪捜査のための通信傍受について、その対象犯罪に、殺人、略取・誘拐、 詐欺、窃盗等の罪を追加するとともに、暗号技術を活用することにより、傍 受の実施の適正を確保しつつ、通信事業者等の立会い・封印を伴うことなく、 捜査機関の施設において傍受を実施することができるものとすること。
- 四 被疑者国選弁護制度の対象を、勾留状が発せられている全ての被疑者とすること。
- 五 証拠開示制度について、公判前整理手続等において、検察官請求証拠の開 示後、被告人又は弁護人から請求があったときは、検察官は、その保管する 証拠の一覧表を被告人又は弁護人に交付しなければならないものとすること。
- 六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。
- 七 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、取調べの録音・録画等の実施状況を勘案し、取調べの録音・録画等に関する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の

措置を講ずるものとすること。

八 政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における 証拠の開示、起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置、証人等の刑 事手続外における保護に係る措置等について検討を行うものとすること。

〇総合法律支援法の一部を改正する法律案(内閣提出、第189回国会閣法第 57号)要旨

本案は、法的援助を要する者の多様化に、より的確に対応するため、日本司 法支援センターの業務につき、認知機能が十分でない者、大規模災害の被災者 及びストーカー等被害者に対する法律相談援助の充実等を図る等の措置を講じ ようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれが ある者(以下「特定援助対象者」という。)の法的支援制度の充実
 - 1 特定援助対象者であって、近隣に居住する親族がいないこと等の理由により弁護士等のサービスの提供を自発的に求めることが期待できないものに対し、資力を問わない法律相談を行うこと。
 - 2 特定援助対象者の場合には、民事裁判等手続の準備及び追行に限定されている代理人に支払うべき報酬の立替え等の対象行為を、一定の行政不服申立手続まで拡大すること。
- 二 大規模災害の被災者の法的支援制度の創設 大規模災害の被災者に対し、資力を問わない無料法律相談を行うこと。
- 三 ストーカー等被害者の法的支援制度の創設

特定侵害行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第1項に規定するつきまとい等、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。)を現に受けている疑いがあると認められる者に対し、資力を問わず、特定侵害行為による被害の防止に関して必要な法律相談を行うこと。

四 日本司法支援センターの責務の明確化 日本司法支援センターの職員である弁護士の資質の向上等に関する同セン ターの責務を明確化すること。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で

定める日から施行すること。

(修正要旨)

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の有効期限が延長されたことに伴い、必要な技術的な修正を加えること。

(附帯決議)

政府及び日本司法支援センターは、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 司法アクセス障害を有する高齢者・障害者に対する法的支援の重要性及び 必要性に鑑み、特定援助対象者に対する資力を問わない法律相談援助の実施 に当たっては、その趣旨を没却することがないよう、その対象者の該当性を 判断するとともに、費用負担を求める基準及びその負担額を定めるに当たっ ては、利用者がちゅうちょすることのないようにすること。
- 二 特定援助対象者の司法アクセス障害が真に改善されるよう、特定援助対象者への代理援助等の対象となった「自立した生活を営むために必要とする公的給付に係る行政不服申立手続」の範囲については、柔軟に解釈するとともに、代理援助等の対象とする手続を、行政機関への申請行為にも拡大することを引き続き検討すること。
- 三 福祉機関等や弁護士等による総合的な高齢者・障害者への生活支援の実施の必要性に鑑み、福祉機関等と弁護士等との連携活動の促進のため、地方公共団体への協力要請等、必要な措置を講ずること。
- 四 国民の生命、身体、性的自由等の重大な法益を守り、安心・安全な生活を提供するという国の責務に鑑み、特定侵害行為の被害者に対する資力を問わない法律相談の実施に当たっては、その趣旨を没却することがないよう、その対象者の該当性を判断するとともに、費用負担を求める基準及びその負担額を定めるに当たっては、利用者がちゅうちょすることのないようにすること。
- 五 国として、真に援助が必要な犯罪被害者に対し適切な援助を行うことにより、その生命、身体が危険にさらされないよう、捜査機関との調整、民間支援機関・行政機関との交渉等の場面における弁護士費用の援助及び未成年者である犯罪被害者への費用償還を要しない援助の必要性について引き続き検討すること。
- 六 本法に基づく政令によるいわゆる激甚災害の指定に際しては、その趣旨を

没却することがないように留意するとともに、政令で定める期間を超えて被 災者の法的ニーズに応える必要がある場合には、法律相談援助以外の法的援 助を含めた立法措置を講ずるよう努めること。

七 日本司法支援センターが国民の多様な法的ニーズに迅速かつ適正に対応することができるよう、十全な財政措置を含む必要な措置を講ずるよう努めること。

〇裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第4号) 要旨

本案は、一般の政府職員について、平成27年の民間の賃金水準に合わせて俸給月額を引き上げることに伴い、裁判官の報酬月額についても、これに準じて引き上げるものである。

なお、この法律は、公布の日から施行し、平成27年4月1日に遡って適用することとしている。

〇検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第 5 号) 要旨

本案は、一般の政府職員について、平成27年の民間の賃金水準に合わせて俸給月額を引き上げることに伴い、検察官の俸給月額についても、これに準じて引き上げるものである。

なお、この法律は、公布の日から施行し、平成27年4月1日に遡って適用することとしている。

〇裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第12号)要旨

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の 員数を増加するとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、 裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするもので、その内容は次の とおりである。

- 一 判事の員数を32人増加すること。
- 二 裁判官以外の裁判所の職員の員数を36人減少すること。
- 三 この法律は、平成28年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行すること。

(附帯決議)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 民事訴訟事件の内容の複雑困難化及び専門化について、その実情の把握に 努め、必要な対応を行うこと。
- 二 司法制度に対する信頼確保のため、訟務分野において国の指定代理人として活動する裁判官出身の検事の数の縮小に関する政府答弁を遵守すること。
- 三 今後も、裁判所職員定員法の改正を行う場合には、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにすること。
- 四 裁判の迅速化に関する法律第2条第1項に定められた第一審の訴訟手続の 審理期間の目標を踏まえ、最高裁判所において、審理期間及び合議率の目標 について合理的な時期に遅滞なく達成できるよう努めること。
- 五 前項の目標を達成するため、審理の運用手法、制度の改善等について、不 断の検討を行うとともに、目標達成に必要な範囲で裁判官の定員管理を行う こと。
- 六 平成25年3月26日の当委員会の附帯決議を踏まえ、最高裁判所において、 判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、そ の削減等も含め検討すること。
- 七 裁判官以外の裁判所職員の員数を減少する場合には、裁判員裁判等による 国民に開かれた司法制度の実現が損なわれることとならないよう、裁判所へ の来庁者等の安全確保に必要な警備態勢の維持に配慮すること。

〇民法の一部を改正する法律案(内閣提出第49号)要旨

本案は、女性に係る再婚禁止期間を前婚の解消又は取消しの日から6箇月と 定める民法の規定のうち100日を超える部分は憲法違反であるとの最高裁判所 判決があったことに鑑み、再婚禁止期間を100日に改める等の措置を講じよう とするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 再婚禁止期間の短縮等
 - 1 再婚禁止期間を「前婚の解消又は取消しの日から6箇月」から「前婚の解消又は取消しの日から起算して100日」に改めるものとすること。
 - 2 女が前婚の解消若しくは取消しの時に懐胎していなかった場合又は女が 前婚の解消若しくは取消しの後に出産した場合には再婚禁止期間の規定を

適用しないものとすること。

二 再婚禁止期間内にした婚姻の取消しに関する改正

再婚禁止期間の規定に違反した婚姻について、前婚の解消若しくは取消しの日から起算して100日を経過し、又は女が再婚後に出産したときは、その取消しを請求することができないものとすること。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとすること。

(修正要旨)

政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律による改正後の規定 の施行の状況等を勘案し、再婚禁止に係る制度の在り方について検討を加える ものとする規定を追加すること。

〇本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案(参議院提出、参法第6号)要旨

本案は、本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの、すなわち本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 前文

我が国において、近年、不当な差別的言動により、本邦外出身者が多大な 苦痛を強いられるとともに、地域社会に深刻な亀裂を生じさせており、この ような事態を看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照ら してもふさわしいものではなく、このような不当な差別的言動は許されない ことを宣言する等のため、本法を制定すること。

二 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義

専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と その生命等又は財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮 蔑するなど、本邦の域外にある国等の出身であることを理由として、本邦外 出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいうこと。

三 基本理念

国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する 理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会 の実現に寄与するよう努めなければならないこと。

四 国及び地方公共団体の責務

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策の実施について、国及び地方公共団体の責務を規定すること。

五 基本的施策

国は、相談体制の整備、教育の充実等及び啓発活動等を実施することとし、 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、 これらの基本的施策を実施するよう努めること。

六 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

七 検討

不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦 外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が 加えられるものとすること。

(附帯決議)

国及び地方公共団体は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際 条約の精神に照らし、第2条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別 的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの 理解は誤りであるとの基本的認識の下、適切に対処すること。
- 二 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、その内容や頻度の地域差に適切に応じ、国とともに、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。
- 三 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施する こと。
- 四 本邦外出身者に対する不当な差別的言動のほか、不当な差別的取扱いの実態の把握に努め、それらの解消に必要な施策を講ずるよう検討を行うこと。

【外務委員会】

〇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第23号)要旨

本案は、在外公館の新設を行うとともに、在外公館に勤務する外務公務員の 在勤手当の改定等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 在ニウエ日本国大使館を新設すること。
- 二 インドに在ベンガルール日本国総領事館を新設すること。
- 三 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定等を行うこと。
- 四 在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給額を改定すること。
- 五 この法律は、平成28年4月1日から施行すること。ただし、二については、 政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災から既に5年が経過した。この間、国際社会から我が国に対して多くの支援が寄せられた。これらの支援をこれまでの我が国の外交活動に対する評価の表れと捉え、一方、なお続く風評被害への対応を含め、我が国は引き続き積極的な外交活動を行う必要がある。また、我が国を取り巻く国際情勢は不確実性を増しており、とりわけ、本年1月6日の北朝鮮による核実験及び2月7日の弾道ミサイル発射により、北東アジアの安全保障環境は緊張の度合いを高めている。国連安全保障理事会非常任理事国として、さらに、本年はG7サミット議長国を務める中、我が国に求められているものは、国益を踏まえつつ、国際社会との協力・連携の下、諸課題に毅然と対応する外交力である。そのためには、外務省の外交体制の強化や危機管理体制の改革が不可欠である。

他方、国内においては、厳しい財政事情の中、一層の歳出削減が求められており、在外職員に支給される在勤手当など、在外公館に係る様々な経費についても、引き続き国民から厳しい視線が注がれている。外交体制強化等への取組に際しては、こうした国内事情を重く受け止め、国民の声に真摯に応えていく必要がある。

これらを踏まえ、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

一 我が国の外交力強化の観点から、外交の最前線基地である在外公館の重要 性に鑑み、我が国の国益と相手国との相互主義等を踏まえつつ、戦略的に大 使館の実館化を進めること。

- 二 拉致問題、日本海呼称問題や慰安婦像など在外公館として各国並びに関係 機関等への日本の立場の周知徹底と各種対応に努めること。
- 三 在外公館においては、大規模自然災害、治安情勢の悪化、犯罪・テロ等の緊急事態の際、在外邦人に対して迅速かつきめ細やかな支援を行えるよう、情報の日常的な提供・共有体制等も含めて危機管理体制の機能拡充に努めること。
- 四 在外選挙の投票率向上のための広報啓発とともに投票環境の整備に努めること。特に、選挙権年齢を18歳以上に引き下げることを踏まえ、小中高校生をはじめ若年者に対し、周知徹底とともに主権者教育の充実を進めること。
- 五 我が国の厳しい財政事情を厳粛に受け止め、在外公館に関わる予算の効率 性・透明性を高めるとともに、その執行に当たっては、適切な支出が図られ るよう具体的な措置を講ずること。
- 六 在勤手当については、各任地の事情を勘案するとともに、民間企業や諸外 国外交官の給与・手当の水準、為替・物価の変動など客観的な基準を踏まえ、 必要に応じて全般にわたる見直しを行うこと。見直しに際しては、国内の財 政事情及び外交活動を推進する上での必要性の双方を考慮し、適切な額を算 出すること。
- 七 国際社会のグローバル化による海外渡航者や在外邦人の増加に伴って領事 業務の重要性が高まっていることに鑑み、邦人の活動環境を向上させるため、 国民の視点に立った領事サービスの不断の向上に努めること。
- 八 外務省においては、より一層の情報公開と外交機能強化のための組織・制度の改革に全力で取り組み、その成果を国民に対して分かりやすく説明する こと。
- 九 在外公館における監査・査察体制の一層の強化を図ること。 右決議する。

〇航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第189回国会条約第13号)要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とカンボジアとの間及びその以遠における定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 両締約国の航空企業は、他方の締約国の領域を無着陸で通過することができるほか、当該他方の締約国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができること。
- 二 一方の締約国の指定航空企業は、付表に定める路線(以下「特定路線」という。)において、他方の締約国内の地点に着陸して定期的に両締約国間の 貨客を運送することができるとともに、特定路線上に第三国内の地点がある 場合には、定期的に当該地点と他方の締約国内の地点との間の貨客を運送す ることができること。
- 三 一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇と同等の待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油、部品、航空機貯蔵品等について当該他方の締約国の関税等を免除されること。
- 四 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち当該指定航空企業を指定した締約国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給すること。
- 五 各締約国の航空当局は、自国の領域から出発する協定業務(特定路線において運営される航空業務をいう。以下同じ。)のための運賃を認可する権利を有するが、他方の締約国から出発する協定業務のための運賃について一方的な措置をとってはならないこと。
- 六 両締約国は、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港等の安全に対する不 法な行為等を防止するため、適当な措置をとること。
- 七 一方の締約国は、他方の締約国に対し、航空の安全に関する協議を要請することができること。また、一方の締約国の権限のある当局は、自国の領域内において当該他方の締約国の指定航空企業の航空機に対する検査を行うことができることとし、一方の締約国は、航行の安全の確保に必要な場合には、他方の締約国の指定航空企業の運航を停止させることができること。

なお、協定の不可分の一部を成す付表は、両締約国の指定航空企業が運営することのできる路線を具体的に定めている。

〇航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第189回国会条約第14号)要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。この協定は、我が国とラオスとの間及びその以遠における定期航空路線の開

設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 両締約国の航空企業は、他方の締約国の領域を無着陸で通過することができるほか、当該他方の締約国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができること。
- 二 一方の締約国の指定航空企業は、付表に定める路線(以下「特定路線」という。)において、他方の締約国内の地点に着陸して定期的に両締約国間の 貨客を運送することができるとともに、特定路線上に第三国内の地点がある 場合には、定期的に当該地点と他方の締約国内の地点との間の貨客を運送す ることができること。
- 三 一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇と同等の待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油、部品、航空機貯蔵品等について当該他方の締約国の関税等を免除されること。
- 四 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち当該指定航空企業を指定した締約国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給すること。
- 五 各締約国の航空当局は、自国の領域から出発する協定業務(特定路線において運営される航空業務をいう。以下同じ。)のための運賃を認可する権利を有するが、他方の締約国から出発する協定業務のための運賃について一方的な措置をとってはならないこと。
- 六 両締約国は、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港等の安全に対する不 法な行為等を防止するため、適当な措置をとること。
- 七 一方の締約国は、他方の締約国に対し、航空の安全に関する協議を要請することができること。また、一方の締約国の権限のある当局は、自国の領域内において当該他方の締約国の指定航空企業の航空機に対する検査を行うことができることとし、一方の締約国は、航行の安全の確保に必要な場合には、他方の締約国の指定航空企業の運航を停止させることができること。

なお、協定の不可分の一部を成す付表は、両締約国の指定航空企業が運営することのできる路線を具体的に定めている。

〇刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(第189回国会条約第15号)要旨本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、イランにおいて刑に服している邦人等及び我が国において刑に 服しているイラン人を本国に移送するための条件・手続等について定めたもの であり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約の適用上、「刑」とは、裁判所が犯罪を理由として命ずる有期又は無期のあらゆる刑罰であって自由の剥奪を伴うものをいい、また、「裁判国」とは、移送され得る者又は移送された者に刑を言い渡した締約国を、「執行国」とは、刑を言い渡された者がその刑に服するために移送され得る締約国又は移送された締約国をそれぞれいうこと。
- 二 刑を言い渡された者は、自己に言い渡された刑に服するため、この条約に 従い裁判国の領域から執行国の領域に移送されることができること。
- 三 刑を言い渡された者については、判決が確定していること、当該刑を言い渡された者並びに裁判国及び執行国が移送に同意していること、刑が科せられる理由となった作為又は不作為が、執行国の法令により犯罪を構成すること等の条件が満たされている場合に限り、この条約に基づき移送することができること。
- 四 刑を言い渡された者の移送の要請については、当該移送がいずれかの締約 国の主権、安全、公の秩序その他の重要な利益を害するおそれがある場合に は、拒否することができること。
- 五 裁判国は、刑を言い渡された者であってこの条約の適用を受けることのできる全てのものに対し、この条約の内容を通知することとし、刑を言い渡された者がこの条約に基づき移送されることについて裁判国に対して関心を表明した場合には、判決が確定した後速やかに、執行国にその旨を通報すること。
- 六 裁判国又は執行国は、刑を言い渡された者に対し、この条約の規定に従ってとった全ての措置及びいずれかの国が移送の要請について行った全ての決定を書面により通知すること。
- 七 移送の要請及び回答は、権限のある当局(両国の法務省)により書面で通報されること。
- 八 移送後の刑の執行の継続は、執行国の法令により規律されること。
- 九 執行国は、裁判国で決定された刑の法的な性質及び期間を受け入れなけれ

ばならないが、刑の性質若しくは期間が自国の法令に適合しない等の場合に は、自国の法令に規定する制裁に合わせることができること。

- 十 各締約国は、自国の憲法及び法令に従い、特赦、大赦又は減刑を認めることができること。
- 十一 この条約の適用に当たり要する費用は、専ら裁判国の領域において要する費用を除くほか、執行国が負担することとし、執行国は、刑を言い渡された者に対し、移送の費用の全部又は一部の償還を求めることができること。
- 十二 この条約は、その効力が生ずる日の前又は以後に言い渡された刑の執行 について適用すること。

〇日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第 24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間 の協定の締結について承認を求めるの件(条約第1号)要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、日米両国を取り巻く諸情勢に留意し、日本国に合衆国軍隊を維持することに伴う経費の日本側による負担を図り、日本国にある合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、日米間の経費負担の原則を定める地位協定第24条についての新たな特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 我が国は、2016年から2020年までの我が国の会計年度において、我が国に 雇用されて合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する基本給等一定 の給与の支払に要する経費並びに合衆国軍隊等が公用のため調達する電気等 及び暖房用等燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を 負担すること。
- 二 我が国は、我が国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国が合衆国軍隊の行う訓練の全部若しくは一部を他の施設及び区域を使用するよう変更する場合 又は我が国政府が適当と判断して行う要請に基づき、アメリカ合衆国が合衆 国軍隊の行う訓練の全部若しくは一部を同国の施政の下にある領域における 同国の軍隊の訓練のための場所を使用するよう変更する場合には、その変更 に伴って追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担すること。
- 三 アメリカ合衆国は、前記一及び二の経費の節約に一層努めること。
- 四 我が国は、毎会計年度、負担する経費の具体的金額を決定し、当該決定を

アメリカ合衆国に対し速やかに通報すること。

五 日米両国は、この協定の実施に関する全ての事項につき、日米合同委員会 を通じて協議することができること。

六 この協定は、2021年3月31日まで効力を有すること。

〇投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定の 締結について承認を求めるの件(条約第2号)要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とオマーンとの間で、投資の拡大により経済関係を一層 強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもので あり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定の適用上、「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、 又は支配する全ての種類の資産であって、投資としての性質を有するものを いい、「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売 却その他の処分をいうこと。
- 二 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国 の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。
- 三 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇を与えるとともに、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守すること。
- 四 いずれの一方の締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること、迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うこと及び正当な法の手続等に従うことという条件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならず、それらに伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならないこと。
- 五 一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の区域に向けた又は自国の 区域からの全ての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の 投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われること を認めること。
- 六 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議により解決されない場合には、当該紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度に

ついての規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託することができること。

〇投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国と の間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第3号)要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とイランとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定の適用上、「投資財産」とは、一方の締約国の投資家により、他 方の締約国の領域において、当該他方の締約国の法令に従って直接又は間接 に投資される全ての種類の資産をいい、「投資活動」とは、投資財産の運営、 経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいうこと。
- 二 一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の 投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方 の締約国の投資家にとっていずれか有利な待遇よりも不利でない待遇を与え ること。
- 三 一方の締約国の投資家の投資財産は、他方の締約国の領域において、常に 公正かつ衡平な待遇を与えられ、並びに十分な保護及び保障を享受すること。
- 四 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の投資財産に関して義務を負っている場合には、当該義務を遵守すること。
- 五 一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の 投資家による投資に対し、輸出の制限等に係る差別的でない措置を課しては ならないこと。
- 六 いずれの一方の締約国の投資家の投資財産も、収用、国有化等が公共の目的のために、正当な法の手続に従って、差別的でない態様で並びに実効的、迅速及び適当な補償の支払を伴って行われる場合を除くほか、他方の締約国による収用、国有化等の対象としてはならず、それらに伴う補償の額は、公正な市場価格に相当するものでなければならないこと。
- 七 一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の領域に向けた又は自国の 領域からの資金の移転であって、この協定に規定する投資財産に関連するも のが、自由に、かつ、遅滞なく行われることを認めること。
- 八 一方の締約国の投資家と他方の締約国との間の紛争が解決されない場合に

は、当該紛争は、当該他方の締約国の権限のある裁判所、特別の仲裁廷又は 国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約に基づいて設置 される仲裁廷のいずれかに付託することができること。

〇所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第4号)要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とドイツとの間の現行の租税協定を全面的に改正し、両国間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を更に軽減するとともに、脱税及び租税回避行為により効果的に対処するため、協定の濫用を防止するための規定等を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税、住民税及び事業税、ドイツについては所得税、法人所得税、営業税及び連帯付加税とすること。
- 二 一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に 恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該 他方の締約国において課税できること及び恒久的施設に帰せられる事業利得 に対する課税においては本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象 とすること。
- 三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国においても、当該配当の受益者が当該配当を支払う法人の議決権のある株式の10%以上を直接に所有する法人である場合には、当該配当額の5%を(ただし、同株式の所有割合が25%以上の法人の場合は免税)、その他の全ての場合には、当該配当額の15%を、それぞれ超えない額を課税できること。
- 四 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である利子 及び著作権、特許権等使用料に対しては、当該他方の締約国においてのみ課 税できること。
- 五 この協定の特典の濫用防止のため、特典を享受できる者を一定要件を満た す適格者等に限定すること。
- 六 ある者がこの協定に適合しない課税を受けたと認める事案について、当該

者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、当該当局から他方の締約国の権限のある当局に対する協議の申立日から2年以内に両締約国の権限のある当局が当該事案の解決のための合意に達することができない場合に当該者が要請するとき、当該事案の未解決事項は、原則として仲裁に付託されること。

- 七 両締約国の権限のある当局は、この協定の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府等が課する全ての種類の租税に関する法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。
- 八 両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行うこと。

なお、協定の不可分の一部を成す議定書は、相互協議に係る仲裁手続及び補 足事項等を規定している。

〇所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止 のための日本国とチリ共和国との間の条約の締結について承認を求めるの 件(条約第5号)要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、人的交流及び経済的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の回避並びに脱税及び租税回避行為の防止を目的として、我が国とチリとの間で課税権を調整するとともに、両国における配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税、チリについては所得税法に基づいて課される租税とすること。
- 二 一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に 恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についての み当該他方の締約国において課税できること。
- 三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国においても、当該配当の受益者が当該配当を支払う法人の議決権の25%以上を直接に所有する法人である場合には当該配当額の5%を、その他の全ての場合には当該配当額の15%を、それぞれ超えない額を課税できること。
- 四 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に

対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国においても、当該利子の受益者が銀行等の場合には当該利子額の4%を、その他の場合には当該利子額の10%を、それぞれ超えない額を課税できること。

- 五 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる著作権、 特許権等の使用料に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当 該一方の締約国においても、当該使用料が産業上、商業上又は学術上の設備 の使用又は使用の権利に対するものである場合には当該使用料額の2%を、 その他の全ての場合には当該使用料額の10%を、それぞれ超えない額を課税 できること。
- 六 ある者がこの条約に適合しない課税を受けたと認める事案について、当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、当該当局から他方の締約国の権限のある当局に対する協議の申立日から2年以内に両締約国の権限のある当局が当該事案の解決のための合意に達することができない場合に当該者が要請し、当局間で合意するとき、当該事案の未解決事項は、原則として仲裁に付託されること。
- 七 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、一定の場合に情報提供を拒否で きること等を規定している。

〇所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国 政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承 認を求めるの件(条約第6号)要旨

本件は、標記の議定書の締結について、国会の承認を求めるものである。 この議定書は、我が国とインドとの間の現行の租税条約を部分的に改正し、 両国間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、 源泉地国における利子免税の対象を拡大するとともに、徴収共助に関する規定

- 等を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

 一 源泉地国免税の対象となる利子に、政府等によって保険の引受けが行われた債権に関して支払われるものを追加するとともに、利子免税の対象となる
- 二 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しく

機関の追加及び整備を行うこと。

はそれらの地方政府等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。

三 両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行うこと。

〇社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について 承認を求めるの件(条約第7号)要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、日本とフィリピンとの間における年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定は、日本国については、国民年金及び厚生年金保険について適用 すること。
- 二 この協定は、フィリピンについては、退職、障害及び死亡に係る給付に関する社会保障法、退職、障害、死亡及び遺族に係る給付に関する公務員保険機構法並びにこれらの法律による保険料納付期間等の通算に関するポータビリティ法について適用すること。
- 三 強制加入に関する法令の二重適用を回避するため、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用すること。ただし、一方の締約国の被用者又は自営業者が、派遣(第三国の領域を経由する派遣を含む。)又は自営活動の期間が5年を超えない見込みで一時的に他方の締約国において就労する場合には、一方の締約国の法令のみを適用すること。
- 四 日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、フィリピンの法令による保険期間を考慮すること。
- 五 フィリピンの実施機関は、フィリピンの法令による十分な保険期間を累積 していないことを理由として給付を受ける権利を有しない者について、当該 法令による保険期間と重複しない限りにおいて、日本国の法令による保険期 間を考慮すること。

【財務金融委員会】

〇東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保 に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の 発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第7号)要旨

本案は、東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源を確保するため、復興債の発行期間を平成32年度まで延長する等の措置を講ずるとともに、最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、平成28年度から平成32年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債発行の特例措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保 に関する特別措置法の一部改正

復興債の発行期間を平成32年度までの5年間延長するとともに、財政投融 資特別会計投資勘定から国債整理基金特別会計への繰入金及び日本郵政株式 会社の株式処分収入を復興債の償還費用に充てる旨の規定等を整備すること。

二 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律 の一部改正

平成32年度までの国及び地方公共団体のプライマリーバランス黒字化目標 や経済・財政再生計画を踏まえ、平成28年度から平成32年度までの5年間、 各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行で きるようにする等の規定を整備すること。

三 施行期日

この法律は、平成28年4月1日から施行すること。

〇所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第16号)要旨

本案は、経済の好循環の確立、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮、少子化対策・教育再生、地方創生の推進、国際課税の枠組みの再構築、震災からの復興支援等の観点から、国税に関し、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 経済の好循環を確実なものとするため、法人税について税率の引下げ及び 欠損金繰越控除制度の見直し等を行うこと。
- 二 消費税率引上げに伴う低所得者への配慮のため、消費税の軽減税率制度の 創設等を行うこと。

- 三 少子化対策及び教育再生のため、三世代同居に対応した住宅のリフォーム を支援するための住宅ローン控除の特例の創設、公益社団法人等に寄附をし た場合の所得税額の特別控除制度の見直し等を行うこと。
- 四 地方創生の推進のため、認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附 をした場合の法人税額の特別控除制度の創設、外国人旅行者向け消費税免税 制度の拡充等を行うこと。
- 五 国際課税の枠組みを再構築するため、多国籍企業情報の報告制度の創設等 を行うこと。
- 六 震災からの復興を支援するため、被災関連市町村から特定の交換により土 地を取得した場合の登録免許税の特例の創設等を行うこと。
- 七 この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑・困難化に加え、税制改正による税制の複雑化、社会保障・税一体改革に伴う税制改正への対応などによる事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

〇関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第24号)要旨

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について 所要の改正を行うほか、税関における水際取締りの強化、貿易円滑化に係る税 関手続の改善等のための規定の整備を図るもので、その主な内容は次のとおり である。

- 一 平成28年3月31日に適用期限が到来する暫定税率等について、その適用期限の延長を行うこと。
- 二 不正競争防止法に規定する営業秘密侵害品を、関税法上の輸出入してはならない貨物に追加すること。
- 三 認定事業者のうち輸出入者及び通関業者等については、いずれの税関官署 に対しても輸出入申告を行えるようにするほか、通関業者の業務を各税関の

管轄区域内に制限する規定を廃止する等、通関業制度について所要の見直し を行うこと。

四 この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成28年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民 経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十 分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向 上に寄与するよう努めること。
- 一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、覚醒剤等不正薬物・ 銃器を始めとした社会悪物品等の国内持ち込みを阻止し、水際において国民 の安心・安全を確保するため、高度な専門性を要する職務に従事する税関職 員の定員の確保、処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力 を払うこと。特に最近の国際的な情勢を踏まえ、水際におけるテロ・治安維 持対策の遂行に当たっては、税関における定員の確保及び取締検査機器等を 含む業務処理体制の整備に努めること。

〇株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第25号)要旨

本案は、我が国の企業の海外展開をより有効に支援するため、株式会社国際協力銀行(以下「会社」という。)について、海外における社会資本の整備に関する事業に係る業務の方法に関する規制の合理化を行うとともに、銀行等からの外国通貨による長期借入れを可能とする等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 海外における社会資本の整備に関する事業に係る特別業務
 - 1 会社は、海外における社会資本の整備に関する事業向けの貸付け等について、個々の貸付け等の償還が確実であると認められる場合以外にも、当該貸付け等に係る条件を適切に定めた上で行うことができること。
 - 2 会社は、1の貸付け等を行う際、業務全体での収支相償を確保するとともに、当該業務について勘定を設け、区分して経理すること。
- 二 会社は、銀行その他の金融機関から外国通貨長期借入金の借入れができること。

三 その他の業務

- 1 会社は、銀行等が我が国の法人等に対する資金の貸付け(海外における 社会資本の整備に関する事業に必要な資金に係るものに限る。)を行う場 合等において、当該銀行等に対して当該貸付けに必要な資金の貸付けを行 うことができること。
- 2 会社は、我が国の法人等が海外において我が国で生産された設備を賃貸する事業を行う場合において、当該法人等に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行うことができること。
- 3 会社は、法人等が海外における社会資本の整備に関する事業に必要な資金の調達のために発行する社債等を取得できること。
- 4 設備の輸出等の定義に、設備等で我が国の法人等若しくは出資外国法人等により海外で生産されたものを海外で販売すること等を加えること。

四 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、一部の規定は、平成29年3月31日までの間において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国際協力銀行の財務の健全性を維持しつつ、我が国企業の海外展開を積極 的に支援できる体制を整えるため、新たに創設される特別業務に係る勘定に おいて十分な資本が確保されるよう、政府として必要な財政上の措置を講ず ること。
- 一 国際協力銀行は、市場を通じた安定的な外貨資金調達に一層努め、必要な場合には外国為替資金特別会計の外貨資金を効果的に活用することを含め、銀行等による外貨供給を補完しつつ、我が国企業の海外ビジネス展開を積極的に支援するよう引き続き、努めること。
- 一 海外インフラ案件の高度化、環境・社会配慮問題に関する国際的な関心の 高まり等を踏まえ、よりきめ細かい審査・調査を行いつつ、効果的かつ迅速 な支援を実現するため、国際協力銀行における適切な人員の確保に努めるこ と。
- 一 質の高い海外インフラ事業に対するリスクマネーの供給を拡大するため、 官民ファンド等リスクマネー供給を行う他の機関との適切な連携を図るとと もに、専門的能力を有する人材の育成と海外ネットワークの強化を通じ、国 際協力銀行における知見の蓄積と専門性の強化を進めること。

〇情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正 する法律案(内閣提出第43号)要旨

本案は、情報通信技術の急速な進展等、最近における金融を取り巻く環境の変化に対応し、金融機能の強化を図るため、金融グループの経営管理機能の充実、金融グループ内の共通・重複業務の集約及び金融グループと金融関連IT 企業等との提携の容易化、仮想通貨交換業に関する制度の整備等の所要の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 銀行持株会社等は、その属するグループの経営の基本方針の策定及びその 適正な実施の確保等、当該グループの経営管理を行わなければならないこと。
- 二 共通・重複業務の集約を通じた金融仲介機能の強化
 - 1 銀行持株会社は、認可を受けて、銀行持株会社グループに属する2以上 の会社(銀行を含む場合に限る。)に共通して必要とされる業務を当該会 社に代わって行うことができること。
 - 2 銀行が同一の銀行持株会社グループに属する他の銀行との間で取引を行 う場合で承認を受けた場合には、特定関係者との間の取引等の規制(いわ ゆるアームズ・レングス・ルール)を適用しないこと。
- 三 金融関連IT企業等への出資の容易化等
 - 1 銀行又は銀行持株会社は、認可を受け、情報通信技術等を活用した銀行業の高度化に資する業務を営む会社の議決権について、基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有することができること。
 - 2 従属業務を営む銀行子会社に求められる当該銀行に対する収入依存の要件を一部緩和すること。

四 仮想通貨への対応

- 1 「仮想通貨」を、不特定の者との間での、物品購入等の代価の弁済への 使用並びに購入及び売却が可能な財産的価値(電子的方法により記録され ているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。以下 同じ。)であって電子情報処理組織を用いて移転可能なもの又は当該移転 可能な財産的価値と相互交換可能な財産的価値であって電子情報処理組織 を用いて移転可能なものと定めること。
- 2 仮想通貨交換業(仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換等を業として行うことをいう。)は、登録を受けた法人でなければ行ってはならないこと。
- 3 仮想通貨交換業者は、利用者の財産を自己の財産と分別して管理し、そ

の管理の状況について、定期に公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならないこと。

4 仮想通貨交換業者を犯罪による収益の移転防止に関する法律の特定事業者に追加すること。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で 定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 近年における仮想通貨交換業者に関する破綻事例の実態等を踏まえ、利用 者保護等の観点から、実効性のある検査及び監督体制を整備すること。

その際、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保及び機構の整備に努めること。

〇酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(財務金融委員長提出、衆法第35号)要旨

本案は、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るとともに、酒類の適正な販売管理の確保を図るため、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

- 一 財務大臣は、酒類に関する公正な取引につき、酒類製造業者又は酒類販売業者の適切な経営努力による事業活動を阻害して消費者の利益を損なうことのないように留意しつつ、酒類製造業者等が遵守すべき公正な取引の基準を定めるものとすること。また、その基準を遵守しない酒類製造業者等に対して、指示、公表、命令をすることができ、命令違反に対しては、免許の取消しができること。
- 二 公正な取引の基準の実効性を確保するため、財務大臣の質問検査権の対象 に、酒類業組合等、酒類製造業者又は酒類販売業者の関係事業者を追加する こと。
- 三 酒類製造業者又は酒類販売業者の酒類の取引に関し、公正取引委員会と財務大臣の連携強化を図るため、両者の間において双方向の報告制度を設けること。
- 四 酒類小売業者は、酒類の販売業務に関する法令に係る研修を受けた者のうちから酒類販売管理者を選任しなければならないこととするほか、選任した

酒類販売管理者に対しては、財務省令で定める期間ごとに研修を受けさせな ければならないこと。

五 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で 定める日から施行すること。

【文部科学委員会】

〇独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等 に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第31号)要旨

本案は、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が 円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備に必要な財源を確保 するため、平成28事業年度から平成35事業年度までの各事業年度におけるスポーツ振興投票に係る収益の算定方法の特例を設ける等の措置を講ずることと するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正
 - 1 スポーツ振興投票の収益から所要の財源を確保するための措置
 - → 平成28事業年度から平成35事業年度までの各事業年度のスポーツ振興 投票に係る収益において、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国へ の招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施 設の整備に必要な財源に充てるために控除されることとなる金額の上限 を、売上金額の100分の5から100分の10に変更すること。
 - 二 平成28事業年度から平成35事業年度までの各事業年度のスポーツ振興 投票に係る収益のうち国庫に納付しなければならない金額を、当該収益 の3分の1に相当する金額から4分の1に相当する金額に変更すること。
 - 2 都道府県の負担制度の創設
 - → 国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために独立行政法人日本スポーツ振興センターが整備を行うスポーツ施設のうち、地域の発展に特に資するものとして政令で定める施設の整備に要する費用について、当該スポーツ施設が存する都道府県がその費用の3分の1以内を負担することとすること。
 - □ 当該都道府県が負担する費用の額及び負担の方法は、独立行政法人日本スポーツ振興センターと当該都道府県が協議して定めることとするとともに、当該協議が成立しないときは、当事者の申請に基づき、当事者の意見を聴いたうえで、文部科学大臣が裁定することとすること。
- 二 スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正

平成28事業年度から平成35事業年度までの各事業年度のスポーツ振興投票に係る収益のうち地方公共団体又は地方公共団体の出資等に係るスポーツ団体に対する資金の支給に充てる金額を、当該収益の3分の1に相当する金額から8分の3に相当する金額に変更すること。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に当たっては、東日本大震災からの復興と日本の更なる発展の契機となるよう、国をはじめとする関係者間における連携・協働を図り、情報の効果的な活用や開催に向けた国民全体の参加意識の醸成などを通じて、大会を成功に導くよう努めること。
- 二 新国立競技場の整備に当たっては、平成27年末の新国立競技場整備計画再 検討のための関係閣僚会議において決定された財源スキームを確実に実行す るため、国が責任を持って、東京都と十分な連携を図りつつ着実に進めるこ と。
- 三 大会終了後の新国立競技場の運営管理については、平成27年8月の新国立 競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議において決定された同競技場整 備計画を踏まえ、周辺地域の整備と調和のとれたものとなるよう、その利活 用の在り方や収益を上げる手法などに関して、十分な検討を行うこと。
- 四 地方公共団体又は地方公共団体の出資等に係るスポーツ団体に対するスポーツ振興助成については、住民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備に重要な役割を果たしていることに鑑み、十分な助成がなされるよう配慮すること。
- 五 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の透明性を高め、国民の広範な理解と支持を得られるよう、積極的な情報発信を行うとともに、大会終了後においては、政府施策の全般にわたる評価を行い、その結果について国民に公表すること。

〇国立大学法人法の一部を改正する法律案(内閣提出第35号)(参議院送付) 要旨

本案は、大学運営に関する国際的な水準を踏まえた高い次元の目標設定を行い、卓越した教育研究活動を展開することで我が国の学術研究と人材育成を牽引する国立大学法人の形成を図るとともに、全ての国立大学法人等の財政基盤の強化を図るための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりであ

る。

- 一 指定国立大学法人制度の創設
 - 1 指定国立大学法人の指定

文部科学大臣は、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる国立大学法人を、その申請により、指定国立大学法人として指定することができるものとすること。

2 研究成果を活用する事業者への出資

指定国立大学法人は、当該指定国立大学法人における研究の成果を活用する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、文部科学大臣の認可を受けて、出資を行うことができるものとすること。

3 中期目標に関する特例

文部科学大臣は、指定国立大学法人の中期目標を定め、又はこれを変更 するに当たっては、世界最高水準の教育研究活動を行う外国の大学の業務 運営の状況を踏まえなければならないものとすること。

4 役職員の報酬、給与等の特例

指定国立大学法人の役職員の報酬、給与等の基準は、国際的に卓越した 人材確保の必要性を考慮して定めなければならないものとすること。

5 国立大学法人評価委員会の委員への外国人の任命 文部科学大臣は、一定の範囲で、大学の運営に関して高い識見を有する 外国人を国立大学法人評価委員会の委員に任命することができるものとす ること。

- 二 国立大学法人等の資産の有効活用を図るための措置
 - 1 土地等の貸付け

国立大学法人等は、業務の遂行に支障のない範囲内で、その対価を教育研究水準の一層の向上に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、土地等を貸し付けることができるものとすること。

2 余裕金の運用の認定

文部科学大臣の認定を受けた国立大学法人等に関しては、公的資金に当たらない寄附金等の自己収入の運用対象範囲を、一定の範囲で、より収益性の高い金融商品に拡大することができるものとすること。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成29年4月1日から施行するものとすること。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 指定国立大学法人の指定に当たっては、申請から指定に至る過程を広く国 民に明らかにするなど、公正性及び透明性を確保すること。また、国立大学 法人評価委員会における評価に当たっては、世界最高水準の教育研究活動を 評価するための基準を明らかにするとともに、国立大学法人評価委員会の外 国人の委員の選任基準等についても明確化・透明化すること。
- 二 指定国立大学法人が、世界最高水準の教育研究活動を展開できるよう、他の施策とも連携を図り、その環境整備を行うこと。特に、国際的に評価される人材を育成し、また、そのような人材を獲得するために教育・研究条件の整備を図るよう、積極的な支援を行うこと。
- 三 指定国立大学法人制度が、卓越した教育研究活動を展開することで我が国の学術研究と人材育成を牽引する国立大学法人の形成を図るための制度であることに鑑み、指定国立大学法人と指定を受けない国立大学法人との間において、将来的に教育研究環境や財務基盤に著しい格差が生じることのないよう配慮すること。
- 四 余裕金の運用対象範囲の拡大に伴い、資産が毀損するリスクが増大するおそれがあることに鑑み、運用を安全に行う体制が整えられていることを十分に確認すること。また、余裕金の運用等によって自己収入が増加した場合、国立大学法人運営費交付金の減額等により、国立大学法人等の財務基盤強化の意欲が削がれることのないよう留意すること。
- 五 地域のニーズに応じた人材育成や、地域社会の課題解決への貢献等、各地域において国立大学が果たしている役割の重要性に鑑み、産学官の連携や大学間ネットワークの構築等、その機能強化に向けた取組に対し、積極的な支援を行うこと。
- 六 大学改革を進めるに当たっては、国立大学のみならず、高等教育全体のグランドデザインを示し、国民的コンセンサスが得られるよう努めること。
- 七 国のGDPに比した高等教育への公的財政支出が、OECD諸国中、最低 水準であることに留意し、基盤的経費である国立大学法人運営費交付金を始 め、高等教育に係る予算の拡充に努めること。

〇平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出、衆法第45号)要旨

本案は、平成32年に開催される「東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会」が終了するまでの間、おおむね1年に1回、大会の円滑な準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況についての報告を国会に提出するとともに、これを公表しなければならないものとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

【厚生労働委員会】

〇社会福祉法等の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第67号)(参議院 送付)要旨

本案は、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人の経営組織の見直し、事業運営の透明性の向上及び財務規律の強化、介護人材の確保を推進するための取組の拡充、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 社会福祉法人の経営組織について、理事等の権限、責任等に関する規定を 整備し、議決機関としての評議員会の設置を義務付けるとともに、一定規模 以上の法人に対して会計監査人による監査を義務付けるものとすること。
- 二 社会福祉法人は、定款、計算書類等を公表しなければならないものとすること。また、理事等の関係者に対する特別の利益供与を禁止するとともに、役員報酬基準の作成及び公表、純資産の額が事業の継続に必要な額を超える法人に対する社会福祉事業又は公益事業の既存事業の充実又は新規事業の実施に関する計画の作成等を義務付けるものとすること。
- 三 社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならないものとすること。
- 四 社会福祉事業従事者の確保に関する基本指針の対象範囲を拡大するとともに、介護福祉士が離職した場合等には、都道府県福祉人材センターに住所、氏名等を届け出るよう努めなければならないものとすること。
- 五 平成29年度から平成33年度までの間の介護福祉士養成施設の卒業者について、卒業の翌年度から5年間、介護福祉士となる資格を有するものとするとともに、平成34年度から、全ての卒業者に対し、介護福祉士となる資格の取得に国家試験の受験を義務付けるものとすること。
- 六 社会福祉施設職員等退職手当共済制度について、退職手当金の支給乗率を 長期加入者に配慮したものに見直すとともに、被共済職員が退職し、再び被 共済職員となった場合に被共済職員期間の合算が認められる期間を2年以内 から3年以内とすること。また、障害者支援施設等の業務に従事する被共済 職員に係る退職手当金の支給に要する費用を国の補助等の対象から除外する こと。
- 七 この法律は、一部を除き、平成29年4月1日から施行すること。

〇確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第70号)(参議院送付)要旨

本案は、企業年金制度等について、働き方の多様化をはじめ社会経済構造の変化に対応するとともに、老後に向けた個人の自助努力を行う環境を整備するため、個人型確定拠出年金(以下「個人型年金」という。)の加入者の範囲の見直し、小規模事業所の事業主による個人型年金への掛金の納付制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 厚生年金適用事業所の事業主が、従業員数が100人以下であること等の要件に適合する企業型確定拠出年金(以下「簡易企業型年金」という。)に係る規約の承認を受けようとするときは、企業型確定拠出年金(以下「企業型年金」という。)を実施しようとするときに提出が必要な書類のうち一部の添付を省略することができるものとすること。
- 二 企業型年金等を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であって従業員数が100人以下のものは、従業員である個人型年金加入者が個人型年金に掛金を拠出するときは、当該従業員の過半数で組織する労働組合等の同意を得て、年1回以上、定期的に、掛金を拠出することができるものとすること。
- 三 企業型年金を実施する事業主又は個人型年金加入者は、年1回以上、定期的に掛金を拠出するものとすること。
- 四 国民年金の第3号被保険者、企業年金加入者及び公務員等共済加入者について個人型年金に加入できるものとすること。ただし、企業年金加入者のうち企業型年金加入者については規約において加入できる旨を定めた場合に限るものとすること。
- 五 確定拠出年金から確定給付企業年金等への資産の移換を行うことができるものとすること。
- 六 事業主は、企業型年金加入者等に対し、これらの者が行う運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に講ずるよう努めなければならないものとすること。
- 七 企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関 (運用関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型運用関連運営管理機関等」 という。)は、運用の方法のうちから政令で定める数以下で、かつ、3以上 (簡易企業型年金の場合にあっては、2以上)のものを選定し、企業型年金 加入者等に提示しなければならないものとすること。
- 八 企業型運用関連運営管理機関等は、指定運用方法を選定し、企業型年金加

入者に提示することができるものとするとともに、指定運用方法の選定は、 長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、 収益の確保を図るものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものでな ければならないものとすること。

九 この法律は、一部を除き、平成29年1月1日から施行すること。

〇雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第9号)要旨

本案は、少子高齢化が進展する中で高齢者、女性等の就業促進及び雇用継続を図るため、65歳以上の者への雇用保険の適用拡大、雇用保険の就職促進給付の拡充、シルバー人材センターの業務拡大、育児休業及び介護休業の取得要件の緩和、介護休業給付の給付率の引上げ、妊娠・出産・育児期を通じた事業主への雇用管理上の措置の義務付け等を行うとともに、失業等給付に係る保険料率の引下げ等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 65歳以降に新たに雇用される者を雇用保険の適用対象とするとともに、失業等給付の受給者が早期に再就職した場合に支給される就業促進手当の引上げその他の就職促進給付の拡充を行うこと。
- 二 雇用保険の失業等給付に係る保険料率を1,000分の12に引き下げること。
- 三 都道府県知事が指定する業種等について、シルバー人材センター等が行う 有料の職業紹介事業及び労働者派遣事業に関し、業務の範囲を拡張するとと もに、地方公共団体は、高年齢者の就業機会確保に係る計画を、地域の関係 者から成る協議会の協議を経て策定することができることとすること。
- 四 妊娠、出産、育児休業・介護休業の取得等を理由とする上司、同僚による 就業環境を害する行為を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付けること。
- 五 有期契約労働者に係る育児休業等の取得要件を緩和するとともに、育児休 業の対象となる子の範囲を拡大すること。
- 六 介護休業を3回を上限として分割して取得できるようにするほか、介護休暇の1日未満の単位での取得を可能とし、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が当該対象家族を介護するために請求した場合は、事業主は所定労働時間を超えて労働させてはならないこととするとともに、当分の間、介護休業給付の給付率を100分の67に引き上げること。
- 七 この法律は、一部の規定を除き、平成29年1月1日から施行すること。

〇戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別 給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出第10号)要旨

本案は、戦傷病者等の妻に対し、その置かれた状況に鑑み、これまで特別給付金として国債を支給してきたが、その償還が終了することから、国として引き続き慰藉を行うため、特別給付金を継続して支給する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 戦傷病者等の妻に対し、特別給付金として、5年償還の国債を2回支給すること。
- 二 戦傷病者等の妻として支給を受けた国債の償還を終えたとき、夫たる戦傷病者等の死亡により戦没者等の妻となっている者に対し、戦没者等の妻に対する特別給付金として、10年償還の国債を支給すること。
- 三 この法律は、一部を除き、平成28年4月1日から施行すること。

(参議院回付修正要旨)

- 一 この法律の施行期日を「平成28年4月1日」から「公布の日」に改めること。
- 二 一に伴う所要の規定の整備を行うこと。

〇児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出第26号)要旨

本案は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の 安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当について、所要の措置を講じ ようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 児童扶養手当の支給要件に該当する児童であって母が監護するもの等が 2 人以上である場合における加算額(以下単に「加算額」という。)について、 第二子に係る加算額を月額5,000円から1万円に、第三子以降の児童に係る 加算額を月額3,000円から6,000円に増額すること。
- 二 加算額について、全国消費者物価指数の変動に応じて改定する物価スライ ド制を設けるものとすること。
- 三 この法律は、平成28年8月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 ひとり親家庭に対しては、就業による自立に向けた就業支援、子育て・生 活支援、学習支援などの総合的な取組を充実するとともに、支援を必要とす るひとり親家庭に行政の支援が確実につながるよう、適切な措置を講ずること。

- 二 児童扶養手当の加算額を含む支給額については、ひとり親家庭の所得状況、 生活実態、今後の社会経済状況の変化等を踏まえつつ、ひとり親家庭の生活 の安定と自立の促進に寄与するという制度の趣旨に基づいて、引き続き、そ の在り方について検討すること。
- 三 児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を考慮しつつ、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数を含め、所要の改善措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。
- 四 ひとり親家庭の子どもの大学等への進学率が著しく低い実態を踏まえ、児童扶養手当等により生活の安定を図りつつ、子どもの学習支援、奨学金の充実等による教育費の負担軽減策等、ひとり親家庭の子どもの大学等への進学機会を確保するための総合的な取組を推進するよう努めること。
- 五 未婚のひとり親へのみなし寡婦控除の適用について、地方公共団体における実態の把握に努めること。
- 六 ひとり親家庭の養育費確保に向けた支援策を更に充実するとともに、養育 費の取り決めを行うことが児童扶養手当の支給に当たっての要件ではないこ とについて、地方公共団体に周知徹底すること。

〇特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を 改正する法律案(内閣提出第27号)要旨

本案は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金(以下「給付金」という。)等の支給の請求の状況等を勘案し、給付金の請求期限を延長するとともに、B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんにり患し、又は死亡した特定B型肝炎ウイルス感染者のうち、発症又は死亡した時から20年を経過した者に対する給付金の額を定める等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 給付金の請求期限を5年間延長し、次に掲げる日のいずれか遅い日までと すること。
 - 1 平成34年1月12日
 - 2 訴えの提起又は和解若しくは調停の申立てを平成34年1月12日以前にし

た場合における当該訴えに係る判決が確定した日又は和解若しくは調停が 成立した日から起算して1月を経過する日

- 二 次に掲げる特定B型肝炎ウイルス感染者の区分に応じた給付金の額を新設すること。
 - 1 B型肝炎ウイルスに起因して、重度の肝硬変若しくは肝がんにり患し、 又は死亡した者のうち、発症又は死亡した時から20年を経過した後にされ た訴えの提起等に係る者 900万円
 - 2 B型肝炎ウイルスに起因して、軽度の肝硬変にり患した者のうち、発症 した時から20年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者であって、現 に当該肝硬変にり患しているもの又は現に当該肝硬変にり患していないが、 治療を受けたことのあるもの 600万円
 - 3 B型肝炎ウイルスに起因して、軽度の肝硬変にり患した者のうち、発症 した時から20年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者であって、2 に掲げる者以外のもの 300万円
- 三 社会保険診療報酬支払基金の長期借入金について、借入れ可能期間を5年間延長すること。
- 四 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内に おいて政令で定める日から施行すること。

〇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出第39号)要旨

本案は、全ての国民が障害の有無にかかわらず共生する社会の実現を図る観点から、障害者及び障害児の支援に係る施策の充実を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 重度訪問介護を提供することができる場所として居宅に相当する場所を加えること。
- 二 就労に向けた一定の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者 につき、就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主等との連絡調整 等の便宜を供与する「就労定着支援」を創設すること。
- 三 施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者等が居宅における自立 した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回訪問又は随時の 通報により、障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の援助を行う 「自立生活援助」を創設すること。

- 四 65歳に達する前に長期にわたり障害福祉サービスを受けていた障害者であって、介護保険サービスを受けている一定の高齢障害者に対して、高額障害福祉サービス等給付費を支給するものとすること。
- 五 補装具の借受けによることが適当である場合に、補装具の借受けに対して も補装具費を支給するものとすること。
- 六 都道府県知事は、障害福祉サービスを提供する事業者等からの報告に基づき、事業内容等に関する情報を公表しなければならないものとすること。
- 七 重度の障害等により外出することが著しく困難な障害児につき、居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導等の便宜を供与する「居宅訪問型児童発達支援」を創設すること。
- 八 保育所等訪問支援を利用することができる者として乳児院等に入所する障害児を加えること。
- 九 市町村及び都道府県は、厚生労働大臣が定める基本的な指針に即して、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画を定めるものとすること。
- 十 地方公共団体は、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、 適切な保健、医療、福祉等の支援を受けられるよう、関係機関との連絡調整 を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければな らないものとすること。
- 十一 この法律は、一部を除き、平成30年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 障害者の介護保険サービス利用に伴う利用者負担の軽減措置については、 その施行状況を踏まえつつ、その在り方について必要な見直しを検討するこ と。また、軽減措置の実施に当たっては、一時払いへの対応が困難な低所得 者への配慮措置を検討すること。
- 二 障害福祉制度と介護保険制度の趣旨を尊重し、障害者が高齢になっても ニーズに即した必要なサービスを円滑に受けられることが重要との観点から、 介護保険優先原則の在り方については、障害者の介護保険サービス利用の実 態を踏まえつつ、引き続き検討を行うこと。
- 三 入院中における医療機関での重度訪問介護については、制度の施行状況を踏まえ、個々の障害者の支援のニーズにも配慮しつつ、その利用の在り方に

- ついて検討すること。また、障害者が入院中に安心して適切な医療を受ける ことができるよう、看護補助者の配置の充実等、病院におけるケアの充実に 向けた方策を検討すること。
- 四 自立生活援助については、親元等からの一人暮らしを含む、一人暮らしを 希望する障害者が個別の必要性に応じて利用できるようにするとともに、関 係機関との緊密な連携の下、他の支援策とのつながりなど個々の障害者の特 性に応じた適時適切な支援が行われるような仕組みとすること。
- 五 障害者が自立した生活を実現することができるよう、就労移行支援や就労継続支援について、一般就労への移行促進や工賃・賃金の引上げに向けた取組をより一層促進すること。また、就労定着支援の実施に当たっては、労働施策との連携を十分に図るとともに、事業所や家族との連絡調整等を緊密に行いつつ、個々の障害者の実態に即した適切な支援が実施されるよう指導を徹底すること。
- 六 通勤・通学を含む移動支援については、障害者等の社会参加の促進や地域 での自立した生活を支える上で重要であるとの認識の下、教育施策や労働施 策との連携を進めるとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関す る法律」の施行状況等を勘案しつつ、モデル事業を実施するなど利用者の ニーズに応じたきめ細かな支援の充実策を検討し、必要な措置を講ずること。
- 七 障害支援区分の認定を含めた支給決定については、支援を必要とする障害者本人の意向を尊重することが重要との観点から、利用者の意向や状況等をより適切に反映するための支給決定の在り方について、引き続き検討を行い、必要な措置を講ずること。あわせて、障害支援区分の課題を把握した上で必要な改善策を早急に講ずること。
- 八 障害者の意思決定の選択に必要な情報へのアクセスや選択内容の伝達が適切になされるよう、意思決定に必要な支援の在り方について、引き続き検討を行い、必要な措置を講ずること。また、「親亡き後」への備えを含め、成年後見制度の適切な利用を促進するための取組を推進すること。
- 九 精神障害者の地域移行や地域定着の推進に向けて、医療保護入院の在り方、地域移行を促進するための措置の在り方、退院等に関する精神障害者の意思決定、意思表明支援の在り方等について早急に検討を行い、必要な措置を講ずること。また、相談支援、アウトリーチ支援、ピアサポートの活用等の取組をより一層推進すること。
- 十 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の対象

疾病については、指定難病に関する検討状況を踏まえつつ、障害福祉サービスを真に必要とする者が十分なサービスを受けることができるよう、引き続き、必要な見直しを検討すること。

〇児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出第55号)要旨

本案は、全ての児童の健全な育成を図るため、児童の福祉を保障するための原理の明確化、児童相談所の体制の整備、児童福祉法による施設入所等の措置の対象となる者の範囲の拡大等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 児童福祉法の理念を明確化し、全て児童は、適切に養育されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有すること等を規定すること。
- 二 国及び地方公共団体は、児童が家庭で心身ともに健やかに養育されるよう、 保護者を支援するとともに、児童を家庭において養育することが困難であり 又は適当でない場合には、児童が家庭と同様の養育環境において継続的に養 育されるよう、必要な措置を講ずるものとすること。
- 三 国及び地方公共団体は、母子保健に関する施策が乳幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資することに留意するものとすること。また、母子健康センターが行う事業を見直し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うこととし、その名称を母子健康包括支援センターに変更すること。
- 四 市町村の業務として児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な支援を行うことを規定するとともに、当該業務に必要な拠点の整備に努めなければならないものとすること。
- 五 市町村の設置した要保護児童対策地域協議会に係る調整機関は、専門的な知識等に基づき事務を適切に行うことができる者を置くものとすること。
- 六 都道府県は、児童相談所に児童心理司、医師又は保健師、他の児童福祉司 の指導及び教育を行う児童福祉司を置くとともに、弁護士の配置又はこれに 準ずる措置を行うものとすること。
- 七 政令で定める特別区は児童相談所を設置するものとすること。
- 八 里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談に応じ、援助を行うことを都道府県の業務として位置付けるものとすること。
- 九 児童自立生活援助等の対象者の範囲を拡大し、大学の学生等であって満

22歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるものを追加する等の措置を講ずること。

十 この法律は、一部を除き、平成29年4月1日から施行すること。

〇戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案(第189回国会衆法第40号)(参議院送付)要旨

本案は、今次の大戦から長期間が経過し、戦没者の遺族等の高齢化が進展している現状において、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ確実に講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 「戦没者の遺骨収集」とは、今次の大戦(昭和12年7月7日以後における事変を含む。以下同じ。)により沖縄、東京都小笠原村硫黄島その他厚生労働省令で定める本邦の地域又は本邦以外の地域において死亡した我が国の戦没者(今次の大戦の結果、昭和20年9月2日以後本邦以外の地域において強制抑留された者で、当該強制抑留中に死亡したものを含む。以下同じ。)の遺骨であって、未収容又は未送還のものを収容し、本邦に送還し、及び当該戦没者の遺族に引き渡すこと等をいうこと。
- 二 国は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、及び確実に実施する責務を有すること。また、国は、平成28年度から平成36年度までの間を集中実施期間とし、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に推進するよう必要な措置を講ずるものとすること。
- 三 政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。
- 四 政府は、集中実施期間における戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うため、基本計画を策定しなければならないこととし、基本計画は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策についての基本的な方針等の事項について定めるものとすること。
- 五 国は、戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集等を推進するため、国内外の 施設等において保管されている文献の調査その他の情報の収集に必要な体制 の整備その他の必要な措置を講ずるものとすること。
- 六 国は、本邦以外の地域における戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集及び 戦没者の遺骨収集の円滑な実施を図るため、関係国の政府等と協議等を行い、 その理解と協力を得るよう努めなければならないこと。

- 七 国は、戦没者の遺骨収集が行われるべき地域について、その地域の状況に 応じ、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に実施するものとするとともに、 収容された遺骨に係る戦没者の特定を進めるため、遺骨の鑑定及び遺留品の 分析に関する体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとすること。
- 八 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とし、 未収容又は未送還の戦没者の遺骨の収容、送還等の業務を適正かつ確実に行 うことができると認められる一般社団法人又は一般財団法人を、その申請に より、全国を通じて1個に限り、当該業務を行う者として指定することがで きること。
- 九 この法律は、平成28年4月1日から施行すること。

〇発達障害者支援法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第 36号)要旨

本案は、障害者をめぐる国内外の動向、発達障害者支援法の施行の状況等に鑑み、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の目的に、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であること及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを明示するとともに、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを規定すること。
- 二 「発達障害者」の定義を、発達障害がある者であって発達障害及び社会的 障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものとすること。
- 三 基本理念を新たに設け、発達障害者の支援は、社会参加の機会が確保されること及び地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに社会的障壁の除去に資することを旨とするとともに、個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、関係機関等の緊密な連携の下に、意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならないことを規定すること。
- 四 国及び地方公共団体の責務に、発達障害者等からの各種の相談に対し、 個々の発達障害者の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにす るため、関係機関等の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を行うことを

追加すること。

- 五 発達障害者の支援のための施策について、発達障害者の教育、就労、地域 における生活等に関する支援、権利利益の擁護、司法手続における配慮、発 達障害者の家族等の支援等を強化すること。
- 六 都道府県は、発達障害者支援センター等の業務を行うに当たっては、地域 の実情を踏まえつつ、発達障害者等が可能な限りその身近な場所において必 要な支援を受けられるよう適切な配慮をするものとすること。
- 七 都道府県は、地域の実情に応じた発達障害者の支援体制の整備についての 協議等を行う発達障害者支援地域協議会を置くことができるものとすること。
- 八 国民に対する普及啓発、専門的知識を有する人材の確保等及び調査研究の 推進に関し、規定を整備すること。
- 九 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で 定める日から施行すること。

〇自殺対策基本法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第1号)要旨

本案は、自殺対策の一層の推進を図るため、自殺対策が生きることの包括的な支援として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、都道府県自殺対策計画及び市町村自殺対策計画の策定等について定めるほか、基本的施策を拡充し、自殺対策の推進につき必要な組織の整備を図る等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、 これに対処していくことが重要な課題となっていること」を加えること。
- 二 基本理念として、自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての 人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として 生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の 解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が 幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならないこと 等を加えること。
- 三 国は、地方公共団体に対し、自殺対策に関する地方公共団体の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとすること。
- 四 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設けること。

- 五 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとすること。
- 六 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、都道府県自殺 対策計画を定めるものとすること。また、市町村は、自殺総合対策大綱及び 都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、市町村自殺対策計画を 定めるものとすること。
- 七 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができること。
- 八 調査研究等の推進及び体制の整備、人材の確保等、心の健康の保持に係る 教育及び啓発の推進等、医療提供体制の整備等の基本的施策をそれぞれ拡充 すること。
- 九 政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする こと。
- 十 この法律は、平成28年4月1日から施行すること。

【農林水産委員会】

〇漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害 補償法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第36号)(参議院送付)要 旨

本案は、最近における漁業を取り巻く情勢の変化に対応して漁業経営に関する補償制度の改善を図り、漁業経営の安定に資するための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 漁船損害等補償法の一部改正
 - 1 漁船保険組合について、区域制限を廃止し、全国を区域とする漁船保険 組合の設立を可能とするとともに、十分な保険金支払能力を有する者のみ 設立認可するための要件を追加すること。
 - 2 漁船保険組合に対する再保険事業等を行う漁船保険中央会を廃止すること。
 - 3 普通損害保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険及び漁船積荷保険 により塡補する範囲に、拿捕・抑留等による事故により生じた損害を加え、 特殊保険を廃止すること。
- 二 漁業災害補償法の一部改正
 - 1 養殖共済について、地域漁協内の養殖業者の全員から申込みがあった場合に限り共済契約の締結を可能とする全員加入制度を廃止すること。
 - 2 養殖共済の対象とする養殖業に、内水面において営む養殖業を追加すること。
 - 3 特定養殖共済について、地域漁協内の漁業依存度の低い者を除く全員が 加入すれば高率の掛金補助が可能となるよう、所要の規定を整備すること。
- 三 漁船乗組員給与保険法の廃止

一の3により、抑留中の漁船乗組員への給与支払を、漁船船主責任保険によって塡補する範囲に含めることとするため、漁船乗組員給与保険法を廃止すること。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で 定める日から施行すること。ただし、一の1については公布の日、二の2に ついては公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める 日から施行すること。

(附帯決議)

漁業は、厳しい自然環境の中で営まれる産業であり、資源の急激な変動や事故発生の危険性と常に隣り合わせにある。台風が常襲し、地震が多発する我が国にあっては、暴風や高潮、津波等、漁業生産にとり大きなリスク要因が存在する。

こうした中、漁船損害等補償制度及び漁業災害補償制度は、中小漁業者の相互扶助の精神の下、国の支援を通じて、漁業再生産の阻害の防止と漁業経営の安定のため、長年にわたり重要な役割を果たしてきた。

しかし、近年、漁業就業者の減少や高齢化等を背景として、両制度の運営環境は厳しさを増している。再び東日本大震災クラスの大規模災害に見舞われた場合でも、漁船保険組合及び漁業共済組合が漁業者に対して保険金及び共済金の支払責任を十分に果たし得るよう、効率的かつ機能的な組織運営及び事業基盤を確固たるものにしていく必要がある。

よって、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 漁船保険組織の統合一元化が円滑に進むよう、漁船保険中央会及び漁船保険組合に対し、助言その他必要な支援を行うこと。
- 二 新たに漁船保険組合の設立認可要件となる資産の額については、大規模災害等における支払にも十分対応できる額を定めるとともに、組合の財政状況の把握に常時努めること。
- 三 組織統合一元化に伴い、国と新たな漁船保険組合の2段階の再保険関係とするに当たっては、組合による責任ある引受審査を確保しつつ、大規模災害発生時に、国が担うべき危険負担を確保するため、国及び組合において適切に責任分担を行うこと。
- 四 漁船保険の満期保険については、高船齢化が顕著となっているため、漁船の更新が円滑に行えるよう、船齢制限の緩和と積立期間の延長を柔軟に行うこと。併せて、漁業構造改革総合対策事業等の推進を通じ、高性能漁船の導入等による新しい操業・生産体制への転換を促進すること。
- 五 復原性が高く転覆しにくい漁船の研究開発、衝突事故防止用の船舶自動識別装置(AIS)の普及、海中転落事故に備えたライフジャケット着用啓発等の一層の推進等、漁船操業の安全対策に必要な予算や人員を確保するなど、労働環境の整備等に特段の努力をすること。

- 六 水産資源の適切な保存・管理や水産資源に関する調査・研究を引き続き推進するとともに、水産基本計画における資源管理・漁業経営安定対策の加入者が我が国漁業生産額の9割を担うとの目標を達成するため、漁業共済への加入促進に向け適切に指導すること。
- 七 養殖共済の全員加入制度廃止に当たっては、漁業者に対する適切な国庫補助の下、一層の加入促進が図られるよう、加入の在り方を適切に検討すること。
- 八 特定養殖共済の掛金補助制度の要件を見直すに当たり、漁業の種類や地域 の実態に応じて、基準とする漁業依存度を適正に設定し、加入促進に努める こと。
- 九 内水面養殖業を養殖共済の対象とするに当たり、うなぎ養殖業を対象とする際には、養殖共済実施可能性検証調査事業報告書等で指摘された問題点を 踏まえ、的確に保険設計を行うこと。併せて、うなぎ養殖業許可制の下で、 資源管理を着実に実施すること。
- 十 近年の水産動植物の陸上養殖の普及実態に鑑み、ひらめ等の陸上養殖を養殖と 殖共済の対象に追加することについて、引き続き検討を行うこと。 右決議する。

〇森林法等の一部を改正する法律案(内閣提出第50号)要旨

本案は、最近における森林及び林業をめぐる状況を踏まえ、林業の成長産業化を実現するため、国産材の安定供給体制の構築、森林資源の再造成の確保及び森林の公益的機能の維持増進を一体的に図る必要があることから、関係法律について所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 森林法の一部改正
 - 1 森林所有者等に対し、伐採後の造林に係る状況報告を義務付けること。
 - 2 共有林の立木の所有者の一部が所在不明であっても伐採・造林ができるよう、所在不明者の持分の移転等を行う裁定制度を設けること。
 - 3 森林経営計画の認定要件に、鳥獣害防止に関する事項を追加すること。
 - 4 市町村が作成する林地台帳に関する規定を設けること。
 - 5 違法な林地開発を行った者に対する罰則を強化すること。
- 二の分収林特別措置法の一部改正

分収林契約の当事者の10分の1を超える異議がない場合は、伐採時期の延 長等の契約変更を可能とすること。

三森林組合法の一部改正

- 1 森林組合は、森林の保続培養等の目的に加え、林業を行う組合員の利益 増進を目的とする森林経営事業を実施できるようにするとともに、その実 施要件を緩和すること。
- 2 森林組合に加え、森林組合連合会による森林経営事業を可能とすること。 四 木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正
 - 1 都道府県域を超える木材の安定取引に関する事業計画について、農林水 産大臣の認定制度を設けること。また、事業計画の作成者に木質バイオマ ス利用事業者等を追加すること。
 - 2 事業計画の対象森林について、伐採材積の上限など森林経営計画の認定 基準を緩和すること。
- 五 国立研究開発法人森林総合研究所法の一部改正
 - 1 国立研究開発法人森林総合研究所が暫定的に行っている水源林造成業務 について、本則に位置付けるとともに、育成途上の森林の整備を可能とすること。
 - 2 国立研究開発法人森林総合研究所の名称を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に、法律の題名を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に改称すること。

六 施行期日

この法律は、平成29年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

森林は、国土の保全、水源涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材の物質的生産等、多面的・公益的な機能を有している。しかし、我が国の林業は、木材価格の低迷、森林所有者の世代交代、山村地域の過疎化等により、依然として厳しい状況から、林業の成長産業化を実現するため、適切な森林施業を通じて、国産材の安定供給体制の構築・森林資源の再造成の確保・森林の公益的機能の維持増進を図る必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項について適切に対応すること。 記

- 一 森林資源の循環利用の推進のためには、主伐後の確実な再造林が必要である。しかし、木材の伐採収入で再造林に係る経費の確保は困難であり、確実な再造林に向けて、公的補助の拡充等を図ること。
- 二 集約施業の加速化を図るため、林地台帳整備にあたる市町村等への支援の

強化を図るとともに、森林経営計画作成の促進に向け、プランナー等の人材育成、国の職員による技術的な支援の更なる拡大や、集約化が困難な森林の地方公共団体等による公有林化に対する支援の強化等の施策の拡充を図ること。

- 三 森林組合による森林経営事業については、過度なリスクを取ることで森林 組合の経営悪化を招くことのないよう、農林水産省は引き続き森林組合・森 林組合連合会の財務を監督するとともに、森林組合・森林組合連合会の経 営・財務管理を担いうる人材の育成に注力すること。
- 四 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設への国産材利用に 積極的に取り組むとともに、木材利用の拡大、森林認証・認証材の普及促進、 木材の輸出促進などにより、国産材需要の拡大に全力を挙げること。また、 地域材の安定供給体制の確立に向け、川上・川下における木材需要に対応し た供給調整を担う組織、人材の育成など地域における必要な方策を検討する こと。また、セルロースナノファイバー等の新たな技術の開発・実用化等に 取り組むこと。
- 五 地域林業の確立を図るためには、林業事業体の育成と林業労働力の確保は 不可欠であり、山村振興の観点からも、地域の企業の受注機会の増大・所得 向上に向けた支援等必要な方策を検討すること。
- 六 国際社会にとり重要かつ喫緊の課題である地球温暖化防止のため、京都議 定書の第二約束期間における目標及び昨年末に合意されたパリ協定を踏まえ、 間伐や植林等の森林吸収源対策を着実に推進するための安定財源の確保に向 けた検討を加速化すること。さらに、安定財源が確保されるまでの間におい ても、必要な予算の確保を図ること。
- 七 自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図るため、 事業者が合法伐採木材の利用を確保するため適正なリスク評価その他の措置 を講ずることを促すとともに、事業者による合法伐採木材の利用を確保する ための取組の実施状況に関する情報の把握に努め、違法伐採木材の取扱いが 懸念される場合には、その是正に努めること。
- 八 近年の山地災害の頻発やその被害の増加を踏まえ、国民の安全で安心な暮らしを守るため、予防治山対策を含めた治山事業の確実な実施に努めるとと もに、必要な予算の確保を図ること。
- 九 東日本大震災からの復興について、海岸防災林の再生や福島の森林・林業の再生をはじめとする復興対策に全力で取り組むこと。また、平成28年熊本

地震による災害について、治山事業による崩壊地の早期復旧や二次災害の防止、被害を受けた森林・林業の再生に全力で取り組むこと。 右決議する。

〇合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律案(農林水産委員長提出、衆法第29号)要旨

本案は、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、 もって地域及び地球の環境の保全に資するため、合法伐採木材等の流通・利用 の促進に関し基本的な事項を定め、木材関連事業者による合法伐採木材等の利 用の確保のための措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおり である。

一 定義

この法律において、「木材等」とは、木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品を、「合法伐採木材等」とは、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材等を、「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業等を行う者をいうものとすること。

二 基本方針の策定等

- 1 主務大臣は、合法伐採木材等の流通・利用の促進に関する基本方針を定めるものとすること。
- 2 国は、合法伐採木材等の流通・利用の促進に必要な資金の確保、国内外の木材等の生産・流通の状況並びに我が国及び外国の関係法令に関する情報の収集・提供、四の木材関連事業者の登録の促進のための制度の周知、合法伐採木材等の流通・利用を促進する意義に関する事業者及び国民の理解を深める措置等を講ずること。
- 三 木材関連事業者の判断の基準となるべき事項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通・利用を促進するため、木材関連事業者が取り組むべき措置として、その取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項及びその確認ができない場合における追加的に実施すべき事項等を定めること。

四 木材関連事業者の登録

合法伐採木材等を利用する木材関連事業者は、登録実施機関が行う登録を

受けることができること。

五 国際協力の推進

国は、違法伐採の抑止のための国際的な連携の確保等の国際協力の推進に必要な措置を講ずること。

六 報告及び立入検査

主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、木材関連事業者に対し、合法伐採木材等の利用の確保の状況に関し報告させ、又はその職員に立入検査をさせることができること。

七 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行すること。

〇真珠の振興に関する法律案(農林水産委員長提出、衆法第49号)要旨

本案は、我が国の真珠産業が、世界に先駆けて真珠の養殖技術を確立する等歴史的に世界の真珠の生産等において特別な地位を占めてきているとともに、その国際競争力の強化が重要な課題となっていること及び真珠が国民になじみの深い宝石であり、真珠に係る宝飾文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っていることに鑑み、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 基本方針及び振興計画

- 1 農林水産大臣及び経済産業大臣は、真珠(その加工品を含む。以下同 じ。)の生産、加工、流通又は販売の事業(以下「真珠産業」という。) 及び真珠に係る宝飾文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項等を 内容とする基本方針を定めるものとすること。
- 2 都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における真珠産業及び真珠 に係る宝飾文化の振興に関する計画(以下「振興計画」という。)を定め ることができること。

二 国及び地方公共団体の施策

国及び地方公共団体は、真珠の生産者の経営の安定、真珠の生産に係る生産性及び真珠の品質の向上の促進、真珠の生産に係る漁場の維持又は改善、真珠の加工及び流通の高度化、真珠の輸出の促進、効率的かつ安定的な真珠の生産の事業の経営を担う人材の育成及び確保、真珠に係る宝飾文化の振興等に必要な施策を講ずるよう努めるとともに、真珠の生産に係る漁場の調査等及び真珠産業の振興のために必要な研究開発の推進等に努めるものとする

こと。

三 国の援助

国は、地方公共団体が振興計画に定められた施策を実施しようとするときは、当該施策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置を講ずるよう努めるものとすること。

四 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

【経済産業委員会】

〇国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第8号)要旨

本案は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第1条の2に規定する廃止期限の到来に伴い、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)が行う気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること等の業務に係る同法の規定を削除する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 機構の目的から、京都議定書に係る排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること等により、我が国のエネルギーの利用及び産業活動に対する著しい制約を回避しつつ京都議定書の規定に基づく約束を履行することに寄与することとするとの規定を削除すること。併せて、機構の業務の範囲から京都議定書に係る排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること等の規定を削除すること。
- 二 この法律は、平成28年3月31日から施行すること。
- 三 関係法律について所要の改正を行うこと。

〇原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第17号)要旨

本案は、使用済燃料の再処理等について、電力自由化後も必要な資金が確保され、着実かつ効率的に実施される体制の整備を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

一題名

法律の題名を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する 法律」とすること。

二目的

法律の目的を、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、使用済燃料の再処理等の着実な実施のために必要な措置を講ずることと改めること。

三 拠出金制度の創設

現行の積立金制度を廃止し、再処理等に必要な資金を発電時に拠出金として使用済燃料再処理機構(以下「機構」という。)に納付することを原子力事業者に対して義務付ける拠出金制度を創設すること。その際、MOX燃料

加工等、再処理工程と不可分な関連事業の実施に要する費用も拠出金として納付させること。

四 認可法人制度の創設

再処理等事業を着実かつ効率的に行うための主体として、認可法人に関する制度を創設することとし、認可法人である機構は、使用済燃料の再処理等の実施に関する計画の策定、拠出金単価の決定、拠出金の収納、使用済燃料の再処理等の実施を行うこと。

五 運営委員会の設置

機構の運営については、有識者を含む運営委員会において意思決定を行うこと。

六 経済産業大臣の認可等

拠出金単価、機構の設立、役員及び運営委員の任命、使用済燃料再処理等 実施中期計画等について、経済産業大臣の認可等の規定を設けること。

七 機構の解散

機構の解散については、別途法律で定めること。

八 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(修正要旨)

政府が新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定 について検討を加える時期を、この法律の施行後「5年」から「3年」に改め ること。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。 - 核燃料サイクル政策は、今後の原子力発電所の稼働量、再処理施設の稼働

一 核燃料サイクル政策は、今後の原子力発電所の稼働量、再処理施設の稼働時期、技術革新、国際情勢等と密接に関係しており、事業期間も長期にわたるため、将来の状況の変化に適切に対応できるよう柔軟性を確保すること。そのため、将来的に状況が変化し、政策の見直しが必要となるような場合には、政府は責任を持って、本法律案についても見直しを検討し、必要な措置を講じること。

また、本法附則第16条の規定に基づく見直しに当たっては、政府答弁や附帯決議を踏まえて行うこと。

二 核燃料サイクル政策の将来における幅広い選択肢を確保する観点、さらに、

すでに発生している研究炉の使用済燃料や福島第一原子力発電所の使用済燃料対策の観点から、使用済燃料の直接処分や暫定保管を可能とするための技術開発や必要な措置など、多様なオプションの検討を進めること。

- 三 プルトニウムの需給バランスに関して、「利用目的のないプルトニウムは 持たない」との原則を堅持するとともに、政府は原子力事業者に対して、こ の原則を認識したうえで再処理事業を実施するよう指導し、仮にこの方針に 反する再処理等事業の実施中期計画を認可法人が策定した場合には、経済産 業大臣はこれを認可しないものとすること。
- 四 認可法人が策定する再処理等事業の実施中期計画を経済産業大臣が認可する際には、原子力の平和利用やプルトニウムの需給バランス確保の観点から、原子力委員会の意見を聴くものとし、その意見を十分に斟酌して認可の適否を判断するものとすること。
- 五 再処理事業が及ぼす影響は、地域振興から国際安全保障に至るまで幅広い ため、事業の推進に際しては、事業を総合的・大局的な観点から評価する仕 組みを構築すること。
- 六 使用済燃料の貯蔵能力の強化や高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定 を巡る課題の解決に向け、国がその責任と役割をより一層明確にしながら的 確に対応すること。

また、使用済燃料の安全な貯蔵は、短期的のみならず、中長期的にも必要なものであり、政府の積極的かつ責任ある関与のもと、乾式貯蔵施設等による中間貯蔵能力の拡大を進めるものとすること。

- 七 使用済燃料の再処理等を進めるに当たっては、青森県、六ヶ所村など立地 自治体等関係者の理解と協力が不可欠であることに鑑み、今後とも再処理事業について、これら立地自治体等関係者との信頼関係の下で、円滑かつ連携 して進められるよう留意すること。
- 八 安全確保を大前提に、再処理等事業を適切かつ効率的に進めていくためには、これまで蓄積されてきた再処理等に係る人材・技術等を散逸させることなく最大限に活用することが不可欠であることを踏まえ、再処理等の現業を担う再処理事業者に対する使用済燃料再処理機構による管理・監督等に当たっては、適切な安全管理や民間企業の活力発揮を損なうことのないよう留意すること。また、従事者の雇用の安定や人材の確保・育成、関連技術・技能の継承に努めるとともに、憲法並びに労働基準法に基づく労使自治を尊重するものとすること。

- 九 我が国の核燃料サイクル政策の推進に責任を有する国は、その責任を果た すため、電力小売全面自由化により競争が進展し、また原子力依存度が低減 していく中においても、認可法人が使用済燃料の再処理等を適正に実施でき るよう、適切に関与すること。その際、我が国のエネルギー政策と整合して 一体的に推進されるよう、認可法人に対し十分な指導監督を行うこと。
- 十 電力システム改革以降の競争の進展や原子力依存度の低減など新たな環境下においても、原子力事業者が、必要な人材・技術を維持しながら、今後国内において増加する廃炉の安全かつ確実な実施や新規制基準への対応、使用済燃料の処理、地球温暖化対策及び電力安定供給への貢献等の課題への適切な対処が可能となるよう、事業環境の整備について、今般の制度的対応を進めることと並行して検討を行い、必要な措置を講ずること。

特に、原子力損害賠償制度について、原子力損害賠償支援機構法附帯決議 並びに改正電気事業法(第3弾)附帯決議等を踏まえ、電力小売全面自由化 により小売事業者間競争が進展する中における国と事業者の責任分担や発災 事業者とその他の原子力事業者との間の負担の在り方等を含め、速やかに検 討を行い必要な措置を講ずること。

十一 過去に発生した使用済燃料の再処理等に要する費用については、再処理等の適正な実施が図られるよう検討し、その積算に係る具体的な考え方を明らかにするとともに、適時その検証を行うこと。

なお、原子力事業者における事業環境の変化等の個別事情も十分踏まえて、 納付方法の変更等に可能な限り柔軟に対応すること。

また、経済産業大臣の認可を要する認可法人の設立にあたり必要となる事業計画書の記載事項については、使用済燃料の再処理等の実施及び拠出金の収納等の業務に関する事項のほか、財務に関する事項及び安全対策に関する事項を含めること。

〇電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の 一部を改正する法律案(内閣提出第28号)要旨

本案は、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るため、再生可能エネルギー固定価格買取制度に関して、発電事業者の事業計画を認定する制度の創設、買取価格の決定方法の見直し、電力多消費事業者に対する賦課金減免制度の見直し、再生可能エネルギー電気の買取義務者の変更等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 発電事業者の事業計画を認定する制度の創設

発電事業者の事業計画について、その実施可能性(系統接続の確保等)や 内容等を確認し、適切な事業実施が見込まれる場合に認定を行う制度を創設 するとともに、発電事業者が認定された事業計画に従って事業を実施してい ない等の場合に、経済産業大臣の改善命令・認定取消しを可能とすること。

二 買取価格の決定方法の見直し

数年先の買取価格をあらかじめ決定できるよう買取価格の決定方法を見直すとともに、中長期的な買取価格の目標を設定すること。また、入札による買取価格の決定が需要家の負担軽減に有効と認められる場合に、入札を実施して買取価格を決定することができる仕組みを導入すること。

三 電力多消費事業者に対する賦課金減免制度の見直し

電力多消費事業者に対する賦課金減免制度について、減免の要件及び減免率の見直しを行い、事業の種類や省エネルギー化の取組状況に応じた減免率の設定を可能とすること。

四 再生可能エネルギー電気の買取義務者の変更 再生可能エネルギー電気の買取義務者を、小売電気事業者等から一般送配

電事業者等に変更すること。

五 経過措置

既に再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく事業を実施している発電事業者等(接続契約締結済みの案件を含む)には、現行の買取価格等を維持し、新制度での認定を受けたものとみなすとともに、認定取得後接続契約締結に至っていない未稼働案件には、原則として新制度での認定取得を求めること。

六 電気事業法等について、所要の改正を行うこと。

七 この法律は、一部の規定を除き、平成29年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。 一 再生可能エネルギーについて、国民負担を抑制しつつ、持続的かつ最大限 の導入を進めていくとともに、中長期的には固定価格買取制度に依存しない 自立的な導入を目指すため、既存の再生可能エネルギー発電設備の高効率 化・低コスト化や、新たな再生可能エネルギー源利用に向けた技術開発・実 用化支援、更には規制改革等の環境整備に総合的に取り組むこと。また、今 後のエネルギーミックス及び温室効果ガス削減目標の見直しに当たっては、

- こうした取組の成果を的確に反映すること。
- 二 入札の実施については、経済産業大臣の判断基準を明らかにし、調達価格等算定委員会で入札が適当と判断するに至った審議経過を明らかにするとともに、まずは対象を大規模太陽光発電に限定し、入札の効果に関する検証を行った上で、その結果を公表すること。また、地域主体の事業者など幅広い事業者が応札することができるよう運用の工夫を行うこと。
- 三 我が国の国際競争力の強化を図る観点から、電力多消費産業への賦課金減 免制度を確実に維持し、真に必要な産業が現行と同様の措置を受けられるよ う制度設計を行うこと。
- 四 再生可能エネルギー発電事業の適正な実施を担保するため、既に運転開始している案件も含め、地方自治体とも連携しつつ、安全規制や立地規制などの他法令の遵守の徹底や認定情報の公開に取り組むこと。特に、太陽光発電設備については、安全上の問題に対処するため、認定基準や関係法令の遵守状況等の観点で不適切な事業者に対しては認定の取消等、厳正に対処すること。また、安全管理上の事故が発生している太陽光発電設備の保安規制については、公衆安全並びに作業安全を確保する観点から強化を図ること。
- 五 風力や地熱、中小水力、バイオマスといったリードタイムの長い電源については、導入が十分に進んでいないことから、実態を踏まえた上で、複数年度にわたる買取価格の設定を行うとともに、環境アセスメントの短縮化などの規制改革、送配電事業者への系統接続の早期化などの環境整備に取り組むこと。
- 六 電力系統の整備のあり方や費用負担については、系統整備コストの負担に 留意しつつ、諸外国の取組を参考に更なる検討を行っていくこと。さらに、 再生可能エネルギーの効率的な導入の観点から、地域間連系線運用ルールの 見直しや系統利用情報の随時開示も含めた更なる開示等の検討を行うこと。 また、系統への接続について、経済産業省と電力広域的運営推進機関が適切 な監視を行うとともに、再生可能エネルギー発電事業者に対する不当な接続 拒否が発生しないよう基準を明確化すること。
- 七 再生可能エネルギー発電事業者の予見可能性を確保する観点から、国が出力制御の運用についての考え方を示すとともに、出力制御の状況について監視し、適切な情報開示を行うこと。
- 八 再生可能エネルギーの最大限導入に加え、分散型エネルギーの導入促進や 地域活性化への貢献の観点から、再生可能エネルギー熱、未利用熱の利用へ

の支援や、自治体による分散型エネルギーシステムの構築に向けた取組の支援を抜本的に強化すること。

- 九 新たな認定制度への移行に当たって、旧認定の取消や失効を含めた認定判断はすべて政府の責任において行うものであることに鑑み、関係事業者及び国民各層に対し、改正内容の説明を丁寧に行うこと。また、買取義務者の変更に当たっては、経過措置により新旧制度が併存されることに伴う関係事業者の負担に配慮すること。
- 十 今後の固定価格買取制度の詳細設計や運用に当たっては、公平な競争環境 の確保を図るとともに、再生可能エネルギーの増加と電力安定供給の確保を 両立するため、調整電源の固定費回収等の課題について検討を進めること。
- 十一 2019年11月以降に買取期間が終了する住宅用太陽光電源については、当該電源が、エネルギー供給の一翼を担う自立した電源として長期安定的な発電を継続していくことができるよう、必要な措置の検討を進めること。
- 十二 今後の再生可能エネルギーの導入拡大の下で、エネルギー間の公平な競争環境を確保する観点から、再生可能エネルギーの導入がエネルギー自給率の向上や環境負荷の低減など国民全体の利益につながる点を勘案し、電気の使用者のみが費用を負担するのではなく、広く負担することも含め費用負担の在り方等について検討を進めること。
- 十三 本制度を導入した諸外国においても、近年は課題が顕在化する都度、適 宜、制度見直しを行うことで国情に応じた再生可能エネルギーの支援制度に なるよう努めており、我が国においてもエネルギーミックスの達成状況も確 認しながら、不断の検証を行い、必要に応じた見直しを行うこと。

〇中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第46号) (参議院送付) 要旨

本案は、労働力人口の減少や企業間の国際的な競争の活発化等の経済社会情勢の変化に対応して、中小企業・小規模事業者等の経営の強化を図るため、事業分野ごとに新たに経営力向上のための取組等について示した指針を主務大臣において策定するとともに、当該取組を支援するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の題名を「中小企業等経営強化法」と改めること。
- 二 基本方針において定める事項に、中小企業等の経営力向上及び支援体制の 整備等に関する事項を追加すること。

- 三 主務大臣は、基本方針に基づき、事業分野ごとに経営力向上のための取組等について示した事業分野別指針を策定すること。
- 四 中小企業等が、事業分野別指針に沿って、経営力向上のための計画を作成した場合、これを主務大臣が認定し、その計画に基づく取組を支援すること。
- 五 経営革新等支援機関は、経営力向上計画の作成や実施を支援すること。
- 六 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で 定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 事業分野別指針については、中小企業を取り巻く経営環境が時々刻々と変化することに鑑み、関係省庁が緊密に連携しながら、優良事例の適宜の見直し等を含めたPDCAサイクルを実効性ある形で確立し、中小企業・小規模事業者、中堅企業の経営力向上に資する最新かつ最良の情報が盛り込まれた指針を提供し続けるよう努めること。
- 二 経営力向上計画については、基本方針で中小企業・小規模事業者、中堅企業に分かりやすい認定基準を示すとともに、申請手続・書類については、できるだけ簡素なものとし、事業者の負担軽減を図ること。
- 三 特に小規模事業者においては、資金や人材などに制約があり事業の持続的 発展が困難な状況が多いことに鑑み、認定経営力向上事業を行う意欲ある小 規模事業者に対しては、十分な支援措置を講じるよう配慮するとともに、広 く制度の活用が図られるよう、制度の概要、対象、必要手続き等についての 情報提供、相談体制の整備等遺漏なきよう万全を期すこと。
- 四 認定経営革新等支援機関の業務に経営力向上に係るものが追加されることに鑑み、定期的な調査を通じて各支援機関の支援実績や得意分野をより分かりやすく公表し、中小企業等の利便性を高める工夫を行うとともに、同機関による支援の質・量の拡充を図るとの観点から、同機関に対して必要な支援を行うこと。
- 五 固定資産税による設備投資減税ができるだけ多くの中小事業者等に活用され、投資効果が最大限に発揮されるべく、対象企業や設備等について周知徹底に努めるとともに、制度の期限到来時に適切な判断ができるように、政策効果等について適宜情報収集・分析等を行った上で、対象設備の充実等を含め必要な検討を行うこと。
- 六 中小企業等の経営の強化を図り、生産性を向上させるという本法の政策目

的が十分に達成されるよう、その効果等について適時適切に把握するよう努めるとともに、生産性の向上が付加価値の増大につながり、単なる人員削減とならないよう十分留意すること。

七 赤字法人であっても納付義務のある社会保険料が、中小企業・小規模事業者の経営に大きな負担となっている現状に鑑み、中小企業者における正規雇用等を促進する観点から、雇用に伴う中小企業者の経済的負担の軽減に必要な措置を講ずること。

【国土交通委員会】

〇踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出第13号)要旨

本案は、踏切道における交通事故の防止及び交通の円滑化を図るため、平成28年度以降の5箇年間においても踏切道の改良を促進するための措置を講ずるとともに、鉄道事業者及び道路管理者が地方踏切道改良協議会を組織することができることとするほか、道路管理をより適切なものとするため、道路協力団体制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 踏切道改良促進法の一部改正
 - 1 国土交通大臣は、国土交通省令で定める基準に該当する踏切道のうち、 平成28年度以降の5箇年間において改良することが必要と認められるもの について、改良の方法を定めずに指定すること。
 - 2 指定された踏切道に係る鉄道事業者及び道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。)は、地方踏切道改良計画を作成し、国土交通大臣に提出することができることとし、4の地方踏切道改良協議会が組織されているときは、その意見を聴かなければならないこと。また、国土交通大臣が道路管理者である踏切道については、国土交通大臣が国踏切道改良計画を作成すること。
 - 3 地方踏切道改良計画及び国踏切道改良計画には、特別な事情がある場合 には1の期間を超える期間を記載するほか、二の3の道路協力団体の協力 が必要な事項を記載することができること。
 - 4 地方踏切道改良計画を作成しようとする鉄道事業者及び道路管理者は、 地方踏切道改良計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、地方踏 切道改良協議会を組織することができること。
 - 5 鉄道事業者及び道路管理者は、1の期間において踏切道改良基準に適合する改良の方法により(踏切道の改良に関する計画が作成された場合は、 その計画に従い)、当該踏切道の改良を実施しなければならないこと。

二 道路法の一部改正

- 1 道路管理者は、道路に設置されている物件が、道路の構造に損害を及ぼし、若しくは交通に危険を及ぼし、又はそれらのおそれがある場合であって、物件の占有者等が除去等の命令に従わないとき若しくは現場にいないときについても、自ら除去することができること。
- 2 道路管理者は、道路の区域を立体的区域とした道路を構成する敷地の上

空等に交通確保施設を所有しようとする者等に対し、当該施設の所有を目的とする区分地上権を設定することができること。

- 3 道路管理者は、自らに協力して道路に関する工事又は道路の維持等の業務を適正かつ確実に行うと認められる法人等を、道路協力団体として指定することができることとし、その業務の実施に必要な道路の占用の許可等は、道路管理者と道路協力団体の協議の成立をもって、許可等があったとみなすこと。
- 三 この法律は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 国土交通省が平成19年に緊急対策踏切を1,960箇所公表しているが、現在 までに指定されているのは約600箇所であることから、この指定を速やかに 行うとともに、踏切道の改良が円滑に進むよう道路管理者と鉄道事業者の協 議を促すなど一層の措置を講ずること。
- 二 立体交差事業の推進が根本解決ではあるものの、完成までに長期の工期を要することから、早期に踏切事故を防止するために、地域住民の目線で、道路管理者と鉄道事業者が協力し、完成までの当面の対策として、カラー舗装等による歩車道分離や軌道の平滑化等の種々の安全対策を総動員できるよう指導すること。
- 三 高齢者の踏切事故が未だに多いことから、高齢者の特性に十分配慮した対策を検討すること。
- 四 鉄道事業者が踏切保安設備の整備の一層の促進を図るため、政府は適切な 支援措置を講ずること。
- 五 跨線橋等の老朽インフラ改修が課題となっていることから、点検・修繕を 計画的かつ効率的に進められるよう仕組みを構築すること。

〇流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第14号)要旨

本案は、最近における物資の流通をめぐる経済的社会的事情の変化を踏まえ、 流通業務総合効率化事業について2以上の者が連携して行うものに限ることと するとともに、総合効率化計画が主務大臣の認定を受けた場合における同事業 の実施に関し、海上運送法等の特例を追加する等とするもので、その主な内容 は次のとおりである。

- 一 法律の目的に、流通業務に必要な労働力の確保に支障が生じつつあること への対応を図るものである旨を追加すること。
- 二 流通業務総合効率化事業について、特定流通業務施設を中核とすることを 求めないこととした上で、2以上の者が連携して行うものに限るとともに、 流通業務の省力化を伴うものであることとする要件の変更を行うこと。
- 三 特定流通業務施設について、物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システムを有するものに限定しないこととする等の要件の変更を行うこと。
- 四 流通業務総合効率化事業の実施に関する基本方針に定める事項として、流通業務の総合化及び効率化の目標に関する事項を追加すること。
- 五 流通業務総合効率化事業を実施しようとする者は、共同して、総合効率化 計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができること。
- 六 認定を受けた総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軽自動車運送 事業、貨物運送一般旅客定期航路事業等に該当するものであって、各事業法 の許可等を受けなければならないものについては、当該許可等を受けたもの とみなす等の特例を追加すること。
- 七 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で 定める日から施行すること。

〇都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第18号)要旨

本案は、都市の国際競争力及び防災機能を強化するとともに、地域の実情に応じた市街地の整備及び住宅団地の建替えの促進を図るため、国際競争力強化施設の整備促進のための金融支援制度の拡充、非常用電気等供給施設に関する協定制度の創設、市街地再開発事業において既存建築物の有効活用を可能とする個別利用区制度の創設、同事業の組合施行における組合員規定の見直し等の所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 都市再生特別措置法の一部改正
 - 1 民間都市再生事業計画の認定の申請期限を平成34年3月31日までとする こと。
 - 2 民間都市開発推進機構は、認定を受けた民間都市再生事業計画に係る都 市再生事業(整備計画に記載された国際競争力強化施設の整備に関するも のに限る。) に参加する場合の当該費用負担の限度額に、国際競争力強化

施設の整備に関する費用を加算することができること。

- 3 都市再生緊急整備協議会は、大規模な地震が発生した場合における滞在 者等の安全の確保を図るために必要な非常用電気等供給施設の整備等に関 する都市再生安全確保計画を作成することができること。また、土地所有 者等は、その全員の合意により、同供給施設の整備又は管理に関する協定 を、市町村長の認可を受けて締結することができ、当該認可の公告のあっ た後において土地所有者等となった者に対しても、その効力があるものと すること。
- 4 市町村又は都市再生推進法人等は、都市再生整備計画の区域内にある低 未利用土地の所有者等とその有効かつ適切な利用の促進を図るため居住者 等利用施設の整備及び管理に関する協定を締結することができること。
- 5 都市公園における自転車駐車場、観光案内所その他の都市の居住者、来 訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等の設置に関する事項を公園 管理者の同意を得て記載した都市再生整備計画が公表された日から2年以 内に、当該施設等につき占用許可の申請があった場合においては、公園管 理者は、その占用の許可をすること。

二 都市再開発法の一部改正

- 1 事業計画において、市街地再開発事業によって造成される施設建築敷地以外の建築物の敷地となるべき個別利用区を定めることができること。
- 2 数人の共有に属する宅地に係る市街地再開発事業の組合施行において、 当該宅地の共有者のみが組合員となっている場合は、各共有者をそれぞれ 1人の組合員とすること。
- 三 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

〇港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出第19号)要旨

本案は、我が国において外航旅客船の寄港回数が増加している状況を踏まえ、 外航旅客船に対応した旅客施設等を無利子貸付制度の対象施設として追加する とともに、港湾の機能を維持しつつ港湾区域内の水域等の有効活用を図るため、 占用の許可の申請を行うことができる者を公募により決定する制度を創設する 等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 特定用途港湾施設の建設等に係る無利子貸付制度の対象施設として、外航 旅客船に対応した旅客施設等を追加すること。

- 二 港湾情報提供施設を港湾施設に追加するとともに、港湾管理者は、港湾管理者以外の者が所有する港湾情報提供施設を自ら管理する必要があるときは、協定を締結して、当該施設の管理を行うことができること。
- 三 港湾管理者は、港湾管理者に協力して港湾施設の整備又は管理を行う等の 業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ず る団体を、その申請により、港湾協力団体として指定することができること。 四 公募による占用許可制度の創設
 - 1 港湾管理者は、港湾区域内水域等の占用の許可の申請を行う者を公募により決定することが、占用する者の公平な選定や、再生可能エネルギー源の利用その他の公共の利益の増進を図る上で有効であると認められる施設又は工作物(公募対象施設等)について、公募占用指針を定めることができること。
 - 2 公募対象施設等を設置するため港湾区域内水域等を占用しようとする者は、公募占用計画を港湾管理者に提出することができること。
 - 3 港湾管理者は、基準に適合している公募占用計画について評価を行い、 学識経験者の意見を聴いた上で、最も適切な計画を提出した者を占用予定 者として選定すること。また、その者が提出した公募占用計画について、 港湾区域内水域等の区域及び占用の期間を指定して、当該公募占用計画が 適当である旨の認定をすること。
 - 4 認定された公募占用計画の提出者は、計画に従って公募対象施設等の設置及び維持管理をしなければならないこと。また、港湾管理者は、計画に基づいた占用の許可の申請があった場合、許可を与えること。
- 五 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で 定める日から施行すること。

〇宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(内閣提出第34号)要旨

本案は、既存の建物の流通を促進するとともに、宅地又は建物の買主等の利益の保護を図るため、宅地建物取引業者に対し、建物状況調査を実施する者のあっせんに関する事項の媒介契約書への記載、建物状況調査の結果の買主等への説明等を義務付けるとともに、宅地建物取引業者を営業保証金等による弁済の対象から除外する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 既存の建物の取引における情報提供の充実

- 1 宅地建物取引業者は、既存の建物の売買又は交換の媒介の契約を締結したときは、建物状況調査を実施する者のあっせんに関する事項を記載した 書面を依頼者に交付しなければならないこと。
- 2 宅地建物取引業者は、既存の建物の取得者又は借主となる者に対して、 当該既存の建物の売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、宅地 建物取引士をして、建物状況調査の結果の概要並びに建物の建築及び維持 保全の状況に関する書類の保存の状況について記載した書面を交付して説 明をさせなければならないこと。
- 3 宅地建物取引業者は、既存の建物の売買又は交換の契約が成立したとき は、建物の構造耐力上主要な部分等の状況について当事者の双方が確認し た事項を記載した書面を当事者に交付しなければならないこと。

二 営業保証金制度等の改善

宅地建物取引業者と宅地建物取引業に関し取引をし、その取引により生じた債権に関し、営業保証金又は弁済業務保証金について弁済を受ける権利を有する者から、宅地建物取引業者を除くこと。

三 宅地建物取引士等に対する研修の充実

- 1 宅地建物取引業保証協会は、全国の宅地建物取引業者を直接又は間接の 社員とする一般社団法人に対して、宅地建物取引士等に対する研修の実施 に要する費用の助成をすることができること。
- 2 宅地建物取引業者を直接又は間接の社員とする一般社団法人は、宅地建物取引士等がその職務に関し必要な知識及び能力を効果的かつ効率的に習得できるよう、体系的な研修を実施するよう努めなければならないこと。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で 定める日から施行すること。ただし、一に関する規定は、公布の日から起算 して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

〇海上交通安全法等の一部を改正する法律案(内閣提出第37号)(参議院送付)要旨

本案は、非常災害が発生した場合における船舶交通の危険を防止するため、 指定海域等にある船舶に対して海上保安庁長官が移動等を命ずることができる こととするとともに、指定港内の水路及び指定海域内の航路を航行する船舶に よる通報の手続を簡素化すること、及び航路標識設置の許可手続を明確化する

- こと等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。
- 一 海上交通安全法の一部改正
 - 1 第4条本文に規定する船舶が指定海域に入域しようとするときは、船長は、当該船舶の名称その他の事項を通報しなければならないこと。
 - 2 海上保安庁長官は、非常災害発生時、指定海域にある1の船舶に航行の 安全を確保するために必要な情報を提供するものとし、当該船舶はその情 報を聴取しなければならないこと。
 - 3 海上保安庁長官は、非常災害発生時、指定海域に進行してくる船舶の航行の制限若しくは禁止又は指定海域及びその境界付近にある船舶に対する停泊場所等の指定、移動の制限若しくは退去命令等の措置をとることができること。

二 港則法の一部改正

- 1 「雑種船」を「汽艇等」とし、総トン数20トン未満の汽船を汽艇とすること。
- 2 海上保安庁長官は、非常災害発生時、指定港内にある海上交通安全法第 4条本文に規定する船舶に一の2と同様の情報を提供するものとし、当該 船舶はその情報を聴取しなければならないこと。
- 3 海上保安庁長官は、非常災害発生時、特定港の港長等に代わってその職権を行うこと。
- 4 途中寄港等することなく、指定港内の水路及び指定海域内の航路を航行する船舶による通報の手続を簡素化すること。
- 5 港長は、船舶交通が著しく混雑する水路において、船舶交通の危険を防止するため必要があるときは、当該船舶の船長に対し、当該水路を航行する予定時刻の変更等を指示できること。

三 航路標識法の一部改正

- 1 航路標識の設置に関する許可基準等を明確化するとともに、簡易なものについて届出による標識設置を認めること。
- 2 海上保安庁長官は、非常災害発生時、指定海域等に航路標識を設置する 緊急の必要がある場合に限り、現場付近の船舶に対し、標識の設置に関す る業務に従事すべきことを命じること等ができること。
- 四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

〇特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、 特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(内閣提出、承認第2 号)要旨

本件は、平成18年10月14日から北朝鮮船籍の全ての船舶の入港を禁止することとする同年10月13日の閣議決定等により変更された同年7月5日の閣議決定について、北朝鮮による平成28年1月6日の核実験の実施及び2月7日の「人工衛星」と称する弾道ミサイルの発射等を踏まえ、また、我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、同月19日、同日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認された第三国籍船舶に対しても、平成29年4月13日までの間、本邦の港への入港を禁止する等の変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、入港禁止の実施につき国会の承認を求めるものである。

〇特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、 特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(内閣提出、承認第3 号)要旨

本件は、平成18年10月14日から北朝鮮船籍の全ての船舶の入港を禁止することとする同年10月13日の閣議決定等により変更された同年7月5日の閣議決定について、平成28年3月2日(ニューヨーク時間)に採択された国際連合安全保障理事会決議第2270号等を踏まえ、また、我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、4月1日、同理事会の決定等に基づき凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶であって、その国際海事機関船舶識別番号が明示されるものに対しても、平成29年4月13日までの間、本邦の港への入港を禁止する等の変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、入港禁止の実施につき国会の承認を求めるものである。

【環境委員会】

〇独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第 29号)要旨

本案は、環境の保全に関する研究及び技術開発の効率的・効果的な推進に向け、その研究及び技術開発の実施及び助成に係る業務を独立行政法人環境再生保全機構が行えるようにするため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 目的規定に、研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び 技術開発に係ることを追加すること。
- 二 独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、三の1から3までに掲げる業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとし、これに違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとすること。

三 業務の範囲

- 1 大学、国立研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行うことによりその効果的な実施を図ることができる環境の保全に関する研究及び技術開発を行うものとすること。
- 2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進するものとすること。
- 3 環境の保全に関する研究及び技術開発に関し、助成金の交付を行うものとすること。
- 四 三の3の助成金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律を準用するものとすること。
- 五 機構は、三の1から3までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に関し、 経理を区分し、勘定を設けて整理しなければならないものとすること。
- 六 この法律は、平成28年10月1日から施行すること。
- 七 この法律の施行の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「指定日」という。)の前日において、三の1の業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、指定日において、機構が承継するものとするとともに、その承継の際、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとし、機構は、その額により資本金を増加するものとす

ること。

〇ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部 を改正する法律案(内閣提出第40号)要旨

本案は、最近におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理状況を踏まえ、ポリ 塩化ビフェニル廃棄物が早期に確実かつ適正に処理されるよう、所要の措置を 講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を閣議決定により定めるものとすること。
- 二 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者は、政令で定める期間(以下「処分期間」という。)内に、これを自ら処分し、又は処分を他人に委託(以下「処分又は委託」という。)しなければならないものとすること。ただし、処分期間の末日から起算して1年を経過した日(以下「特例処分期限日」という。)までに処分又は委託することが確実である保管事業者については、特例処分期限日までに、処分又は委託しなければならないものとすること。
- 三 都道府県知事は、保管事業者が二の規定に違反した場合には、処分等の措置を命ずることができることとするとともに、履行の見込みがない場合等に、 代執行を行うことができるものとすること。
- 四 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有事業者は、処分期間内に、これを廃棄しなければならないものとすること。ただし、特例処分期限日までに処分又は委託することが確実である所有事業者については、特例処分期限日までに、これを廃棄しなければならないものとすること。
- 五 処分期間内又は特例処分期限日までに廃棄されなかった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、これを高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とみなして、この法律による改正後のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「新法」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)の規定を適用するものとすること。
- 六 電気事業法に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、同法の定めるところによるものとするとともに、特例処分期限日までに廃棄されなかったものについては、これを高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とみなして、新法及び廃棄物処理法の規定を適用するものとする

こと。

- 七 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品であることの疑いのある物を保管・所有する事業者その他の関係者について、都道府県知事による報告徴収及び立入検査等の対象に追加するものとすること。
- 八 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で 定める日から施行すること。
- 九 政府は、この法律の施行後5年以内に、新法の施行の状況等を勘案し、ポリ塩化ビフェニルが使用されている製品に関する施策の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

〇地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第 51号)要旨

本案は、地球温暖化対策の強化を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策及び活動に関する普及啓 発を行うものとすること。
- 二 地球温暖化対策に関する計画(以下「地球温暖化対策計画」という。)に 定める事項として、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策及び活動に関 する普及啓発の推進(これに係る国と地方公共団体及び民間団体等との連携 及び協働を含む。)に関する基本的事項を加えるものとすること。
- 三 地球温暖化対策計画に定める事項として、地球温暖化対策に関する国際協力を推進するために必要な措置に関する基本的事項を加えるものとすること。
- 四 都道府県及び市町村が策定することとされている、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)について、共同して策定することができるものとすること。あわせて、地方公共団体実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として定めるものとして、その利用に伴って排出される温室効果ガスの排出の量がより少ない製品及び役務の利用及び都市機能の集約の促進を例示として加えるものとすること。

五 京都メカニズム関連規定の整理等を行うものとすること。

六 この法律は、公布の日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議で採択されたパリ協定を踏まえ、 産業革命以前と比べた世界の平均気温の上昇幅を2℃より十分低く保ち、 1.5℃以下に抑える努力を追求すること、世界の温室効果ガス排出量が最大 に達する時期をできる限り早くするものとし、今世紀後半に人為的な温室効 果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を達成することが人類共通の課題で あることを認識し、この目標の達成に向けた国際的役割を果たすために、長 期的展望に立って積極的に地球温暖化対策を実施すること。
- 二 パリ協定の早期発効に向け、全ての主要国が参加する公平かつ実効性ある 国際枠組みの下で温室効果ガスの主要排出国がその能力に応じた排出削減に 取り組むよう国際社会を主導し、その国際交渉にリーダーシップを発揮する こと。また、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すという長 期的目標の達成のためには、温室効果ガスの大幅な削減が必要であることを 認識し、低炭素化と経済成長を同時に実現する経済社会システムの変革も視 野に入れた2050年に向けた長期の低炭素戦略を早急に策定すること。
- 三 パリ協定に基づく温室効果ガスの排出削減目標の5年毎の提出及び更新に合わせ、長期的目標と整合性を図りつつ、2030年以降の野心的な排出削減目標を定めるものとすること。また、同目標には、再生可能エネルギーの最大限の導入及び省エネルギーの最大限の推進を図ることを前提とした定量的な指標を設けるものとすること。
- 四 我が国の温室効果ガスの排出削減目標の着実な達成のため、炭素の価格付けに関する施策について検討を行うとともに、再生可能エネルギーの導入及び普及促進に関する施策、建築物及び設備機器等の省エネルギー対策などの施策を早急に推進すること。
- 五 地球温暖化に起因する気候変動による我が国への被害や影響を軽減する施 策の実効性を高めるため、気候変動の影響への適応計画の早期の法定計画化 を図ること。
- 六 地球温暖化対策計画はもとより、適応計画等については、国際的動向及び 最新の科学的知見を基に不断に見直しを行い、必要な追加的施策を実施する

とともに、その見直し過程における公正性及び透明性を確保するため、基礎とした情報の国民への速やかな公開の徹底、議論への国民の参画の機会を十分に確保すること。また、それらの計画に基づく取組の進捗状況について、定期的に公表すること。

- 七 中核市等以外の小規模の地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定を進めるため、低炭素化を図る地域づくりの取組に十分な支援を行うこと。
- 八 地球温暖化対策の推進を図るためには国民の理解及び協力を得ることが必要不可欠であることに鑑み、社会的機運の醸成を図るため、地球温暖化の防止に関する教育及び学習の振興のための施策を一層推進すること。
- 九 2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すという長期的目標の達成のためにも、将来の環境・エネルギー分野における革新的な技術開発の推進に期待するのみならず、今ある技術の更なる普及による再生可能エネルギーの最大限の導入及び省エネルギーの最大限の推進を図るための取組を一層加速して進めること。

【安全保障委員会】

〇防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第 6号)要旨

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生の自衛 官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生(以下「学生」 という。)の学生手当の月額及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒(以下「生 徒」という。)の生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定す ること。
- 二 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される平成27年12月期の期 末手当の支給割合を100分の160に引き上げること。
- 三 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される平成28年度以降の6 月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の157.5とすること。
- 四 この法律は、公布の日から施行し、一及び二に関する規定は、平成27年4月1日から適用すること。ただし、三に関する規定は、平成28年4月1日から施行すること。

【予算委員会】

〇平成27年度一般会計補正予算(第1号)

本補正予算は、歳出面において、平成27年11月26日に一億総活躍国民会議においてとりまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を実施するために必要な経費等特に緊要となった事項等について措置を講ずる一方、歳入面において、最近までの収入実績等を勘案して租税及印紙収入の増収等を見込むとともに、前年度剰余金の受入を計上し、あわせて公債金の減額を行うなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、公共事業等について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、平成27年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。(原則として単位未満四捨五入)

歳入

当初	96,341,951 百万円
補正	3,321,324 百万円
計	99,663,275 百万円

歳出

当初 96,341,951 百万円 補正 3,321,324 百万円 計 99,663,275 百万円

一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。 (原則として単位未満四捨 五入)

歳入

1	租税及印紙収入		1,899,000 百万円
2	政府資産整理収入		3,168 百万円
3	雑収入	\triangle	349,726 百万円
4	公債金	\triangle	444,700百万円
(1	1) 公債金		476,000 百万円
(2	2) 特例公債金	\triangle	920,700 百万円
5	前年度剰余金受入		2,213,583 百万円
計			3,321,324 百万円

歳出

1 一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等

1,164,605 百万円

华 山(五上田)

2 TPP関連政策大綱実現に向けた施策 340,277 百万円

3 災害復旧・防災・減災事業 516,907 百万円

4 復興の加速化等 821,517 百万円

5 その他喫緊の課題への対応 303,669 百万円

6 その他の経費 355,987 百万円

7 地方交付税交付金 1,265,066 百万円

8 既定経費の減額 △ 1,446,704 百万円

計 3,321,324 百万円

〇平成27年度特別会計補正予算(特第1号)

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、東日本大震災復興特別会計等 9 特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

なお、食料安定供給特別会計等2特別会計において、所要の国庫債務負担行 為の追加を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。 (原則として単位未満四捨五入)

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
当初	53, 716, 961	52, 575, 879
補正	1, 384, 364	1, 385, 764
計	55, 101, 325	53, 961, 643

2 国債整理基金特別会計

	成 八(日刀円)	成 山(日刀円)
当初	206, 845, 476	206, 845, 476
補正	\triangle 2, 830, 921	\triangle 2, 830, 921
計	204, 014, 555	204, 014, 555

7 (五年四)

3 財政投融資特別会計

歳 入(百万円) 歳 出(百万円)

財政融資資金勘定

当初 33,085,031 32,881,440

補正	\triangle 372, 653	\triangle 405, 954
計	32, 712, 378	32, 475, 485
4 エネルギー対	策特別会計	
	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
(1) エネルギー	需給勘定	
当初	2, 344, 524	2, 344, 524
補正	67, 091	67, 091
計	2, 411, 614	2, 411, 614
(2) 電源開発促	進勘定	
当初	349, 503	349, 503
補正	2, 366	2, 366
計	351, 869	351, 869
5 東日本大震災	復興特別会計	
	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
当初	3, 908, 705	3, 908, 705
補正	188, 920	188, 920
計	4, 097, 625	4, 097, 625

以上のほかに、年金特別会計、食料安定供給特別会計、国有林野事業債務管理特別会計及び自動車安全特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。

国庫債務負担行為の追加を行うのは、食料安定供給特別会計及び自動車安全 特別会計である。

〇平成28年度一般会計予算

本予算は、強い経済を実現するとともに、少子高齢化という構造的な問題について正面から取り組むことにより、将来への安全を確保し、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる「一億総活躍社会」の実現に向けた取組や、TPPを真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするための取組といった喫緊の重要課題に、平成27年度補正予算での対応と併せて、「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定。以下「基本方針2015」という。)において策定した「経済・財政再生計画」の趣旨や施策の優先順位を踏まえ、適切に対処するために編成されたものである。

歳出のうち、基礎的財政収支対象経費の規模は、前年度当初予算に対して

0.3%増の73兆1,917億円であり、一般歳出の規模は、前年度当初予算に対して 0.8%増の57兆8,286億円となっている。また、歳入のうち、公債金は、前年度 当初予算を2兆4,310億円下回る34兆4,320億円で、公債依存度は35.6%となっ ている。

本予算の概要は、次のとおりである。 (原則として単位未満四捨五入) 歳入

1 租税及印紙収入

57,604,000 百万円

成長志向の法人税改革として、課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げることで、企業の収益力を高め、投資や賃金引上げに積極的に取り組むよう促すほか、三世代同居に対応した住宅リフォームに係る所得税の税額控除の導入等を行うなど、所要の措置を講ずることとしている。

収入
収入

44,654 百万円

3 政府資産整理収入

304,924 百万円

4 雑収入

4,291,246 百万円

5 公債金

34,432,000 百万円

(1) 公債金

6,050,000 百万円

(2) 特例公債金

28,382,000 百万円

6 前年度剰余金受入

45,017 百万円

計

96,721,841 百万円

歳出

1 社会保障関係費

31,973,783 百万円

(1) 年金給付費

11,312,994 百万円

(2) 医療給付費

11,273,896 百万円

(3) 介護給付費

2,932,323 百万円

(4) 少子化対策費

2,024,062 百万円

(5) 生活扶助等社会福祉費

4,008,045 百万円

(6) 保健衛生対策費

286,476 百万円

(7) 雇用労災対策費

135,986 百万円

持続可能な社会保障制度を構築する観点等から、診療報酬・薬価等改定を行うとともに、「基本方針2015」に掲げられた改革検討項目について、 具体的な方向性や検討実施時期を明確にした改革工程表を策定し、改革工程表に沿って社会保障制度改革を着実に実行することを決定するほか、協会けんぽ国庫補助特例減額措置等を実施した。また、「一億総活躍社会」 の実現に向けて、「希望出生率1.8」・「介護離職ゼロ」の目標に資する 施策について、安定財源を確保しつつ、重点的・効果的に拡充するなど、 「経済・財政再生計画」の目安に沿って社会保障関係費の伸びを抑制しつ つ、メリハリの効いた社会保障関係予算としている。これらの結果、前年 度当初予算額に対して4,412億円増となっている。なお、「経済・財政再 生計画」の目安との関係では、消費税率引上げとあわせ行う充実等に伴う 増加額及び平成27年度予算における一時的な歳出の影響額を除き、前年度 当初予算額に対して実質4,997億円増となる。

2 3	文教及び科学振興費	5, 357, 989 百万円
(1)	義務教育費国庫負担金	1,527,058 百万円
(2)	科学技術振興費	1, 292, 915 百万円
(3)	文教施設費	80,663 百万円
(4)	教育振興助成費	2,344,170 百万円
(5)	育英事業費	113, 181 百万円
教育環境整備や科学技術基盤の強化等の観点から、所要額を計上してい		

る。 3 国債費

23,612,124 百万円

4 恩給関係費 342,067 百万円

(1) 文官等恩給費 10,977 百万円

(2) 旧軍人遺族等恩給費 314,400 百万円

(3) 恩給支給事務費 1,251 百万円

(4) 遺族及び留守家族等援護費 15,440 百万円

5 地方交付税交付金 15, 157, 775 百万円

所得税、法人税、酒税及び消費税の収入見込額の一定割合に相当する額 14兆5,106億円から、平成20年度及び21年度の地方交付税の精算額のうち 「地方交付税法」 (昭和25年法律第211号) に基づき平成28年度分の交付 税の総額から減額することとされている額1,811億円を控除し、特例加算 額等8,283億円を加えた額を計上している。

地方特例交付金

123,300 百万円

「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」(平成11年法 律第17号)に基づき、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除によ る減収額を補塡する地方特例交付金として交付税及び譲与税配付金特別会 計を通じて地方公共団体に交付するために必要な経費であり、所要額を計 上している。

7 防衛関係費

5,054,149 百万円

平成25年12月17日の国家安全保障会議及び閣議において決定された「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画(平成26年度~平成30年度)について」等を踏まえ、警戒監視能力の強化や島嶼部における防衛態勢の強化等を図るため、調達改革等を通じ、一層の効率化・合理化を徹底することとしている。

8 公共事業関係費

5,973,703 百万円

(1) 治山治水対策事業費

844,057 百万円

(2) 道路整備事業費

1,334,555 百万円

(3) 港湾空港鉄道等整備事業費

420,971 百万円

(4) 住宅都市環境整備事業費

537,469 百万円

(5) 公園水道廃棄物処理等施設整備費

108,106 百万円

(6) 農林水産基盤整備事業費

593,147 百万円

(7) 社会資本総合整備事業費

1,998,566 百万円

(8) 推進費等

63,753 百万円

(9) 災害復旧等事業費

73,079 百万円

局地的豪雨等を踏まえた防災・減災対策の充実や既存インフラの老朽化 対策の計画的な推進、民間投資の誘発や経済活性化につながるインフラ整 備への重点化・効率化を図りつつ、真に必要な社会資本整備等に取り組む こととしている。

9 経済協力費

516,132 百万円

G7伊勢志摩サミット及び第6回アフリカ開発会議(TICADVI)の開催等を見据え、平和構築や保健など国際社会が直面する課題への対応に重点化しつつ、ODA予算及び事業量の確保を図ることとしている。

10 中小企業対策費

182,484 百万円

中小企業・小規模事業者の生産性の向上及び経営支援の強化並びに資金繰り対策等について資金の重点的な配分を図ることとする一方、事業の執行状況等を踏まえた既存事業の見直し等により支出の抑制を図ることとしている。

11 エネルギー対策費

930,787 百万円

「長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)」(平成27年7月 16日経済産業省決定)の実現に向けて、徹底した省エネルギーの推進や再 生可能エネルギーの最大導入への取組をはじめ、エネルギーの安定供給の確保や安全かつ安定的な電力供給の確保等についても取り組むこととしている。

12 食料安定供給関係費

1,028,215 百万円

輸出促進等の農林水産業の競争力強化を推進するとともに、担い手の育成・確保、農地の集積・集約化、経営所得安定対策等に取り組むこととしている。

13 その他の事項経費

6,119,335 百万円

14 予備費

350,000 百万円

計

96,721,841 百万円

〇平成28年度特別会計予算

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等14特別会計に関するものである。

各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、403兆8,516億8,800万円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、201兆4,738億3,300万円となっている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。 (原則として単位未満四捨五人)

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

歳 入(百万円)

歳 出(百万円)

52, 850, 862

51, 382, 436

歳入では、一般会計から15兆3,456億5,100万円を受け入れ、財政投融資特別会計投資勘定から「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号)に基づき同勘定に帰属する地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に相当する額として2,000億円を特例として受け入れ、地方法人税の税収の全額6,365億円を受け入れるほか、東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として3,477億7,500万円を受け入れることとし、これに加えて財政融資資金及び民間から32兆4,172億9,500万円を借り入れることとしている。歳出では、地方交付税交付金として15兆7,836億5,000万円(うち、東日本大震災からの復興事業に係る地方負担等について措置する震災復興特別交付税3,477億7,500万円)、国債整理基金特別会計への繰入として32兆9,756億9,500万円を計上している。

2 国債整理基金特別会計

歳 入(百万円)

歳 出(百万円)

201, 539, 966

201, 539, 966

一般会計から23兆6,109億9,400万円、交付税及び譲与税配付金特別会計等 から66兆3,736億2,800万円をそれぞれ受け入れるほか、東日本大震災復興他 会計より受入として財政投融資特別会計等から3,217億3,400万円、租税 1,428億円、公債金109兆312億4,700万円、復興借換公債金831億9,300万円、 東日本大震災復興株式売払収入として東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式 会社の株式の売払収入1兆5,493億6,200万円、東日本大震災復興配当金収入 として東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の配当金収入849億2,100万 円、運用収入1,950億8,800万円、東日本大震災復興運用収入57億2,100万円、 雑収入1,412億7,600万円並びに東日本大震災復興雑収入300万円をそれぞれ 受け入れることとしている。

3 外国為替資金特別会計

歳 入(百万円)

歳 出(百万円)

2,638,023

1, 190, 654

外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等をすることの できる限度額を、平成27年度の実績見込等を勘案して195兆円としている。 また、「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号)第8条第2項の規 定により、平成27年度において生ずる決算上の剰余のうち1兆6,604億 9,200万円を平成28年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしている。

4 財政投融資特別会計

歳 入(百万円)

歳 出(百万円)

(1) 財政融資資金勘定 37,717,317

37, 559, 820

(2) 投資勘定

775, 794

775, 794

(3) 特定国有財産整備勘定 67,261

60, 912

財政融資資金勘定において、その負担において発行する公債の限度額を 16兆5,000億円、一時借入金等の限度額を15兆円としている。

投資勘定において、積極的なリスクマネーの供給を通じた海外インフラ案 件への投融資の加速や資源・エネルギーの安定確保等を図ることとし、 2,973億円(平成27年度当初予算額2,757億円)の産業投資支出を行うことと している。

5 エネルギー対策特別会計

歳 入(百万円) 歳 出(百万円) (1) エネルギー需給勘定 2,439,349 2, 439, 349 (2) 電源開発促進勘定 345,584 345, 584 (3) 原子力損害賠償支援勘定

8, 372, 363 8, 372, 363

原子力損害賠償支援勘定において、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」 (平成23年法律第94号)の規定による東日本大震災による原子力損害の賠償 の迅速かつ適切な実施等に対応するための財政上の措置に必要な経費を計上 している。

6 年金特別会計

	J.	溃 入(百万円)	歳 出(百万円)
(1)	基礎年金勘定	24, 090, 454	24, 090, 454
(2)	国民年金勘定	4, 459, 998	4, 459, 998
(3)	厚生年金勘定	46, 699, 214	46, 699, 214
(4)	健康勘定	10, 663, 203	10, 663, 203
(5)	子ども・子育てき	支援勘定	
		1, 614, 349	1, 614, 349
(6)	業務勘定	378, 625	378, 625

国民年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、 歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、2兆 9,500万円を一般会計から受け入れることとしている。

厚生年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、 歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、9兆 2,471億1,300万円を一般会計から受け入れることとしている。なお、「被用 者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」 (平成24年法律第63号) に基づき、平成27年度(10月) より、歳出では、実 施機関(共済組合等)の支出する厚生年金保険給付費等の財源に充てるため の交付金を計上し、歳入では、厚生年金保険給付費等に要する費用の財源と して実施機関からの所要の拠出金による収入を見込んでいる。

健康勘定において、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を 計上し、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財 源として、103億8,800万円を受け入れることとしている。

子ども・子育て支援勘定において、歳出では、児童手当について、3歳未満の児童1人につき月額1万5,000円を、3歳以上小学校修了までの児童(第一子・第二子)1人につき月額1万円を、3歳以上小学校修了までの児童(第三子以降)1人につき月額1万円を支給するとともに、所得制限以上の者については、中学校修了までの児童1人につき月額5,000円を支給することとしている。また、新たに企業主導型保育事業等を実施するための仕事・子育て両立支援事業(仮称)を創設するとともに、子ども・子育て支援新制度における地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図るための地域子ども・子育て支援事業費等を計上している。歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、1兆2,765億8,300万円を受け入れることとしている。

7 東日本大震災復興特別会計

歳 入(百万円) 歳 出(百万円) 3,246,894 3,246,894

本会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために平成24年度に設けられたものである。歳入では、一般会計からの受入額5,727億円、復興公債金2兆1,564億円を計上し、歳出では、復興施策に要する所要額を計上している。

以上のほか、地震再保険、労働保険、食料安定供給、国有林野事業債務管理、貿易再保険、特許、自動車安全の各特別会計についても所要の措置を講じている。

〇平成28年度政府関係機関予算

本予算の概要は、次のとおりである。 (原則として単位未満四捨五入)

1 沖縄振興開発金融公庫

「沖縄振興基本方針」における民間主導の自立型経済の発展に向けた政策金融の取組の推進に加え、セーフティネット機能の発揮に引き続き努めるため、県内産業の育成、産業・社会基盤の整備、中小企業や小規模事業者等の経営基盤強化等を支援するための措置を講じることとし、貸付契約額として1,425億円を予定しているほか、沖縄におけるリーディング産業の育成支援

等のための出資19億円を予定している。

2 株式会社日本政策金融公庫

	収 入	(百万円)	支	出(百万円)
(1)	国民一般向け業務	171, 603		106, 839
(2)	農林水産業者向け業務	56, 432		50, 733
(3)	中小企業者向け業務	116, 203		59, 889
(4)	信用保険等業務	266, 379		723, 205
(5)	危機対応円滑化業務	50, 178		152, 531
(6)	特定事業等促進円滑化	業務		
		3, 206		3, 206

信用保険等業務において、中小企業信用保険事業で18兆2,000億円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業で660億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは240億円を予定している。また、中小企業信用保険事業に要する資金に充てるため、一般会計からの出資金572億円を予定している。

危機対応円滑化業務において、東日本大震災による被災事業者等の経営安定等を図るとともに原材料高等に伴う経済環境変化への対応に資するため、必要とする資金需要に的確に対応することとし、国が指定した金融機関に対する融資事業の規模として7,470億円を計上しており、この原資として、財政融資資金の借入れ5,470億円及び社債の発行による収入2,000億円を予定している。また、利子補給事業における利子補給金の原資として、一般会計からの補給金300万円を予定している。さらに、損害担保事業に要する資本に充てるため、一般会計から6,800万円を出資することとしている。なお、別途、一般会計から株式会社日本政策金融公庫補給金等11億1,900万円を交付することとしている。

3 株式会社国際協力銀行

収	入(百万円)	支	出(百万円)
	858, 331		838, 535

資源の安定確保・輸入コスト低減・供給源多角化等の取組並びに我が国企業の海外投資及びインフラ需要の旺盛な地域への海外展開の支援に重点を置くとともに、更なるリスクテイクを可能とする新業務のための勘定を設置するなど、機能強化を図ることとし、2兆600億円の事業を行うこととしている。これらの原資として、財政投融資特別会計投資勘定からの出資金330億

円、外国為替資金からの借入金8,000億円、財政融資資金からの借入金4,670億円、社債の発行による収入8,200億円、借入金償還等△600億円を予定している。

4 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

収 入(百万円)

支 出(百万円)

162, 724

128, 424

開発途上地域の政府等に対して、1兆525億円の出融資を行うこととし、これらの原資として、一般会計からの出資金444億円、財政融資資金からの借入金3,930億円、国際協力機構債券の発行による収入1,350億円及び貸付回収金等4,801億円を予定している。

〇平成28年度一般会計補正予算 (第1号)

本補正予算は、平成28年4月14日以降発生した熊本県を中心とする一連の地震に関し、歳出面において、当面緊急に必要となる経費の追加を行うこととし、他方、既定経費の減額を行うことにより財源を確保する所要の補正措置を講ずるものである。なお、本補正による平成28年度一般会計予算総額の変化は生じない。

一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。 (原則として単位未満四捨 五入)

歳入

歳出

1 災害救助等関係経費78,003 百万円2 熊本地震復旧等予備費700,000 百万円3 既定経費の減額(国債費)△ 778,003 百万円計

〇平成28年度特別会計補正予算(特第1号)

本補正予算は、一般会計予算補正に関連して、国債整理基金特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。 (原則として単位未満四捨 五入)

国債整理基金特別会計

	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
当初	201, 539, 966	201, 539, 966
補正	\triangle 778, 003	△ 778, 003
計	200, 761, 964	200, 761, 964

【決算行政監視委員会】

〇平成26年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書 (その1) (承諾を求めるの件)(第189回国会、内閣提出)

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、平成26年度一般会計予備費の予算額2,500億円のうち、平成26年4月22日から平成27年1月14日までの間において決定された1,263億9,414万9,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費、大雪に伴う経営体育成支援事業に必要な経費、普天間飛行場を移設して返還を受けるため必要となる施設の整備に必要な経費等13件である。

〇平成26年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2) (承諾を求めるの件)(第189回国会、内閣提出)

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、平成26年度一般会計予備費の予算額2,500億円のうち、平成27年2月6日から平成27年3月24日までの間において決定された419億1,567万1,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、訟務費の不足を補うために必要な経費2件及び大雪に伴う道路事業に必要な経費の計3件である。

〇平成26年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)

本件は、財政法第15条第2項の規定による平成26年度一般会計国庫債務負担 行為の限度額1,000億円のうち、平成26年7月1日に決定された545億94万 5,000円の債務負担行為につき、同条第4項の規定に基づき報告されたもので ある。その内容は、提供施設移設整備である。

【議院運営委員会】

〇国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 (議院運営 委員長提出、衆法第 1 号) 要旨

本案は、人事院勧告に伴う政府職員の給与改定に準じて国会議員の秘書の給料の改定等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 平成27年度の国会議員の秘書の全給料月額を改定すること。
- 二 平成28年度以後の国会議員の秘書の給料月額の一部を改定すること。
- 三 平成27年12月期の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 四 平成28年度以後の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 五 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、二及び四は、平成28年 4月1日から施行すること。
- 六 一及び三は、平成27年4月1日から適用すること。

【災害対策特別委員会】

〇地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出、衆法第17号)要旨

本案は、地震防災対策特別措置法の実施の状況に鑑み、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等について、その有効期限を平成33年3月31日まで5年延長するものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

〇平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案 (災害対策特別委員長提出、衆法第44号)要旨

本案は、平成28年熊本地震災害関連義援金に係る拠出の趣旨に鑑み、被災者等が自ら同義援金を使用することができるようにするため、差押えを禁止する等の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

一 差押えの禁止等

- 1 平成28年熊本地震災害関連義援金の交付を受けることとなった者の当該 交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることがで きないこと。
- 2 平成28年熊本地震災害関連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができないこと。

二 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。
- 2 この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることと なった平成28年熊本地震災害関連義援金についても適用すること。ただし、 この法律の施行前に生じた効力を妨げないこと。

【政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会】

〇国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を 改正する法律案(内閣提出第30号)要旨

本案は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、選挙人の投票しやすい環境を整えるため、共通投票所における投票及び期日前投票の投票時間の弾力的な設定を可能とし、投票所に入ることができる選挙人の同伴する子供の範囲を拡大する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正
 - 1 最近における選挙等の執行状況を踏まえ、選挙人に対する投票所等まで の交通手段の提供に係る加算規定及び期日前投票所における選挙人名簿の オンライン対照等の設備の整備に係る加算規定を設けるとともに、開票所 経費の基準額を改定すること。
 - 2 最近における物価の変動等を踏まえ、投票所経費及び事務費等の基準額を改定すること。
 - 3 二に伴い、共通投票所経費を創設するとともに、期日前投票所の投票時間の弾力的な設定に対応した基準額を設定すること。

二 公職選挙法の一部改正

- 1 市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認める場合には、投票所のほか、その指定した場所に、当該市町村の区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票をすることができる共通投票所を設けることができるものとすること。
- 2 期日前投票所の開閉時間について、市町村の選挙管理委員会は、開く時刻を午前8時30分から2時間以内の範囲内において繰り上げること及び閉じる時刻を午後8時から2時間以内の範囲内において繰り下げることができるもの等とすること。
- 3 選挙人の同伴する子供(幼児、児童、生徒その他の年齢満18年未満の者 をいう。)は投票所に入ることができるものとすること。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、一の3及び二については公職選挙法等の一部を改正する法律(選挙権年齢の18歳への引下げ法)の施行の日(平成28年6月19日)から施行するものとすること。

(修正要旨)

一 期日前投票所の増設等

市町村の選挙管理委員会は、期日前投票所を設ける場合において、当該市町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保その他の選挙人の投票の便宜のため必要な措置を講ずるものとすること。

二 期日前投票所の開閉時間に係る検討

期日前投票所の開閉時間については、この法律の施行後における期日前投票の実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて、期日前投票所を開く時刻の繰上げその他の必要な措置が講ぜられるものとすること。

〇公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正 に関する特別委員長提出、衆法第2号)要旨

本案は、国政選挙の選挙権を有しているにもかかわらず選挙人名簿に登録されないために国政選挙の投票をすることができない者が、投票することができるようにするために、選挙人名簿の登録制度を改める等の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 その市町村の区域内から住所を移した一定の者に係る選挙人名簿の登録 選挙人名簿の登録は、現行法上登録されることとなる者のほか、市町村の 区域内から住所を移した年齢満18年以上の日本国民のうち、その者に係る登 録市町村等の住民票が作成された日から引き続き3箇月以上登録市町村等の 住民基本台帳に記録されていた者であって、登録市町村等の区域内に住所を 有しなくなった日後4箇月を経過しないものについても、行うこと。
- 二 同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した一定の者に係 る選挙権のみなし規定

日本国民たる年齢満18年の者で現に住所を有する市町村を包括する都道府 県の区域内の他の市町村の区域内に引き続き3箇月以上住所を有し、かつ、 当該他の市町村の区域内から引き続き現に住所を有する市町村の区域内に住 所を移したもののうち、当該市町村の区域内に引き続き住所を有する期間が 3箇月に満たないものは、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有す るものとみなすこと。

- 三 施行期日等
 - 1 施行期日

この法律は、公職選挙法等の一部を改正する法律(選挙権年齢の18歳への引下げ法)の施行の日から施行すること。

2 適用区分

- 一 一は、この法律の施行日後初めてその期日を公示される国政選挙(衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙)に係る選挙時登録から適用するものとすること。
- 二 二は、この法律の施行日後初めてその期日を公示される国政選挙(衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙)の公示日以後に告示される都道府県の議会の議員又は長の選挙から適用するものとすること。

〇公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正 に関する特別委員長提出、衆法第24号)要旨

本案は、船員の投票の機会を拡充するため、洋上投票制度の対象となる船舶の範囲を拡大するとともに、選挙において候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、選挙運動に従事する者のうち専ら要約筆記のために使用する者に対して報酬を支給することができることとしようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 洋上投票の対象の拡充

- 1 現行制度下で洋上投票をすることができる指定船舶以外の船舶であって 指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものに乗って本邦以外の区 域を航海する船員の衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙におけ る投票については、現行の洋上投票の対象とするものとすること。
- 2 指定船舶において投票をすることができないものとして政令で定める船員又は1の船舶において投票をすることができないものとして政令で定める船員の衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、政令で定めるところにより、その現在する場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができるものとすること。

二 要約筆記者に対する報酬支払の解禁

選挙運動に従事する者のうち、専らウェブサイト等を利用する方法による 選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は選挙運動のために使用する文 書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示することのために使用 する者について、報酬を支給することができるものとすること。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で 定める日から施行するものとすること。ただし、二については、公布の日か ら起算して1月を経過した日から施行するものとすること。

〇衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律 案(細田博之君外 4 名提出、衆法第26号)要旨

本案は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差に係る累次の 最高裁判所大法廷判決及び平成28年1月14日に行われた衆議院選挙制度に関す る調査会の答申を踏まえ、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法 の一部改正について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 衆議院議員選挙区画定審議会設置法改正関係
 - 1 都道府県別定数配分は、いわゆる「アダムズ方式」により、大規模国勢調査でのみ行うこと。
 - 2 簡易国勢調査に基づく改定案の作成に当たっては、各都道府県の選挙区の数は変更せず、較差が2倍以上となったときに区割り改定で対応すること。
 - 3 1及び2に係る衆議院議員選挙区画定審議会の勧告は、国勢調査の速報 値が官報で公示された日から1年以内に行うこと。
 - 4 各選挙区の人口について、「日本国民の人口」に限ること。

二 公職選挙法改正関係

- 1 衆議院議員の定数を10減すること(小選挙区6減、比例代表4減)。
- 2 比例ブロックの定数配分についても、いわゆる「アダムズ方式」により 行うこと。

三 附則関係

- 1 小選挙区定数 6 減の対象県は、平成27年簡易国勢調査に基づき「アダム ズ方式」により都道府県別定数を計算した場合に減員対象となる都道府県 のうち、議員 1 人当たり人口の最も少ない都道府県から順に 6 県とするこ と。
- 2 平成27年簡易国勢調査に基づく改定案の作成については、各小選挙区の 人口に関し、将来見込人口を踏まえ、次回の見直し(平成32年大規模国勢 調査に基づく見直し)までの5年間を通じて較差2倍未満となるように区

割りを行うこと。

- 3 2に係る勧告は、この法律の施行の日から1年以内においてできるだけ 速やかに行うこと。
- 4 比例定数 4 減の対象ブロックについても、平成27年簡易国勢調査に基づき「アダムズ方式」によりブロック別定数を計算した場合に減員対象となるブロックのうち、議員 1 人当たり人口の最も少ないブロックから順に 4 ブロックとすること。
- 5 この法律の施行後においても、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方については、不断の見直しが行われるものとすること。
- 6 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、二に係る規定については、平成27年の国勢調査の結果に基づいて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行う法律の施行の日から施行すること。

(附帯決議)

今日、我が国の社会は、人口動態を含め様々な要因により大きな変動期に入っている。このような中で、国会には、国権の最高機関として、その求められる役割は一層重要となり、国会を構成する国会議員の選挙制度の在り方を検討するに当たっては、時代の要請に対応できるよう、国会の改革を含め検討することが望ましい。

そこで、本改正案附則第5条に規定する選挙制度の見直しに際しては、一票の較差の是正、定数等の在り方の検討という課題への対応のみにとどまらず、国会の果たすべき役割といった立法府の在り方についても議論を深め、全国民を代表する国会議員を選出するためのより望ましい制度の検討を行うものとする。

【消費者問題に関する特別委員会】

〇特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第44号)要旨

本案は、高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、特定 商取引における取引の公正及び購入者等の利益の保護を図るための措置を講ず るもので、その主な内容は次のとおりである。

一 指定権利の見直し

訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売において規制対象となる権利について、社債その他の金銭債権及び株式会社の株式等を加えるとともに、その名称を指定権利から特定権利に改めること。

二 電話勧誘販売に係る過量販売契約等の申込みの撤回等の制度の創設 電話勧誘販売に係るその日常生活において通常必要とされる分量を著しく 超える商品の売買契約等の申込者等は、その売買契約等の申込みの撤回等を 行うことができること。ただし、申込者等に当該契約を必要とする特別の事 情があったときはこの限りでないこと。

三 指示制度の整備

主務大臣が違反行為を行った販売業者等に対して指示することのできる措置として、当該違反行為の是正のための措置及び購入者等の利益の保護を図るための措置を例示すること。

四 業務停止命令制度の強化

主務大臣が販売業者等に対して業務の停止を命ずることができる期間の上限を1年から2年に改めること。

五 業務禁止命令制度の創設

主務大臣は、販売業者等に対して業務の停止を命ずる場合において、当該命令の理由となった事実及び当該販売業者等の役員等が有していた責任の程度を考慮して、当該停止を命じた取引類型に関する業務を制限することが相当と認められるときは、当該役員等に対し、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること等の禁止を命ずることができること。

六 送達制度の整備

主務大臣は、指示又は命令に関する書類の送達を受けるべき者の住所等が知れない場合等において、主務大臣の事務所の掲示場に処分書を交付する旨を掲示することにより、公示送達をすることができること。

七罰則

罰則の引上げを行うことその他所要の改正を行うこと。

八 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 「特定権利」制度の導入の趣旨が、脱法行為や消費者被害の後追いを防ぐ ことにある点を踏まえ、特定商取引に関する法律における「役務の提供」と 「権利の販売」の概念を明確化し、規制のすき間が生じないよう措置するこ と。その後もなお規制のすき間が生ずる事態が認められるときは、速やかに、 商品、役務、権利という3分類の枠組みを撤廃することも含めた見直しを検 討すること。
- 二 悪質事業者に対する法執行強化と行政処分に伴う消費者利益の保護を実効性あるものとするため、国及び都道府県の執行体制の強化に向けた連携等の措置を講ずるとともに、悪質事業者の違法収益のはく奪に向けた制度的検討を引き続き行うこと。
- 三 高齢者等に対する訪問販売及び電話勧誘販売による被害の未然防止が喫緊の課題であることに鑑み、法執行の強化等の対策を推進するとともに、事業者による自主規制の強化を促すこと。また、引き続き高齢者等の被害が多発した場合には、勧誘規制の強化についての検討を行うこと。
- 四 インターネット取引に係る消費者被害が大きく増加している現状に鑑み、通信販売において虚偽の広告を誤認して契約締結に至った場合の救済措置の在り方を含め、実効的な被害の未然防止及び救済措置について検討を行うこと。
- 五 特定商取引に係る消費者被害の未然防止及び救済を効果的に推進するため、本法の施行状況及び消費者被害の発生状況を踏まえ、新たな消費者被害の発生が認められる場合には、本法の施行後5年を待たず、適時適切に見直しを行うこと。
- 六 地方公共団体における消費者被害の未然防止及び救済に向けた取組を推進 し、相談情報を特定商取引に関する法律の執行及び制度の見直しに活用する ためには、消費生活センター等の相談体制の質的向上及び地方消費者行政と 民間関係者との連携の推進が重要であることに鑑み、地方消費者行政推進交

付金の継続を含む財政支援並びに消費生活相談員及び担当職員の研修機会の提供を国の責任において措置すること。

〇消費者契約法の一部を改正する法律案(内閣提出第45号)要旨

本案は、高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の利益の擁護を図るため、無効とする消費者契約の条項の類型を追加するとともに、取消権の行使期間を伸長する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 過量な内容の消費者契約の取消し

消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの分量、回数又は期間(以下「分量等」という。)が当該消費者にとっての通常の分量等(消費者契約の目的となるものの内容及び取引条件並びに事業者がその締結について勧誘をする際の消費者の生活の状況及びこれについての当該消費者の認識に照らして当該消費者契約の目的となるものの分量等として通常想定される分量等をいう。)を著しく超えるものであることを知っていた場合等において、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができること。

二 重要事項の範囲

事業者の不実告知があった場合において、消費者がその意思表示を取り消すことができる対象である重要事項として、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情を追加すること。

三 取消権の行使期間

消費者契約法の規定による消費者の取消権については、追認をすることができる時から6箇月間行わないときは時効によって消滅するとされているところ、当該期間を1年間に伸長すること。

四 消費者の解除権を放棄させる条項の無効

事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる等の消費者 契約条項は、無効とすること。

五 第10条の例示

民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比

し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する条項であって、民 法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害する ものは無効と規定する第10条の例示として、消費者の不作為をもって当該消 費者が新たな消費者契約の申込み又は承諾の意思表示をしたものとみなす条 項を規定すること。

六 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を経過した日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 本改正の内容を始めとする消費者契約法の内容について、消費者委員会消費者契約法専門調査会報告書が解釈の明確化等を図るべきとした点も併せて、消費者、事業者、各種の裁判外紛争処理機関、都道府県及び市区町村における消費者行政担当者等に十分周知すること。
- 二 情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化に鑑み、消費者委員会消費者契約法専門調査会において今後の検討課題とされた、「勧誘」要件の在り方、不利益事実の不告知、困惑類型の追加、「平均的な損害の額」の立証責任、条項使用者不利の原則、不当条項の類型の追加その他の事項につき、引き続き、消費者契約に係る裁判例や消費生活相談事例等の更なる調査・分析、検討を行い、その結果を踏まえ、本法成立後3年以内に必要な措置を講ずること。
- 三 消費者契約法の定める民事ルールによる消費者被害の防止及び救済の実効性を確保するため、適格消費者団体による差止請求権の拡充及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の円滑な施行と実効的な運用並びにこれらの制度の担い手である適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する財政面及び全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)の配備等の情報面における支援、その他適切な施策を実施すること。
- 四 消費者被害の迅速かつ適切な解決を図る観点から、国民生活センター、都 道府県及び市区町村における消費生活相談・あっせん体制を充実・強化する ため、消費者行政担当者及び消費生活相談員に対する十分な研修体制の構築、消費生活相談員の処遇の改善等による人材の確保、その他必要な施策を実施

すること。

【地方創生に関する特別委員会】

〇地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出第15号)要旨

本案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、まち・ひと・しごと創生交付金の交付、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例並びに生涯活躍のまち形成事業計画の作成及びこれに基づく介護保険の事業者の指定等の手続の特例等を追加する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 地域再生計画の記載事項の追加
 - 1 地域再生計画に記載することができる事項に、地方版総合戦略に定められた事業であって次に掲げるもののうち、先導的なものに関するものを追加するものとすること。
 - → 就業の機会の創出等に資する事業であって、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備並びに移住及び定住の促進に資する事業等
 - □ 地域における就業の機会の創出等のための基盤となる施設の整備に関する事業であって、道路、農道又は林道の2以上を総合的に整備する事業等
 - 2 地域再生計画に記載することができる事項に、地方版総合戦略に定められた事業であって1の一又は二に掲げるもののうち、まち・ひと・しごと 創生寄附活用事業に関するものを追加するものとすること。
 - 3 地域再生計画に記載することができる事項に、生涯活躍のまち形成事業 に関するものを追加するものとすること。
- 二 まち・ひと・しごと創生交付金の交付
 - 一の1の事項が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、一の1の事業に要する経費に充てるため、まち・ひと・しごと創生交付金を交付することができるものとすること。
- 三 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例
 - 一の2の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合において、法人が、認定地方公共団体に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をしたときは、地方税法及び租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとすること。
- 四 生涯活躍のまち形成事業計画の作成等

一の3の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合において、認定を受けた市町村は、地域再生協議会における協議を経て、生涯活躍のまち形成事業計画を作成することができることとし、当該計画に生涯活躍のまち形成地域において行われる介護サービス等を行う事業の実施主体等に関する事項を記載し、都道府県知事等の同意を得た場合等においては、当該介護サービス等を行う事業に係る指定があったこととみなす等の措置を講ずるものとすること。

五 この法律は、平成28年4月1日から施行するものとすること。

(参議院回付修正要旨)

この法律の施行期日を「平成28年4月1日」から「公布の日」に改めること。

〇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律 の整備に関する法律案(内閣提出第52号)要旨

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、国から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲等を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲等 住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにす るため、国から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲、 地方公共団体への権限の付与、地方版ハローワークの創設等を行うこととし、 関係法律(11法律)の改正を行うこと。
- 二 義務付け・枠付けの見直し

地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直しを行うこととし、関係法律(4法律)の改正を行うこと。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成29年4月1日から施行すること。

○国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出第53号)要旨

本案は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠

隔指導事業に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の特例措置その他の国家戦略特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加する等とするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 道路運送法の特例として、観光客の交通手段の提供を主たる目的とした自 家用有償旅客運送を、関係者が相互の連携について協議した上で、区域会議 の決定により実施できるものとすること。
- 二 農地法の特例として、農業委員会は、この法律の施行後5年間に限り、農業経営を行おうとする一定の要件を満たす法人に対し、農地の取得を許可することができるものとすること。
- 三 障害者の雇用の促進等に関する法律の特例として、障害者雇用率の通算が 可能となる組合として、事業協同組合等に加えて、中小企業者を組合員とす る有限責任事業組合を追加するものとすること。
- 四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例として、薬剤師が、一定の要件を満たす場合に、テレビ電話等を用いて服薬指導を行うことができるものとすること。
- 五 外国人観光旅客の来訪を促進するため、民間事業者と連携しつつ、空港又は港湾における出入国に際して必要となる手続が迅速かつ効率的に行われる ために必要な施策を講ずるものとすること。
- 六 革新的な医療機器の迅速かつ効率的な開発及び実用化を促進するため、臨 床研究中核病院における治験等に携わる医療関係者に対する情報の提供等を 行うものとすること。
- 七 アニメーション、デザインその他のクールジャパン分野の海外展開等を図るため、当該分野の専門的知識及び技能を有する外国人が我が国において就労する機会等を充実するための具体的な方策について、この法律の施行後1年以内を目途として検討を加え、必要な措置を講ずるものとすること。
- 八 課税の特例に係る規定の追加その他の措置を講ずるものとすること。
- 九 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で 定める日から施行するものとすること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について 遺憾なきを期すべきである。

一 法人農地取得事業の実施に当たっては、この制度が担い手不足や耕作放棄

が深刻な地域の農業の活性化を目的としていることに鑑み、この目的から逸脱した全国展開を前提としないこと。また、本法に基づく対象地域を検討するに当たっては、当該地域の農業経営及び農地の利用状況等について慎重に検討すること。

- 二 株式会社の農地所有を認めるに当たっては、当該農地等が目的外使用、転売又は開発行為等により荒廃すること等のないよう十分に配慮すること。
- 三 株式会社の農地所有を認めた後、目的外使用等を理由に農地等の所有権を 特定地方公共団体に移転するに当たっては、当該地方公共団体は住民の負担 を軽減するよう努め、売買による場合においては適切な価格で取得するなど、 当該地方公共団体の住民に必要以上の負担とならないよう配慮すること。
- 四 国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業については、あくまでバス・タクシー等が極端に不足している地域における観光客等の移動の利便性の確保が目的であり、同制度の全国での実施や、いわゆる「ライドシェア」の導入は認めないこと。
- 五 自家用自動車による有償運送において、観光客等を対象にする場合には、 運転者に第二種運転免許の取得者を充てるなど、安全の確保に万全を期する こと。併せて、運転者や乗客が犯罪に巻き込まれないよう、タクシー事業者 に準じた対策を講ずること。
- 六 過疎地等において移動手段の確保を図るに当たっては、自家用自動車による有償運送はあくまで特例であることに鑑み、バス・タクシー等の一般旅客自動車運送事業の振興や、それらへの公的補助、業務委託など、バス・タクシー等の活用についても併せて取り組むこと。
- 七 国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業は、あくまで非営利を前提に特例として認められる点に鑑み、バス・タクシー等の既存の有償運送事業者で対応可能な場合にはこれを認めないこと。また、事業の実施に当たっては、バス・タクシー等の既存の有償運送事業者との協議を十分に行うべく努めること。さらに、自家用自動車による有償運送が、いわゆる白タク行為となることを防ぐ観点から、事実上の営利事業とならないよう万全の対策を講ずること。
- 八 国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の実施に当たっては、薬剤師に よる服薬指導が対面を原則としていることに鑑み、あくまで離島や過疎地な ど、対面での服薬指導が困難な地域に限定し、これらの地域要件を外した全 国展開を前提としないこと。

Ⅳ 決議案

【本会議】

〇朝鮮による4度目の核実験に対する抗議決議案(河村建夫君外15名提出、 決議第1号)

去る1月6日、北朝鮮は、水素爆弾の実験を実施した旨発表した。これは、 国連安保理決議2087号、2094号等の一連の決議や六者会合共同声明、日朝平壌 宣言に明確に違反し、実に4回目となる核実験である。

今般の核実験は、これらの国際社会の声を無視して強行されたものであり、 国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であるばかりでなく、唯一の被爆国 の我が国として断じて容認できない暴挙であり、厳重に抗議し、断固として非 難する。

本院は日本国民を代表して、今般の核実験に対し重ねて厳重に抗議するとともに、北朝鮮が、これまでの諸合意に従って速やかに全ての核を放棄し、IAEAの査察を受け入れ、朝鮮半島の非核化に取り組むことを強く要求する。

さらに、国連安保理決議等を踏まえ、国際社会が結束した外交努力を展開し、 平和的な解決を模索すべきである。そして政府は、非常任理事国として、国連 安保理における議論を主導するとともに、国際社会が結束して北朝鮮による 核・ミサイル・拉致問題の早急な解決を図るべく、政府の総力を挙げた努力を 傾注し、もって国民の負託に応えるべきである。

右決議する。

〇北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案(河村建夫君外15名提出、決議第2号)

2月7日、北朝鮮は我が国をはじめ国際社会からの強い自制の申入れにもかかわらず、「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射を強行した。これは、我が国を含む地域及び国際社会の平和と安全を著しく損なう重大な挑戦である。また、今回の発射は、一連の国連安保理決議及び日朝平壌宣言に違反するとともに、六者会合共同声明の趣旨に反するものである。我が国として断じて容認できず、北朝鮮に対し、厳重に抗議し、強く非難する。

本院は日本国民を代表して、今般の弾道ミサイル発射に対し重ねて厳重に抗議し、北朝鮮には、弾道ミサイルの開発を直ちに断念するよう強く求める。

さらに、一連の国連安保理決議を踏まえ、国際社会が結束した外交努力を展開し、平和的な解決に全力を挙げるべきである。政府は、拉致問題を含む人権

侵害を明記した、新たな制裁措置を含む安保理決議が早急に採択されるよう、 関係国と連携し早急な折衝を加速させるべきである。また、我が国においても、 政府が独自の対北朝鮮制裁措置をとることを通じて、北朝鮮による核・ミサイ ル・拉致問題の早急かつ包括的な解決を図るために、総力を挙げた努力を傾注 することを求める。

右決議する。

【委員会決議】

(総務委員会)

〇地方税財政基盤の早期確立及び東日本大震災への対応に関する件

厳しい地方財政の現状を踏まえ、地方公共団体が、必要な行政サービスを安定的かつ効果的に提供していくためには、持続的な地方税財政基盤の確立が不可欠であることに鑑み、政府は次の諸点について措置すべきである。

- 一 地方公共団体が、人口減少の克服及び地域経済の活性化等といった重要課題に取り組んでいくためには、地域の実情に応じた自主的かつ主体的な取組を長期間にわたって実施していく必要があることに鑑み、安定した恒久的な財源を確保すること。
- 二 地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が 十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財 政運営に必要な総額の充実確保を図るとともに、法定率の引上げを含めた抜 本的な見直しを検討し、特例措置に依存しない持続的な制度の確立を目指す こと。また、特別交付税については、多発、多様化する自然災害に対応を迫 られる地方公共団体の財政需要などを今後とも的確に反映しつつ、算定方法 の透明化の取組を一層推進するとともに、基準財政需要額の算定は、地域の 実情を十分に踏まえたものとすること。
- 三 地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。また、減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、代替の税源の確保等の措置を講ずるほか、税負担軽減措置等の創設や拡充に当たっては、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう、慎重な対処を行うこと。
- 四 巨額の借入金に係る元利償還が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることも踏まえ、地域経済の再生に向けた取組を一層推進するとともに、臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。
- 五 地方債については、財政力の弱い市町村が円滑に資金を調達できるよう、 地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分 に最大限の配慮を行うなど円滑な起債と流通、保有の安全性の確保を図るこ と。また、地方債の発行に関する国等の関与の在り方については、協議不要 基準の緩和等による地方財政の健全性への影響に留意しつつ、地方公共団体

の自主性・自立性を高める観点から、運用を含め、更なる検討を進めること。 六 東日本大震災に係る復旧・復興に当たっては、平成28年度からの復興・創 生期間においても、引き続き、所要の震災復興特別交付税額を確保するなど、 万全な支援措置を講ずるとともに、平成28年度以降、新たに生じることとな る被災地方公共団体の実質的な負担額については、当該被災地方公共団体の 財政状況等を踏まえつつ、適切な財政措置を講ずること。 右決議する。

(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会)

〇地方議会議員の選挙における選挙運動用ビラの頒布解禁に関する件

本案は、投票の機会の拡充として洋上投票の対象を拡充するとともに、選挙において候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、選挙運動に従事する者のうち専ら要約筆記のために使用する者に対して報酬を支給することができることとするものである。

投票の機会を拡充するとともに、有権者が候補者の政策等をより知る機会があることは、選挙において有権者が適正な判断を行い、投票行動に活かすことができるなど、参政権の行使にとって重要であることに鑑み、地方公共団体の議会の議員の選挙においても、選挙運動のために使用するビラを頒布することができるものとすることについて、今後各方面の意見を聞くなど速やかに検討を進め、必要な措置を講ずるものとする。

右、決議する。

V 通過議案概要一覧

(○は内閣提出、●は衆法又は参法)

委員会名	議	案	名	概	要	提出	成立
	律等の一部	人事院の国会及び内閣に対する平成27年8月6日付けの職員の給与 一般職の職員の給与に関する法 等の一部を改正する法律案(内 提出第2号) 人事院の国会及び内閣に対する平成27年8月6日付けの職員の給与 の改定に関する勧告及び職員の勤務時間の改定に関する勧告に鑑み、 一般職の国家公務員について、俸給月額、初任給調整手当及び勤勉手 当の額の改定を行うとともに、職員の申告を考慮して勤務時間を割り 振る制度の対象を拡大する等とするもの				1/ 4	1/20
		と改正する法	に関する法 注律案(内閣	一般職の職員の給与改定に伴い、特別もの	引職の職員の給与の額を改定する	1/ 4	1/20
内閣	び情報処理	里の促進に関	・イ基本法及 引する法律の に(内閣提出	サイバーセキュリティの確保のためる不正な活動の監視及び分析等の対とともに、サイバーセキュリティ戦略人情報処理推進機構等に委託するこ当該委託に係る事務を同機構の業務援士制度を創設する等の措置を講ず	対象を独立行政法人等に拡大する 略本部の事務の一部を独立行政法 とができることとし、あわせて、 とするほか、情報処理安全確保支	2/ 2	4/15
			発法の一部を 提出第20号)	子ども・子育て支援の提供体制の充実を目的とする施設等の設置者に対す設するとともに、一般事業主から徴いげる等の措置を講ずるものなお、質の高い教育・保育その他のするため、政府は、財源を確保して後児童健全育成事業に従事する者等要の措置並びに保育士資格を有する務に従事していない者の就業の促進も・子育て支援に係る人材確保のためること等の修正を行った。	する助成及び援助を行う事業を創収する拠出金の率の上限を引き上子ども・子育て支援の提供を推進つ、幼稚園教諭、保育士及び放課等の処遇の改善に資するための所る者であって現に保育に関する業その他の教育・保育その他の子ど	2/9	3/31

委員会名	議	案	名	概	要	提出	成立
内閣	○特定国立研究開発法 究開発等の促進に関す 法案(内閣提出第32号	る特別措置	産業構造及び国際的な競争条件の変化の経済社会情勢の変化に対応してに、国民が豊かで安心して暮らすことは我が国の科学技術の水準の著しいとに鑑み、特定国立研究開発法人に政府による基本方針の策定、中長期間の措置等について定めるものなお、特定国立研究開発法人の専らるの他の処遇については、優秀な人材の成及び活躍の推進に配慮して行うもの法律の施行後適当な時期において、特定国立研究開発法人の範囲を含め、検討し、その結果に基づいて、所要のえ、必要な措置を講ずるものとするを	、産業競争力を強化するととも とができる社会を実現するために 向上を図ることが重要であるこ よる研究開発等を促進するため、 目標等に関する特例その他の特別 研究開発に従事する職員の給与そ の確保並びに若年の研究者等の育 のとするとともに、政府は、この この法律の施行の状況を勘案し、 、関連する制度の在り方について の法改正を含む全般的な検討を加	2/26	5/11	
	ての他の国の重要な施設等、外国 公館等及び原子力事業所の周辺地 域の上空における小型無人機等の 飛行の禁止に関する決律家(第189		その他の国の重要な施設等、外国 公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の 飛行の禁止に関する法律案(第189		空における小型無人機等の飛行設に対する危険を未然に防止し、 国際関係の維持並びに公共の安	(2015) 6/12	3/17
	定有人国境会の維持は	意離島地域に に関する特	保全及び特 係る地域社 別措置法案 出、衆法第	我が国の領海、排他的経済水域等を通いることに鑑み、有人国境離島地域が済水域等の保全等に関する活動の拠れ 有人国境離島地域の保全及び特定有の維持に関する特別の措置を講ずる	が有する我が国の領海、排他的経 点としての機能を維持するため、 人国境離島地域に係る地域社会	3/18	4/20

委員会名	議	案	名	概	要	提出	成立
内閣	●成年後見制度の利用の促進に関する法律案(内閣委員長提出、衆法第20号)(参議院回付修正)		長提出、衆	又は日常生活等に支障がある者を 会における喫緊の課題であり、かつ び成年後見制度がこれらの者を支 らず十分に利用されていないことに 関する施策を総合的かつ計画的に 用の促進について、その基本理念を 及び基本方針その他の基本となる 度利用促進会議及び成年後見制度 置を講ずるもの なお、内閣の重要政策に関する総合	事項を定めるとともに、成年後見制 利用促進委員会を設置する等の措 計調整等に関する機能の強化のため する法律が施行されることに伴い	3/23	4/8 (参議院 回付案に 同意)
	●成年後見の事務の円滑化を図る ための民法及び家事事件手続法の 一部を改正する法律案(内閣委員 長提出、衆法第21号)			成年被後見人に宛てた郵便物等の	被後見人の死亡後の相続財産の保	3/23	4/ 6
		津案(内閣委	等の支給に		げた日本国民の遺族又は障害が残 害弔慰金等の支給について必要な	5/18	6/ 1

委員会名	議	案	名	概	要	提出	成立
内閣		法律案(内閣	進法の一部を 委員長提出、	特定非営利活動の一層の健全な発展 法人の運営の透明性を確保するため、 称を特例認定特定非営利活動法人に の申請手続における添付書類の縦覧。 利活動法人等の海外への送金又は金 への事前の提出を不要とするととも 事業報告書等の備置期間を延長し、及 貸借対照表の公告を義務付ける等の	、仮認定特定非営利活動法人の名 改め、特定非営利活動法人の認証 期間を短縮し、及び認定特定非営 送銭の持出しに係る書類の所轄庁 に、特定非営利活動法人における 及び特定非営利活動法人に対する	5/18	6/ 1
		寸税法の一部 内閣提出第 1	『を改正する 号)	平成25年度の当初予算及び補正予算 成26年度に繰り越した震災復興特別 いて不用となった金額を減額する等	交付税のうち、同年度の決算にお	1/ 4	1/20
総務	○地方税法等の一部を改正する等 の法律案(内閣提出第21号)			法人税改革の一環として法人事業税 形標準課税の拡大等を行い、地方創生 を是正するための法人住民税の法人 人特別税等に関する暫定措置法の廃 附活用事業に関連する寄附をした場 法人事業税の税額控除制度の創設を 止並びに自動車税及び軽自動車税に に遊休農地等に係る固定資産税及び 税標準の特例の創設等を行うほか、利 所要の措置を講ずるもの	生の推進に向けて、税源の偏在性 税割の税率の引下げ及び地方法 止並びに認定地方公共団体の寄 合の法人住民税の法人税割及び 行うとともに、自動車取得税の廃 おける環境性能割の導入等並び 都市計画税の価格の特例及び課	2/ 9	3/29
	○地方交付税法等の一部を改正す る法律案(内閣提出第22号)			平成28年度分の地方交付税の総額の程度改正等に伴って必要となる行政経 交付税の単位費用等の改正、普通交付 及び震災復興特別交付税の返還等に	費の財源を措置するための地方 対税と特別交付税との割合の変更	2/ 9	3/29

委員会名	議	案	名	概	要	提出	成立
	機構法及び	特定通信・ 化法の一音	情報通信研究 放送開発事 『を改正する 出第38号)	法人情報通信研究機構の業務の範 として行うサイバーセキュリティ 及びインターネット・オブ・シン 技術の開発又はその有効性の実記 る事業等に対する助成金の交付等	形成に寄与するため、国立研究開発 囲に、その研究等に係る成果の普及 に関する演習その他の訓練の業務 ゲスの実現に資する新たな電気通信 Eのための設備を他人の利用に供す での業務を追加する等の措置を講ず 置法附則第2条に規定する同法の廃 するもの	3/ 1	4/20
総務	○行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による報告を たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実施に資するための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第48号)	5用による新 二活力ある経 子生活の実現 去律の整備に	る経済社会及び豊かな国民生活のまえ、行政並びに独立行政法人等の営並びに個人の権利利益の保護に関及び独立行政法人等の保有する	日が新たな産業の創出並びに活力あり実現に資するものであることを踏り事務及び事業の適正かつ円滑な運支障がない範囲内において、行政機ら個人情報を加工して作成する非識しとする者に提供するための仕組みを行うもの	3/8	5/20	
	- // - // - //	を求めるの	頁の規定に基)件(内閣提	は、事業収入7,016億円、事業支出なっている。 事業運営に当たっては、国民・視時の高い番組の提供、国際放送の充	であり、一般勘定事業収支について は6,936億円、事業収支差金80億円と 聴者の信頼と多様な要望に応える質 実による海外情報発信の強化、我が される4K・8K等の先導的なサー こととしている。	2/ 9	3/31
法務	- /	189回国会	『を改正する 閣法第42号)	理の充実化を図るため、取調べの 力及び訴追に関する合意制度等を	この適正化及び多様化並びに公判審録音・録画制度、証拠収集等への協 創設するとともに、犯罪捜査のため 大、被疑者国選弁護制度の対象事件 の	(2015) 3/13	5/24

委員会名	議	案	名	概	要	提出	成立
		内閣提出、	-部を改正す 第189回国会	法的援助を要する者の多様化に、よ 支援センターの業務として、認知機 害の被災者等を援助する業務を追加 なお、東日本大震災の被災者に対す ターの業務の特例に関する法律の有 必要な技術的な修正を行った。	能が十分でない者及び大規模な災 四する等の措置を講ずるもの る援助のための日本司法支援セン	(2015) 3/24	5/27
			関する法律の と(内閣提出	一般の政府職員の給与改定に伴い、	裁判官の報酬月額及び検察官の俸	1/4	1/20
	○検察官の俸給等に関する法律の 一部を改正する法律案(内閣提出 第5号)			給月額の改定を行うもの		1/ 4	1/20
法務	○裁判所職員定員法の一部を改正 する法律案(内閣提出第12号)			下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を32人増加するとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を36人減少するもの		2/ 2	5/25
	○民法の一部を改正する法律案 (内閣提出第49号)(修正)			女性に係る再婚禁止期間を前婚の定める民法の規定のうち100日を超高裁判所判決があったことに鑑み、の措置を講ずるものなお、政府は、この法律の施行後3改正後の規定の施行の状況等を勘算について検討を加えるものとする表	える部分は憲法違反であるとの最 再婚禁止期間を100日に改める等 年を目途として、この法律による とし、再婚禁止に係る制度の在り方	3/8	6/ 1
	別的言動 の)解消に向け 法律案(参	ける不当な差 けた取組の推 ☆議院提出、	本邦外出身者に対する不当な差別 ことに鑑み、その解消に向けた取約 国等の責務を明らかにするとともに しようとするもの	目について、基本理念を定め、及び	4/8	5/24

委員会名	議	案	名	概	要	提出	成立
	○在外公館の名称及び位置並びに 在外公館に勤務する外務公務員の 給与に関する法律の一部を改正す る法律案(内閣提出第23号)			国際情勢の変化等に鑑み、在ニウェ 日本国総領事館の新設並びに在外 基本手当の基準額及び子女教育手	公館に勤務する外務公務員の在勤	2/ 9	3/23
	○航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第189回国会条約第13号)			カンボジアとの間で、定期航空路線な運営を可能にするための法的枠線		(2015) 3/20	4/15
	○航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の 締結について承認を求めるの件 (第189回国会条約第14号)			ラオスとの間で、定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みについて定めるもの		(2015) 3/20	4/15
外務	する日本国 和国との間	とイラン・ の条約の網	fの移送に関 イスラム共 結結について 189回国会条	イランとの間で、受刑者移送のため の	うの要件、手続等について定めるも	(2015) 3/20	5/13
	の相互協力 条に基づく 本国におけ 関する協定 な特別の措 メリカ合衆	及び安全係施設及び図る合衆国軍第24条につ 置に関する	京衆国との間 程障条約に日 区域の地位に 日本国との日本国と 日本国に 日本国に 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の	我が国が在日米軍の駐留に係る一定 訓練移転費) の全部又は一部を一定 もの		2/ 9	3/31

委員会名	議	案	名	概	要	提出	成立
	○投資の相互促進及び相互保護に 関する日本国とオマーン国との間 の協定の締結について承認を求め るの件(条約第2号)			オマーンとの間で、投資の拡大により 投資の促進及び保護に関する法的枠組		2/26	5/11
	関する日本共和国との	国互促進及び 本国とイラン つ間の協定の 対るの件(§	・イスラム 締結につい	イランとの間で、投資の拡大により経 資の促進及び保護に関する法的枠組み		2/26	5/11
外務	他の租税に 並びに脱税 ための日本 外務 との間の協	対する租税及 に関する二重 税及び租税回 体国とドイツ 協定の締結に O件(条約第	課税の除去 避の防止の 連邦共和国 ついて承認	現行の日・ドイツ租税協定を全面的に 地国における課税を更に減免するとと 手続等について定めるもの		2/26	5/25
	課税の除力 避の防止の 和国との間	対する租税に 去並びに脱税 かための日本 引の条約の締 かるの件(条	及び租税回国とチリ共活について	チリとの間で、二重課税の除去を図るめ、投資所得に対する源泉地国課税を もの		2/26	5/25
	課税の回過の日本国政との間の多	対する租税に 選及び脱税の 效府とインド 系約を改正す いて承認を: 5条)	防止のため共和国政府る議定書の	現行の日・インド租税条約を改め、利- に、税務当局間の徴収共助の手続等に		2/26	5/25

委員会名	議	案	名	概	要	提出	成立
外務	リピン共和	国との間の	本国とフィ 協定の締結 の件(条約	フィリピンとの間で、年金制度への金制度の保険期間の通算等につい	の加入に関する法令の適用調整、年 て定めるもの	2/26	4/22
	の施策を実 源の確保に 財政運営に るための公	施するため 関する特別 必要な財源 債の発行の 一部を改正	復興のため に必要な財 は選法及び は一個保を図 は特例に関す する法律案	するため、復興債の発行期間を平成 ずるとともに、最近における国の則 ることに鑑み、平成28年度から平成	実施する施策に必要な財源を確保	1/22	3/31
財務金融	○所得税法等の一部を改正する法 律案(内閣提出第16号)			化対策・教育再生、地方創生の推定 災からの復興支援等の観点から、 税率制度の創設、三世代同居に対応 ための住宅ローン控除の特例の創	上げに伴う低所得者への配慮、少子 進、国際課税の枠組みの再構築、震 法人税の税率引下げ、消費税の軽減 なした住宅のリフォームを支援する 設、認定地方公共団体の寄附活用事 人税額の特別控除制度の創設、多国 措置を講ずるもの	2/ 5	3/29
	○関税定率法等の一部を改正する 法律案(内閣提出第24号)			見直し、輸出入してはならない貨物	対応するため、個別品目の関税率の 物への営業秘密侵害品の追加、輸出 暫定関税率の適用期限の延長並びに 置を講ずるもの	2/ 9	3/29
	○株式会社国際協力銀行法の一部 を改正する法律案(内閣提出第25 号)			我が国の企業の海外展開をより有効に支援するため、株式会社国際協力銀行について、海外における社会資本の整備に関する事業に係る業務の方法に関する規制の合理化を行うとともに、銀行等からの外国通貨による長期借入れを可能とする等の措置を講ずるもの			5/11

委員会名	議	案	名	概	要	提出	成立
	○情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案(内閣提出第43号)			情報通信技術の急速な進展等、最近における金融を取り巻く環境の変化に対応し、金融機能の強化を図るため、金融グループの経営管理機能の充実、金融グループ内の共通・重複業務の集約及び金融グループと金融関連 I T企業等との提携の容易化、仮想通貨交換業に関する制度の整備等の所要の措置を講ずるもの		3/ 4	5/25
財務金融	業組合等に	関する法律 案(財務金		酒税の保全及び酒類の取引の円滑な類に関する公正な取引につき、酒類引の基準を定めるものとするとともを図るため、酒類小売業者は、酒類修を受けた者のうちから酒類販売管理に、当該研修を受けさせなければなるもの	製造業者等が遵守すべき公正な取 に、酒類の適正な販売管理の確保 の販売業務に関する法令に係る研管理者を選任しなければならない者に、財務省令で定める期間ごと	5/10	5/27
	センター法	及びスポー 関する法律	ペポーツ振興 -ツ振興投票 きの一部を改 是出第31号)	スポーツ振興くじ (toto) の売上金 改築費に使用できるようにする (現 が、これを最大10%に引き上げる)。 部を東京都が負担するための根拠規	在は売上の最大5%を使用可能だまた、新国立競技場改築費の一	2/19	5/ 2
文部科学			-部を改正す 35号) (参議	我が国の大学の教育研究水準の著しことに鑑み、文部科学大臣が世界最当程度見込まれる国立大学法人を持ことができることとするほか、全て化を図るための措置を講ずるもの	高水準の教育研究活動の展開が相 肯定国立大学法人として指定する	2/26	5/12
	●平成三十二年東京オリンピック 競技大会・東京パラリンピック競 技大会特別措置法の一部を改正す る法律案(文部科学委員長提出、 衆法第45号)			平成三十二年東京オリンピック・パまでの間、政府に対し、おおむね1を取組の状況についての報告を国会へ付けるもの	年に1回、同大会に向けた政府の	5/18	6/ 1

委員会名	議	案	名	概	要	提出	成立
	○社会福祉法 法律案(第18 (参議院送付	9回国会		社会福祉法人の経営組織の見直し、 規律の強化、介護人材の確保を推進 施設職員等退職手当共済制度の見直	するための取組の拡充、社会福祉	(2015) 4/3	3/31
	○確定拠出年 する法律案(第 号)(参議院達	第189回国	, , – , .	個人型確定拠出年金の加入者の範囲 による個人型確定拠出年金への掛金 ずるもの		(2015) 4/3	5/24
	○雇用保険法 法律案(内閣	-		雇用保険の保険料率の引下げを行う の適用拡大、有期契約労働者に係る 緩和、介護休業給付の給付率の引上 策の事業主への義務付け等の措置を	育児休業・介護休業の取得要件の げ、マタニティハラスメント防止	1/29	3/29
厚生労働	○戦傷病者等 付金支給法及 する特別給付 正する法律案 (参議院回付	び戦没者 金支給法 (内閣	音等の妻に対 法の一部を改	戦傷病者等の妻に対し、国として引の国債を2回支給する等の措置を講なお、平成28年4月1日となっていの修正を行った。	げるもの	1/29	4/8 (参議院 回付案に 同意)
	○児童扶養手当法の一部を改正す る法律案(内閣提出第26号)			児童扶養手当の支給要件に該当する 等が2人以上である場合におけるかの		2/ 9	5/ 2
	○特定B型肝 付金等の支給 の一部を改正 出第27号)	に関する	る特別措置法	特定B型肝炎ウイルス感染者に対す 長するとともに、死亡又は肝がん・ 者に対する給付金の額を定める等の	肝硬変の発症から20年を経過した	2/ 9	5/13
	○障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律及 び児童福祉法の一部を改正する法 律案(内閣提出第39号)			一定の高齢障害者が障害福祉サートスを利用する場合に利用者負担を転 に、自立支援給付及び障害児通所支	圣減できる仕組みを設けるととも	3/ 1	5/25

委員会名	議	案	名	概	要	提出	成立
	○児童福祉法等の一部を改正する 法律案(内閣提出第55号)			児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強 化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、児童相談 所や市町村の体制の強化、里親委託の推進等の措置を講ずるもの		3/29	5/27
原化兴趣		(第189回国)推進に関す 会衆法第40	戦没者の遺骨収集の推進に関する施め、戦没者の遺骨収集の推進に関し に、戦没者の遺骨収集の実施に関し	国の責務を明らかにするととも	(2015) 9/11	3/24
厚生労働		ミ(厚生労働)一部を改正 委員長提出、	法律の目的に、切れ目ない支援の重要 障害者の定義を見直し、基本理念を気 ための施策を強化する等の措置を講っ	定めるほか、発達障害者の支援の	5/11	5/25
	, . , . , . , , ,		一部を改正す は、参法第1	自殺対策が生きることの包括的な支 を基本理念に明記するとともに、都違 ついて定めるほか、基本的施策を拡充	道府県自殺対策計画等の策定等に	2/18	3/22
	善のための 漁業災害補)漁船損害等 前償法の一部	博償制度の改 等補償法及び 『を改正する 第36号)(参	漁業経営の安定に資するため、漁船指の区域制限等の廃止、漁船保険等によ を行うとともに、漁業災害補償につい 養殖共済の対象への追加等を行う等の	、り塡補する損害の範囲の拡大等 いて内水面において営む養殖業の	2/26	5/12
農林水産	○森林法等の一部を改正する法律 案(内閣提出第50号)			最近における森林及び林業をめぐる*を実現するため、国産材の安定供給体 確保及び森林の公益的機能の維持増 とから、関係法律について所要の措施	本制の構築、森林資源の再造成の 進を一体的に図る必要があるこ	3/8	5/13
	●合法伐採木材等の流通及び利用 の促進に関する法律案(農林水産 委員長提出、衆法第29号)			自然環境の保全に配慮した木材産業の もって地域及び地球の環境の保全に 通・利用の促進に関し基本的な事項を 法伐採木材等の利用の確保のための打	資するため、合法伐採木材等の流 と定め、木材関連事業者による合	4/26	5/13

委員会名	議	案	名	概	要	提出	成立
農林水産	●真珠の振興に関する法律案(農 林水産委員長提出、衆法第49号)			真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興を図るため、農林水産大臣及び経済産業大臣による基本方針の策定について定めるとともに、真珠の生産者の経営の安定、真珠の加工及び流通の高度化、真珠の輸出の促進等の措置を講ずるもの			6/ 1
経済産業	ー・産業技	術総合開	、新エネルギ 発機構法の一 (内閣提出第	国立研究開発法人新エネルギー・産業 うち、気候変動に関する国際連合枠組 する排出量取引等に係る業務を廃止、	且条約の京都議定書に基づき参加	1/26	3/31
	の再処理等 て及び管理	のための和 に関する?	る使用済燃料 漬立金の積立 法律の一部を 別提出第17号)	原子力発電における使用済燃料の再 していくため、使用済燃料の再処理等 とともに、認可法人が事業を実施する 電用原子炉の設置者が発電時に認可 度を創設する等の措置を講ずるもの なお、新法の規定についての検討の 「3年」に改める修正を行った。	等を行う認可法人制度を創設する るために必要な資金を特定実用発 「法人に拠出金として納付する制	2/ 5	5/11
	ルギー電気	の調達に 一部を改正	再生可能エネ 関する特別措 Eする法律案	電気について再生可能エネルギー源の象となる再生可能エネルギー電気をのに限るとともに、その買取義務者を電事業者等に変更する等の措置を講	·事業として適切に供給できるも と小売電気事業者等から一般送配	2/ 9	5/25
	進に関する	法律の一部	事業活動の促 部を改正する 6号)(参議院	労働力人口の減少や企業間の国際的企業者等の経営の強化を図るため、事上のための取組等を示した指針を主に、当該取組を支援するための措置:	事業分野ごとに新たに経営力の向 務大臣において策定するととも	3/ 4	5/24

委員会名	議	案	名	概	要	提出	成立
国土交通	○踏切道改 正する法律		等の一部を改 ≧出第13号)	踏切道における交通事故の防止及び 路管理をより適切なものとするため 年間においても踏切道の改良を促 に、鉄道事業者及び道路管理者が地 とができることとするほか、道路協 るもの	り、引き続き平成28年度以降の5箇 進するための措置を講ずるととも 上方踏切道改良協議会を組織するこ	2/ 2	3/31
		る法律の一	及び効率化の 一部を改正す 514号)	最近における物資の流通をめぐる総流通業務総合効率化事業について限ることとするとともに、総合効率場合における同事業の実施に関し、とするもの	2以上の者が連携して行うものに 化計画が主務大臣の認定を受けた	2/ 2	5/ 2
			去等の一部を 提出第18号)	都市の国際競争力及び防災機能を じた市街地の整備を推進し、都市の 化に資する都市開発事業の促進を 常用の電気又は熱の供給施設に関す 地区に関する都市計画において定 ずるもの	の再生を図るため、国際競争力の強図るための金融支援制度の拡充、非ける協定制度の創設、特定用途誘導	2/ 5	6/ 1
	○港湾法の (内閣提出	–	Eする法律案	我が国において外航旅客船の寄港国 一定の旅客施設等を特定用途港湾 度の対象施設として追加するととも 区域内水域等の有効活用を図るため 許可の申請を行うことができる者 する等の措置を講ずるもの	施設の建設等に係る無利子貸付制 っに、港湾の機能を維持しつつ港湾 つ、当該港湾区域内水域等の占用の	2/ 5	5/13
	○宅地建物取引業法の一部を改正 する法律案(内閣提出第34号)			既存の建物の流通を促進するとともの保護を図るため、宅地建物取引業る者のあっせんに関する事項の媒介結果の買主等への説明等を義務付け営業保証金等による弁済の対象から	送者に対し、建物状況調査を実施す 入契約書への記載、建物状況調査の けるとともに、宅地建物取引業者を	2/26	5/27

委員会名	議	案	名	概	要	提出	成立
国土交通	○海上交通 する法律案 議院送付)	-		非常災害が発生した場合における船 定海域等にある船舶に対して海上ができることとするとともに、指定 を航行する船舶による通報の手続 の	保安庁長官が移動等を命ずること で港内の水路及び指定海域内の航路	2/26	5/12
	○特定船舶 特別措置法 基づき、特 施につき承 提出、承認	第5条第1 定船舶の入 認を求める	項の規定に 港禁止の実	平成18年10月14日から北朝鮮船籍の朝鮮の港に寄港したことが我が国認された第三国籍船舶に対しても、閣議決定をしたため、特定船舶の入条第1項の規定に基づき、入港禁止もの	の法令に基づく手続等によって確本邦の港への入港を禁止する等の 、港の禁止に関する特別措置法第5	3/4	5/27
	○特定船舶 特別措置法 基づき、特 施につき承 提出、承認	第5条第1 定船舶の入 認を求める	項の規定に 港禁止の実	平成18年10月14日から北朝鮮船籍の28年2月19日から北朝鮮の港に寄えく手続等によって確認された第三日合安全保障理事会の決定等に基づの対象とされた船舶であって、そのされるものに対しても、本邦の港へしたため、特定船舶の入港の禁止に規定に基づき、入港禁止の実施によった。	港したことが我が国の法令に基づ国籍船舶の入港禁止に加え、国際連き凍結又はその他の関連する措置 国際海事機関船舶識別番号が明示の入港を禁止する等の閣議決定を 関する特別措置法第5条第1項の	4/15	5/27
環境	○独立行政 法の一部を 提出第29号	改正する法		環境の保全に関する研究及び技術関め、当該研究及び技術開発の実施及環境再生保全機構の業務の範囲に近秘義務規定の整備等の措置を講ずる	び助成に係る業務を独立行政法人自加するとともに、役職員に係る守	2/ 9	4/ 6
	○ポリ塩化 正な処理の 法の一部を 提出第40号	推進に関す 改正する法	る特別措置	ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄れるよう、高濃度PCB使用製品を所有する内に行うことを義務付ける等の措置	管する事業者によるその処分及び 事業者によるその廃棄を一定期間	3/ 1	4/22

委員会名	議	案	名	概	要	提出	成立
環境		形を改正する	進進に関する る法律案(内	地球温暖化対策の強化を図るため、地 に温室効果ガスの排出の抑制等のた 力に関する事項を追加するとともに、 より効果的な推進のための規定の整備	めの普及啓発の推進及び国際協 地域における地球温暖化対策の	3/8	5/20
安全保障	○防衛省の職員の給与等に関する 法律の一部を改正する法律案(内 閣提出第6号)			一般職の国家公務員の例に準じて防るもの	衛省職員の俸給月額等を改定す	1/ 4	1/20
予算	○平成27年度一般会計補正予算 (第1号) ○平成27年度特別会計補正予算 (特第1号)			歳出面において、平成27年11月26日にりまとめられた「一億総活躍社会の実策」を実施するために必要な経費等特措置を講じ、歳入面において、最近ま及印紙収入の増収等を見込むとともし、あわせて公債金の減額を行うなとこの結果、平成27年度一般会計補正後歳入歳出とも3兆3,213億円増加し、また、特別会計予算について、所要の	現に向けて緊急に実施すべき対 に緊要となった事項等について での収入実績等を勘案して租税 に、前年度剰余金の受入を計上 ど所要の補正措置を講ずるもの 後予算の総額は、当初予算に対し 99兆6,633億円となる。	1/ 4	1/20
	○平成28年度一般会計予算○平成28年度特別会計予算○平成28年度政府関係機関予算			強い経済を実現するとともに、少子高 て取り組むことにより、「一億総活躍 TPPを我が国の経済再生、地方創生 喫緊の重要課題に、平成27年度補正 政運営と改革の基本方針2015」におい 画」の趣旨や施策の優先順位を踏まえれたもの 一般会計予算の規模は、96兆7,218億 特別会計予算は、14の特別会計につい 係機関予算は、4機関について予算を	社会」の実現に向けた取組や、 に直結するための取組といった 予算での対応と併せて、「経済財 いて策定した「経済・財政再生計 と、適切に対処するために編成さ に円となっている。 いて予算を計上し、また、政府関	1/22	3/29

委員会名	議	案	名	概	要	提出	成立
予算	○平成28年度一般会計補正予算 (第1号) ○平成28年度特別会計補正予算 (特第1号)			平成28年4月14日以降発生した熊本県を中心とする一連の地震に関し、歳出面において、当面緊急に必要となる経費の追加(災害救助等関係経費780億円、熊本地震復旧等予備費7,000億円)を行うこととし、他方、既定経費(国債費)の減額を行うことにより財源を確保する所要の補正措置を講ずるものなお、本補正による平成28年度一般会計予算総額(96兆7,218億円)の変化は生じない。また、特別会計予算について、所要の補正措置を講ずる。			5/17
決算行政 監 視	総調書及び	各省各庁所 (承諾を求め	十予備費使用 行管使用調書 つるの件)(第	一般会計予備費予算額2,500億円のうち 27年1月14日までの間において決定さる 挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必 余	れた使用額は、衆議院議員総選	(2015) 3/17	5/25
	総調書及び	各省各庁所 (承諾を求め	十予備費使用 「管使用調書 うるの件)(第	一般会計予備費予算額2,500億円のうち 27年3月24日までの間において決定され 補うために必要な経費等3件、計419億	れた使用額は、訟務費の不足を	(2015) 5/19	5/25
議院運営	●国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 (議院運営委員長提出、衆法第1 号)		する法律案	政府職員の給与改定に準じて、国会議員 当の支給割合の改定を行うもの	員の秘書の給料月額及び勤勉手	1/14	1/20
災害対策		法律案(災	情置法の一部 と害対策特別 7号)	地震防災対策特別措置法の実施の状況 る国の負担又は補助の特例等について、 31日まで5年延長するもの		3/18	3/31
	義援金に係	る差押禁止 害対策特別	地震災害関連 :等に関する 委員長提出、	平成28年熊本地震災害関連義援金に係が自ら同義援金を使用することができたよする等の措置を講ずるもの		5/18	5/27

委員会名	議	案	名	概	要	提出	成立
	基準に関す	る法律及ひ 正する法律	対行経費の 公職選挙法 な案(内閣提	国会議員の選挙等の執行について国に交付するものの基準を改定すると (共通投票所制度の創設、期日前投 の措置を講じようとするもの なお、期日前投票所の増設等に関す 間に係る検討に関する規定を追加す	とともに、有権者の投票環境向上 世票の投票時間の弾力的な設定等) る規定及び期日前投票所の開閉時	2/12	4/6
倫理選挙	●公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出、衆法第2号)		及び公職選	国政選挙の選挙権を有しているにもかかわらず選挙人名簿に登録されないために国政選挙の投票をすることができない者が、投票することができるよう選挙人名簿の登録制度を改めること等を行うもの		1/20	1/28
	律案(政治	倫理の確立 に関する特	改正する法 正及び公職選 別委員長提	洋上投票制度の対象となる船舶の範に従事する者のうち専ら要約筆記のを支給することができることとする	のために使用する者に対して報酬	3/30	4/ 6
	置法及び公	職選挙法の	「定審議会設)一部を改正 注君外4名提	衆議院議員の定数を10人削減すると 都道府県の区域内の選挙区数を平成 調査の結果に基づきアダムズ方式に 成27年国勢調査結果に基づく特例措	成32年以降10年ごとの大規模国勢 により配分することとし、また、平	4/15	5/20
消費者問題			法律の一部 I閣提出第44	高齢化の進展を始めとした社会経済 取引における取引の公正及び購入者 停止を命ぜられた法人の役員等に対 に法人を設立して継続すること等を における過量販売規制の導入等の措	大等の利益の保護を図るため、業務 けして、停止の範囲内の業務を新た 禁止するとともに、電話勧誘販売	3/4	5/25

委員会名	議	案	名	概	要	提出	成立
消費者 問題	○消費者契約法の一部を改正する 法律案(内閣提出第45号)			高齢化の進展を始めとした社会経済の利益の擁護を図るため、過量な内り消すことができる規定を設けると 条項の類型を追加するほか、取消権 講ずるもの	3/4	5/25	
	○地域再生法の一部を改正する法 律案(内閣提出第15号)(参議院回 付修正)			地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、まち・ひと・しごと創生交付金の交付、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例及び生涯活躍のまち形成事業計画の作成等を追加する等の措置を講ずるものなお、法律案の施行期日に関する修正を行った。			4/14 (参議院 回付案に 同意)
地方創生	るためのi 関係法律	炎革の推進 を	自立性を高め を図るための ける法律案	地域の自主性及び自立性を高める。 め、地方公共団体等の提案等を踏ま 府県から市町村への事務・権限の移 体に対する義務付けを緩和する等の	え、国から地方公共団体又は都道 譲等を行うとともに、地方公共団	3/11	5/13
	○国家戦略特別区域法の一部を改 正する法律案(内閣提出第53号)			産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、国家戦略特別区域処方 箋薬剤遠隔指導事業に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の特例措置その他の国家戦略特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加する等とするもの		3/11	5/27

Ⅵ 決算等概要一覧

委員会名	議	案	名	概	要	提出	審議結果
決算行政 監 視	○平成26年度- (その1)	一般会計国庫債	務負担行為総調書	財政法第15条第2項の規定に。 庫債務負担行為の限度額は1,0 月1日に決定された国庫債務5 設整備1件、545億円余	00億円であり、平成26年7	(2015)	5/12 異議が ない

【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧

(○は内閣提出、●は衆法又は参法:提出会派名(提出当時)を付記)

委員会名	議 案 名	概 要
	○人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案(内閣提出第41号)	宇宙基本法の基本理念にのっとり、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可に関する制度並びに人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を設けることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図り、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与するもの
	○衛星リモートセンシング記録の適正な取扱い の確保に関する法律案(内閣提出第42号)	宇宙基本法の基本理念にのっとり、我が国における衛星リモートセンシング 記録の適正な取扱いを確保するため、国の責務を定めるとともに、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度を設け、あわせて、衛星リモートセンシング記録保有者の義務、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定、内閣総理大臣による監督その他の衛星リモートセンシング記録の取扱いに関し必要な事項を定めるもの
内閣	●国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案(岸本周平君外3名提出、第189回国会衆法第19号) (民主・維新)	重大通商交渉に関し、国民及び国会に対して必要な情報が提供されていない 現状に鑑み、政府の国民及び国会に対する適時かつ適切な方法による情報の 提供を促進するため、政府の国民に対する情報の提供の努力義務及び国会に 対する報告義務等について定めるもの
	●特定複合観光施設区域の整備の推進に関する 法律案(細田博之君外8名提出、第189回国会衆 法第20号) (自民・維新・次世代)	特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行うもの
	●歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(今井雅人君外 5 名提出、第189回国会衆法第31号) (民主・維新・生活)	国税庁が所掌している内国税の賦課及び徴収に関する事務等並びに厚生労働省が所掌している労働保険料の徴収等に関する事務並びに日本年金機構が行っている年金保険料等の徴収等に関する業務を一元的に行う歳入庁の設置等に関する基本的な事項について定めるもの

委員会名	議案名	概
	●国家公務員法等の一部を改正する法律案(大 敦君外16名提出、衆法第13号) (民維	- 1 院翻告制度の廃止 人事行政の公正の確保を図るための人事公正会自会の設
	●国家公務員の労働関係に関する法律案(大島 君外16名提出、衆法第14号) (民維	
	●公務員庁設置法案(大島敦君外16名提出、衆 第15号) (民維	
内閣	●政官接触記録の作成等に関する法律案(大島 君外7名提出、衆法第23号) (民維	** もって公務等に対する国民の信頼を確保するため、行政機関の職員等が。
	●性暴力被害者の支援に関する法律案(阿部知君外6名提出、衆法第38号) (民進・共産・おおさか・生活・社	東を総合的かつ計画的に推進し、もつく性素力被害者の権利利益の保護を図 ろため 性暴力被害者の支援に関する施策に関し 基本理念を定め 並びに

-183-	

委員会名	議 案 名	概
	●公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(階猛君外 5 名提出、衆法第55号) (民進)	国民主権の理念にのっとり、公文書のより適正な管理に資するため、行政文書等の範囲の拡大、閣議等の議事録の作成、行政文書等の保存期間の上限の設定及び行政文書管理指針の策定について必要な事項を定めるとともに、歴史資料として重要な公文書等が国立公文書館等において広く利用に供されるために必要な措置等を講ずるもの
内閣	●政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案(中川正春君外11名提出、衆法第60号) (民進・共産・生活・社民)	政治分野における男女共同参画が、国又は地方公共団体における政策の立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するため、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めるもの
6/V <u>Z</u> /Z	●放送法の一部を改正する法律案(逢坂誠二君外 2名提出、第189回国会衆法第10号) (民主・社民)	国民の「知る権利」、公共放送の自主性・自律性を守るため、日本放送協会 の役員人事の透明性・中立性及び会長の適正な職務執行を確保する観点等か ら、経営委員会の委員の資格及び会長の任命手続の見直し等を行うもの
総務	●行政機関の保有する情報の公開に関する法律 等の一部を改正する法律案(階猛君外 5 名提出、 衆法第54号) (民進)	国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣の勧告制度の導入、事後救済制度の強化等の所要の措置を講ずるもの
V+ ₹⁄2	○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習 生の保護に関する法律案(内閣提出、第189回国 会閣法第30号)	外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、技能実習を実施する者及び実施を監理する者並びに技能実習計画についての許可等の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずるもの
法務	○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する 法律案(内閣提出、第189回国会閣法第31号)	介護の業務に従事する外国人の受入れを図るため、介護福祉士の資格を有する外国人に係る在留資格を設けるほか、出入国管理の現状に鑑み、偽りその他不正の手段により上陸の許可等を受けた者等に適切に対処するため、罰則の整備、在留資格取消事由の拡充等の措置を講ずるもの

委員会名	議 案 名	概
	○民法の一部を改正する法律案 (内閣提出、第189 回国会閣法第63号)	社会経済情勢の変化に鑑み、消滅時効の期間の統一化等の時効に関する規定 の整備、法定利率を変動させる規定の新設、保証人の保護を図るための保証 債務に関する規定の整備、定型約款に関する規定の新設等を行うもの
	○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 法律の整備等に関する法律案(内閣提出、第189 回国会閣法第64号)	民法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法その他の関係法律の規定の整 備等を行うもの
法務	○人事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提 出第33号)	国際的な要素を有する人事に関する訴え及び家事事件の適正かつ迅速な解決を図るため、これらの訴え等に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等 について定めるもの
<i>公务</i>	●民法の一部を改正する法律案(井出庸生君外7 名提出、衆法第37号) (民進・共産・生活・社民)	個人の尊重と男女の対等な関係の構築の観点から、選択的夫婦別氏制の導入 並びに婚姻適齢及び再婚禁止期間の見直しを行うもの
	●部落差別の解消の推進に関する法律案(二階俊博君外8名提出、衆法第48号) (自民・民進・公明)	部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するため、部落 差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明 らかにするとともに、相談体制の充実等について定めるもの
	●性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案(西村智奈美君外6名提出、衆法第57号) (民進・共産・生活・社民)	全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する豊かで活力ある社会の実現に資するため、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための措置等を定めるもの
財務金融	●国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案(前原誠司君外3名提出、衆法第3号) (民維ク)	

委員会名	議 案 名	概
	●格差是正及び経済成長のために講ずべき税制 上の措置等に関する法律案(古川元久君外3名提 出、衆法第10号) (民維ク)	社会経済情勢の急激な変化に伴う経済的格差を是正し、及びその固定化を防止するとともに、雇用及び国内投資の拡大等により経済成長を促すことが、 我が国の経済社会の持続的な発展のために緊要な課題であることに鑑み、個人所得課税の所得控除の在り方の見直し、相続税の課税ベースの拡大及び更なる法人実効税率の引下げの検討等の税制上の措置を定めるもの
財務金融	●民間公益活動を促進するための休眠預金等に 係る資金の活用に関する法律案(山本ともひろ君 外3名提出、衆法第43号) (自民・民進・公明・おおさか)	国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資するため、休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用しようとするもの
	●消費税率の引上げの期日の延期及び給付付き税額控除の導入等に関する法律案(山尾志桜里君外4名提出、衆法第52号) (民進)	現下の厳しい社会経済情勢及び消費税率の引上げが国民生活に及ぼす影響に 鑑み、消費税率の引上げの期日を延期し及びこれに併せて関連する措置を実 施するとともに、消費税の逆進性を緩和し格差の拡大を防止するため、給付 付き税額控除を導入し、あわせて消費税の軽減税率制度を廃止することに関 し必要な基本的事項を定めるもの
	●公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案 (平野博文君外3名提出、第189回国会衆法第34号) (民主)	公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るため、公立の小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)及び中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)の学級編制の標準を改めるもの
文部科学	●義務教育の段階における普通教育に相当する 教育の機会の確保等に関する法律案(丹羽秀樹君 外9名提出、衆法第34号) (自民・民進・公明・おおさか)	教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するため、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めるもの
	●幼児教育振興法案(松野博一君外6名提出、衆 法第50号) (自民·公明)	幼児教育の振興を図るため、その振興に関し、基本理念を定め、国、地方公 共団体及び幼児教育施設の設置者の責務等を明らかにし、並びに基本方針の 策定について定めるとともに、幼児教育の振興に関する施策の基本となる事 項を定めるもの

委員会名	議案名	概
文部科学	●チーム学校運営の推進等に関する法律案(福井 照君外 5 名提出、衆法第59号) (自民・公明)	家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い学校が直面する諸課題が複雑化している状況に鑑み、チーム学校運営推進等施策を総合的かつ効果的に推進するため、同施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、同施策の基本となる事項を定めるもの
	○労働基準法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第189回国会閣法第69号)	長時間労働を抑制するとともに、労働者が、その健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため、年次有給休暇に係る時季指定の使用者への義務付け、高度な専門的知識等を要する業務に就き、かつ、一定額以上の年収を有する労働者に適用される労働時間制度の創設等の措置を講ずるもの
	○公的年金制度の持続可能性の向上を図るため の国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提 出第54号)	公的年金制度について、社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の措置を講ずるもの
厚生労働	○臨床研究法案(内閣提出第56号)	国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進する ため、臨床研究の実施の手続、臨床研究に関する資金等の提供に関する情報 の公表の制度等を定めるもの
	●保育等従業者の人材確保等に関する特別措置 法案(山尾志桜里君外7名提出、衆法第22号) (民維ク・共産・生活・社民)	保育等従業者に優れた人材を確保し、もって子ども・子育て支援の水準の向上に資するため、保育等従業者の賃金の改善のための特別の措置等を定めるもの
	●労働基準法の一部を改正する法律案(井坂信彦 君外 6 名提出、衆法第27号) (民進・共産・生活・社民)	労働者の健康の保持及び仕事と生活の調和を図るため、労働時間の延長の上限規制及び休息時間の規制を行うほか、裁量労働制の要件の厳格化を行い、あわせて労働時間管理簿の調製等の措置を講ずるもの
	●民間あっせん機関による養子縁組のあっせん に係る児童の保護等に関する法律案(木村弥生君 外3名提出、衆法第53号)(自民・公明・おおさか)	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護を図る等のため、養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を実施し、その業務の 適正な運営を確保するための措置を講ずるもの

委員会名	議案名	概
厚生労働	●特別養子縁組の促進等のための児童の養子縁組に関する法律案(田嶋要君外4名提出、衆法第56号) (民進)	養子縁組のあっせんに係る児童の保護を図る等のため、養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を実施し、児童相談所及び民間あっせん機関の養子縁組のあっせんに係る業務の適正な運営を確保するための措置を講ずるもの
	●農業者戸別所得補償法案(岸本周平君外 5 名提出、第189回国会衆法第13号) (民主)	農業の有する食料その他の農産物の供給の機能の重要性に鑑み、農業経営の 安定及び農業生産力の確保を図るため、米穀、麦その他の重要な農産物の生 産を行う農業者に対し、その農業所得を補償するための交付金を交付する等 の措置を講ずるもの
	●農地・水等共同活動の促進に関する法律案(岸本周平君外 5 名提出、第189回国会衆法第14号) (民主)	農地・水等共同活動の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、農地・水等共同活動促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、これを推進するための措置等について定めるもの
農林水産	●中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案(岸本周平君外5名提出、第189回国会衆法第15号)(民主)	中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、条件不利地域農業生産継続推進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、これを推進するための措置等について定めるもの
	●環境保全型農業の促進を図るための交付金の 交付に関する法律案(岸本周平君外 5 名提出、第 189回国会衆法第16号) (民主)	環境保全型農業が、農業の持続的な発展及び自然環境と調和のとれた農業生産の確保に有益であるとともに、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要に対応するものであることに鑑み、環境保全型農業を行う農業者に対する交付金の交付について定めるもの
	●国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(岸本周平君外5名提出、第189回国会衆法第32号) (民主)	国有林野事業に従事する職員について、当該職員の労働関係を円滑に調整するため、国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度が措置されるまでの間、行政執行法人の労働関係に関する法律を適用するもの

委員会名	議 案 名	概
農林水産	●国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(岸本周平君外 5 名提出、第189回国会衆法第33号) (民主)	国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するため、行政執行法 人の労働関係に関する法律が適用されることに伴い、当該職員の給与等に関 し国家公務員法の特例等を定めるもの
	●中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に 関する法律案(中根康浩君外6名提出、衆法第11 号) (民維ク)	中小企業者にとって、正規労働者の雇用に伴う社会保険料に係る負担が、新規に正規労働者を雇用することの阻害要因の1つとなっていること等に鑑み、本法施行後5年以内に新たに労働者を正規労働者として雇い入れ、正規労働者の数を増加させた中小企業者に対して中小企業正規労働者雇入臨時助成金を支給するもの
	●分散型エネルギー利用の促進に関する法律案 (奥野総一郎君外3名提出、衆法第30号) (民進)	地域における創意工夫を生かした分散型エネルギー利用を促進するため、経済産業大臣による基本方針の策定、都道府県又は市町村による分散型エネルギー利用促進計画の作成及びこれに係る交付金の交付等について定めるもの
経済産業	●熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案(田島一成君外3名提出、衆法第31号) (民進)	エネルギーの供給及び使用に係る環境への負荷の低減並びに資源の有効利用 の確保に資するため、熱について再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促 進する等の措置を講ずるもの
	●国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案(中根康浩君外3名提出、衆法第32号) (民進)	エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギー源の利用の一層の促進に 資するため、国や地方公共団体等が設置する施設の省エネルギー・再生可能 エネルギー源利用改修の実施等に関し、実施目標や改修計画等について定め るもの
	●エネルギー協同組合法案(福島伸亨君外3名提出、衆法第33号) (民進)	地域の住民又は小規模事業者のエネルギーの利用又は供給に係る自発的な協同組織の発達を図るため、地域エネルギーを生産し、これを組合員に供給する事業等を行うエネルギー利用協同組合及び組合員以外に供給する事業等を行うエネルギー供給協同組合に係る措置等を定めるもの

	委員会名	議案名	概 要
		●道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部 を改正する法律案(二階俊博君外5名提出、衆法 第51号) (自民・公明)	自動車運送事業に係る輸送の安全を確保するため、当該事業に係る事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することの防止等について定めるもの
	国土交通	●官民連携事業の推進に関する法律案(佐田玄一郎君外4名提出、衆法第58号) (自民・公明)	国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保するとともに、地域の活性化を図るため、官民連携事業に関し、基本理念を定め、及び国の責務等を明らかにするとともに、官民連携事業の推進に関する施策の基本となる事項を定めるもの
	環境	●原子力災害対策特別措置法の一部を改正する 法律案(田嶋要君外3名提出、第189回国会衆法 第30号) (民主)	原子力災害に関する地域防災計画の実効性を確保するため、その作成に係る 内閣総理大臣及び原子力規制委員会との協議等について定めるもの
		●領域等の警備に関する法律案(大島敦君外11名 提出、衆法第4号) (民維ク)	領域等における公共の秩序を維持し、もって国民の安全の確保に資するため、 領域警備基本方針の策定、領域警備区域における自衛隊の行動及び権限その 他の必要な事項について定めるもの
	安全保障	●周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案(大島敦君外11名提出、衆法第5号) (民維ク)	周辺事態における後方地域支援の範囲を拡充し、対応措置に退避邦人等支援活動を追加するとともに、後方地域支援等に関し、国会の承認の対象を見直し、安全の確保等の規定を追加する等の措置を講ずるもの
		●国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(大島敦君外11名提出、衆法第6号) (民維ク)	国際的な行政機関等支援活動に対し我が国として協力することとするほか、国際平和協力業務に新たな業務を加え、その一部に関し自衛官の武器使用の権限を定めるとともに、国際平和協力隊の隊員の安全の確保に関し必要な規定を整備する等の措置を講ずるもの
		●我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に 資するための自衛隊法等の一部を改正する法律 を廃止する法律案(髙木義明君外16名提出、衆法 第7号) (民維ク・共産・生活・社民)	我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部 を改正する法律を廃止するもの

委員会名	議	案	名	概	要
安全保障	●国際平和共同対処 する諸外国の軍隊等 関する法律を廃止する 提出、衆法第8号)	に対する る法律案	協力支援活動等に (髙木義明君外16名	国際平和共同対処事態に際して我が[力支援活動等に関する法律を廃止する	国が実施する諸外国の軍隊等に対する協 るもの
	〇平成24年度一般会認 平成24年度特別会認 平成24年度国税収約 平成24年度政府関係	計歳入歳 納金整理	出決算 資金受払計算書	引き剰余は10兆6,748億円余 特別会計の決算額は、18の特別会計 出合計377兆117億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収約 入への組入額等は53兆3,469億円余で	20億円余、歳出97兆871億円余であり、差があって歳入合計412兆5,334億円余、歳納済額54兆1,067億円余、一般会計等の歳であり、資金残額は7,597億円余関があって収入合計1兆1,828億円余、支
決算行政	〇平成24年度国有財産	産増減及で	び現在額総計算書	国有財産の平成24年度末現在額は、平 増加し、105兆2,547億円余	Z成23年度末現在額より2兆4,004億円余
監視	〇平成24年度国有財産	産無償貸付	寸状況総計算書	国が地方公共団体等に無償で貸し付け は、平成23年度末現在額より272億円	けている国有財産の平成24年度末現在額]余減少し、1 兆169億円余
	〇平成25年度一般会認 平成25年度特別会認 平成25年度国税収約 平成25年度政府関係	計歳入歳と	出決算 資金受払計算書	差引き剰余は5兆8,557億円余 特別会計の決算額は、18の特別会計 出合計382兆7,169億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収約 入への組入額等は57兆3,898億円余で	億円余、歳出100兆1,888億円余であり、 があって歳入合計422兆8,505億円余、歳 内済額58兆1,085億円余、一般会計等の歳 であり、資金残額は7,187億円余 関があって収入合計1兆1,473億円余、支

	委員会名	議	案	名	概		要
		○平成25年度国有	財産増減及	び現在額総計算書	国有財産の平成25年度末現在 し、104兆8,131億円余	額は、平成24年度末	現在額より4,416億円余減少
		○平成25年度国有	財産無償貸	付状況総計算書			
	決算行政 監 視	○平成26年度一般 平成26年度特別 平成26年度国税 平成26年度政府	会計歳入歳 収納金整理	出決算 資金受払計算書	書 国有財産の平成25年度末現在額は、平成24年度末現在額より4,416億円余減少し、104兆8,131億円余 国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の平成25年度末現在額は、平成24年度末現在額より93億円余増加し、1兆262億円余 一般会計の決算額は、歳入104兆6,791億円余、歳出98兆8,134億円余であり、差引き剰余は5兆8,656億円余 特別会計の決算額は、15の特別会計があって歳入合計406兆7,363億円余、歳出合計390兆2,019億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額67兆5,039億円余、一般会計等の歳入への組入額等は65兆9,299億円余であり、資金残額は1兆5,740億円余政府関係機関の決算額は、4つの機関があって収入合計1兆1,292億円余、支出合計1兆1億円余 書 国有財産の平成26年度末現在額は、平成25年度末現在額より4兆8,169億円余増加し、109兆6,300億円余 国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の平成26年度末現在額は、平成25年度末現在額は、平成25年度末現在額は、平成25年度末現在額は、平成25年度末現在額より154億円余増加し、1兆417億円余 出決昭和19年度及び昭和20年度における、朝鮮総督府、朝鮮食糧管理、朝鮮鉄道用品資金、朝鮮簡易生命保険及郵便年金、台湾総督府、台湾食糧管理、台湾事業用品資金、樺太庁、関東局及び南洋庁の10特別会計に関する決算 「各一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成27年4月3日から平成27年12月22日までの間において決定された使用額は、消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用に必要な経費等18件、計1,791億円余		
		○平成26年度国有	財産増減及	び現在額総計算書		額は、平成25年度末	現在額より 4 兆8, 169億円余
		○平成26年度国有	財産無償貸	付状況総計算書			
		- 1.1		训会計等歳入歳出決 守特別会計等歳入歳	用品資金、朝鮮簡易生命保険	及郵便年金、台湾約	总督府、台湾食糧管理、台湾
				費使用総調書及び各) (承諾を求めるの	月22日までの間において決定	された使用額は、消	肖費税の軽減税率制度の円滑
				費使用総調書及び各)(承諾を求めるの	5日までの間において決定さ	れた使用額は、選挙	栓人名簿の登録制度の見直し

壬 旦人力	÷	Aur and
委員会名	議 案 名	概 要
倫理選挙	●政党助成法を廃止する法律案(穀田恵二君提出、第189回国会衆法第1号) (共産)	政党の政治資金は主として国民の浄財によって賄われるべきものであること に鑑み、国が政党に対する助成を行う制度を廃止するもの
	●政治資金規正法の一部を改正する法律案(穀田 恵二君提出、第189回国会衆法第17号) (共産)	法人その他の団体の政治活動に関する寄附の禁止、政治活動に関する寄附の 量的制限の強化、収支報告書の要旨の公表期限の短縮等の措置を講ずるもの
	●公職選挙法の一部を改正する法律案(逢坂誠二 君外7名提出、衆法第61号) (民進)	衆議院比例代表選挙において、衆議院名簿届出政党等の自主的選択により、 重複立候補者について、同一順位の者を性別等の観点から2以上の群に分け、 各群間の優先順位を付することができるようにすること等を定めるもの
震災復興	●被災者生活再建支援法の一部を改正する法律 案(野田佳彦君外 9 名提出、衆法第39号) (民進・共産・生活・社民)	被災者の居住の安定の確保による自立した生活の開始の支援等の充実を図るため、被災者生活再建支援金の額を引き上げるとともに、被災者生活再建支援金の支給に係る国の補助の割合を引き上げる等の措置を講ずるもの
	●災害 R 慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(野田佳彦君外 5 名提出、衆法第40号) (民進)	災害 ・ 災害 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	●東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(野田佳彦君外 5 名提出、衆法第41号) (民進)	復興整備事業の円滑化及び迅速化を図るため、被災関連都道県知事の所轄の下に用地委員会を設置するとともに、補償金の予納に基づく権利取得裁決前の土地の使用等に係る特別の措置を創設するもの
	●東日本大震災からの復興の推進のための相続 に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化 に関する法律案(野田佳彦君外5名提出、衆法第 42号) (民進)	東日本大震災からの復興の推進に寄与するため、遺産の分割を円滑に行うための情報の提供及び不在者財産管理人に関する民法等の特例等について定めることにより、相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化を図るもの

1	
9	
ω	

委員会名	議	案	名	概	要
ТРР	○環太平洋パートナー関係法律の整備に関する号)			の確保に関する法律」「特許法」「商機器等の品質、有効性及び安全性の限に関する法律」「砂糖及びでん粉の個行政法人農畜産業振興機構法」「特別律」及び「経済上の連携に関する日	結に伴い、「私的独占の禁止及び公正取引標法」「関税暫定措置法」「医薬品、医療確保等に関する法律」「畜産物の価格安定 括
	●畜産物の価格安定は 法人農畜産業振興機構 案(岸本周平君外 8 名	構法の− 6提出、	一部を改正する法律		肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和 法制化等を行うもので、法律の公布の日
	○環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件(条約第8号)			アジア太平洋地域において、物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進めるとともに、知的財産、電子商取引、国有企業、環境等幅広い分野で21世紀型の新たなルールを構築するための法的枠組みについて定めるもの	